

事業計画書

(神奈川県聴覚障害者福祉センター)

団体等の名称	社会福祉法人 神奈川県聴覚障害者総合福祉協会
代表者の氏名	理事長 渡邊 千城
申請者の主たる事務所の所在地	〒251-8533 神奈川県藤沢市藤沢 933-2 神奈川県聴覚障害者福祉センター内
電話番号	0466-27-1911
ファクシミリ番号	0466-27-1235
メールアドレス	office@kanagawa-wad.jp
担当者名	熊谷 徹

【記載要領】

- 項目ごとに、※の内容を踏まえ、指定管理者としての特色ある取組(セールスポイント)がわかるように記載してください。
- 「神奈川県聴覚障害者福祉センターの維持管理及び運営等に関する業務の基準」等を熟読し、本県が求める業務基準の内容について充分把握のうえ、ご記載ください。
- 記載欄が不足する場合は、適宜欄を追加するか、別紙で添付するなどしてください。
- 別紙で添付する場合は、その旨を記載してください。(記載例：別紙1のとおり)

1 サービスの向上について

1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

(1) 管理運営方針

※ 公の施設としての、聴覚障害者福祉センターの設置目的及び役割を踏まえ、どのような運営を目指すのか、基本的な考え方を記載してください。

また、聴覚障がい者の自立支援や社会参加など、聴覚障がい者福祉に関する理念についても記載してください。

基本方針

社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会は、公の施設としての設置目的及び役割である「聴覚障がい者に対して、その社会的自立を促進するために、各種の指導、訓練等を行うとともに、身体障害者福祉法第 34 条の規定により日常生活に必要な情報を提供し、及び聴覚障がい者に対する社会奉仕活動を行おうとする者に対して、その活動のための便宜を供与し、もって聴覚障がい者の福祉の増進を図る。ための施設として、当法人理念のもと、聴覚障がい者の視点に立ち、聴覚障害者福祉センターを運営します。

総合的な施設の運営についての考え方

当法人は、「聴覚障がい者の社会参加と完全な平等の実現を目指す」ことを基本理念に、聴覚障がい者をはじめ全ての人々の人権が守られ、不合理な差別を受けることなく、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができるような社会の実現に向かって日々邁進します。

ノーマライゼーションの思想を根底とし、「ひとりひとりを大切にする」ことを基本的な考え方として、聴覚障がい者中心の法人であるという特色を活かし、聴覚障がい者関係団体、自治体、関係機関等と連携しつつ、次の基本方針にそって運営にあたります。

- 1、当事者でなければ気づかないニーズを掘り起こし、きめ細かいサービスを行います。
- 2、聴覚障がい者の視点に立ち、適時、聴覚障害に関する情報を発信します。
- 3、地域における聴覚障がい者の自立及び社会参加を支援します。
- 4、聴覚障がい者の自立及び社会参加への支援者をサポートします。
- 5、聴覚障がい者を含む全ての県民の平等利用に取り組みます。
- 6、施設運営を支えるのは、人の知恵・行動力と考え、適正な人材を確保します。
- 7、法令及び条例遵守を徹底し、諸規程の整備を含め、適切な管理を行います。
- 8、災害時における聴覚障がい者の支援拠点として取り組みます。

・聴覚障がい者の社会的自立促進

・日常生活に必要な情報提供

・聴覚障がい者へのサポート体制の整備

聴覚障がい者の福祉の増進

1、当事者でなければ気づかないニーズを掘り起こし、きめ細かいサービスを行います。

講座、講習会、研修会等でのアンケートの実施、相談業務から提起されるニーズの把握、各関係団体との懇談会での意見集約、ロビー設置の提案箱に寄せられる利用者の声等に加え、聴覚障がいを持つ職員からの意見などを通して得た聴覚障がい者からの声をサービスに反映させ、親しまれる施設を目指します。

2、聴覚障がい者の視点に立ち、適時、聴覚障がいに関する情報を発信します。

ホームページの運用等IT技術を活用し、積極的な情報の受・発信に取り組みます。IT技術の進化に伴うホームページの改編をはかり、動画のストリーミング配信を実施しました。ストリーミング配信の実施は、文字情報だけでなく手話として情報伝達が可能となり、聴覚障がい者に最新情報の提供を可能にします。今後、更に充実に努めていきます。

3、地域における聴覚障がい者の自立及び社会参加を支援します。

相談事業の地域実施等、地域における聴覚障がい者の福祉環境の改善、向上のためのネットワーク化、アウトリーチの実施を進めます。

4、聴覚障がい者の自立及び社会参加への支援者をサポートします。

手話通訳者及び要約筆記者の質の向上のための研修、手話通訳者・要約筆記者の養成を、法人本部事業と連携して行うことにより、内容の充実を図ります。情報保障者としての手話通訳技術、要約筆記技術の向上、聴覚障がい者に

かかわる最新情報の提供や、頸肩腕障害についての知識など、手話通訳者、要約筆記者として活動していく上で欠かせない情報の取得とともに、資質の向上をはかっていきます。

5、聴覚障がい者を含む全ての県民の平等利用に取り組みます。

継続的な聴障センターまつりの実施によって、近隣住民との交流による地域への普及啓発につながるとともに、地域の青少年育成という観点から周辺小学校の集会やスポーツ活動での利用を今後も増やします。また、高校生対象の講座、HPの動画配信、出張コミュニケーション講座、企業向けコミュニケーション支援研修等による、県域での聴覚障がい理解の普及啓発に取り組みます。

6、施設運営を支えるのは、人の知恵・行動力と考え、適正な人材を確保します。

「人」は施設運営資源の大きな要素のひとつであり、当法人最大の強みである職員の人間力によって、利用者に満足していただける施設にしていきます。

7、法令及び条例遵守を徹底し、諸規程の整備を含め、適切な管理を行います。

適切なりスク管理によって、健全で効率的な施設運営が実現でき、職員の責任感や意欲の低下を防ぎ、職場秩序の維持・確保を容易にしていきます

8、災害時における聴覚障がい者の支援拠点として取り組みます。

震災時、①防災放送が聞こえない

②避難所では情報が得られない

③仮設住宅がバリアフリーではない等の課題がみえてきました。

当法人はこの課題を受け止め、防災情報をホームページ等で情報提供するほか、県行政や聴覚障がい当事者団体・支援者団体、地域住民とともに、福祉避難所機能を含め災害時の対応や支援内容について検討を重ねていきます。

当法人理念と沿革

理 念

- 一、聴覚障害者の社会参加と完全な平等の実現を目指す。
- 一、聴覚障害(者)の問題を掘り起こし、解決に向けて取り組む。
- 一、聴覚障害者のニーズに合った適切なサービスを提供する。
- 一、聴覚障害に関わる正しい知識を社会に啓発し普及する。
- 一、聴覚障害者が主体性を発揮して経営する。

当法人は、多様な福祉サービスが聴覚障がい者等の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、聴覚障がい者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、聴覚障がい者が抱えている不便さ及びニーズに合った適切なサービスの提供並びに聴覚障がい者に関する正しい知識を社会に普及・啓発することは、当事者である聴覚障がい者が主体となって行うことが最も適切であり、そうすべきであるという理念の下に、当事者である聴覚障がい者の団体が中心となって、平成13年12月に設立されました。

平成14年4月に神奈川県聴覚障害者福祉センターの管理運営を県から委託を受け、また、平成18年4月から第1期目、平成23年4月から第2期目、平成28年4月からは第3期目の指定管理者として、これまで順調に管理運営を行うとともに、企業や学校等への手話通訳者及び要約筆記者の派遣、手話講習会等への講師の派遣を行って来ました。

また、平成20年度から、「聴障センターまつり」を実施し、聴覚障がい者からの情報発信、地域住民との交流等をすすめ、地域住民の施設利用にもつながっています。

1 サービスの向上について

1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

(2) 委託の考え方

※ 業務の一部を委託する場合の業務内容、委託先選定の考え方（県内事業者・障害者雇用企業等）について記載してください。



聴覚障害者福祉センターの維持管理業務を円滑に安全に、また高水準に行い利用者サービスの向上を図るために、業務のレベルとコストから望ましいと思われる業務については専門の業者・団体に委託します。（「委託予定業務一覧表」参照）当法人のこれまでの施設運営経験を活用した業務仕様書を作成し、業務遂行状況や利用者からの声を反映しつつ、継続的に維持管理水準の向上を行います。

委託先の選定にあたっては、県内中小企業者、障害者雇用企業等への優先発注を図ります。なお利用者の安全の確保や設備機器の長寿命化を図る観点から、特に高い専門性が求められる設備や機械類に関しては、製造・設置業者へ委託することも検討します。

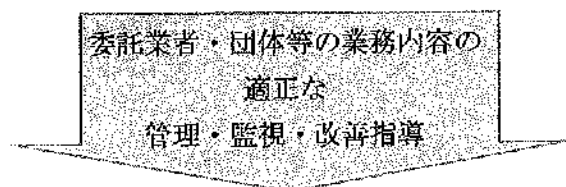
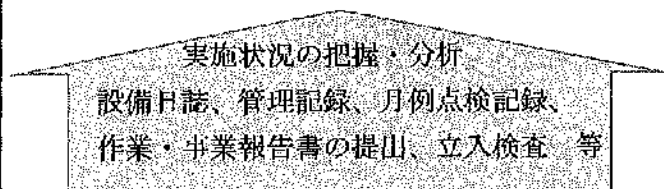
また、業務の一部を委託する場合でも、委託した業務に伴う委託先の行為については、当法人が全ての責任を負うものとします。業務管理を綿密に行い、経費削減につながる効率化を前提に、業務水準の確保と安全確保を徹底します。また、委託についての契約から管理・指導に至るまでの担当者を設置し、作業の進捗やスケジュール管理状況、連絡報告管理状況等についての委託業者・団体等の業務内容を適正に管理・指導し、設備管理及び事業運営の適正性を確保します。

委託管理責任者



担当部署担当者

委託事業仕様書の作成、委託契約の締結、委託業務の管理・指導



委 託 業 者 ・ 団 体 等

1 サービスの向上について

2 施設の維持管理について

※ 聴覚障害者福祉センターの施設及び設備の状況を踏まえ、参考資料3の「2 施設管理に関する業務基準」の項を確認の上、保守管理業務、清掃業務、保安警備業務等の実施方針について記載してください。

基本方針

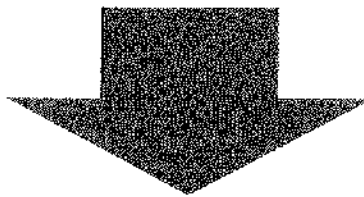
施設の維持管理業務は、「安全・安心の確保」「快適な利用環境」を通して、聴覚障がい者の福祉の増進を図るための施設の提供を行うために不可欠な業務であり、各種法令遵守のもと、適切に遂行し、「利用者サービス向上」を図ります。

1、法令遵守、
業務基準を最低限
とした維持管理

2、清掃、保守
点検等の計画化

3、予防保全
小規模修繕

4、省エネ
経費削減



利用者サービス向上

1、法令遵守、業務基準以上の維持管理

関係法令を遵守することはもちろんのこと、これまでの、聴覚障害者福祉センターの維持管理経験から獲得したノウハウをもとに、当法人と設備保守業者とが一体となり、建築物の保守管理について、外壁、内壁等の状態を監視、維持し、また、業務基準以上に日常点検、法定点検、定期点検等を行います。電気工作物については保安監視業務委託により更なる安全性を確保し、空調設備保守、昇降機保守、第1種圧力容器性能検査を実施して、新たに自動ドア保守も行って、建設設備等について、状態、性能を維持します。

a 簡易専用水道検査

水道法第34条の2の規定により1年以内ごとに1回、厚生労働大臣が登録した検査機関による検査を受けます。

b 消防設備点検

消防法第17条の規定により設置された消防用設備等を年2回点検し、その結果を消防長または消防署長に報告いたします。また、自家発電設備負荷運転試験も年1回行います。

c 電気工作物保守点検

電気事業法に基づき、年12回の月次点検(主として運転中の施設点検・測定・試験)と年次点検(主として施設の運転を停止して行う点検・測定・試験)を行います。

d 受水槽点検

受水槽の有効貯水槽が10㎡を越えるため、水道法による点検を年1回実施します。

e 建物・設備法定点検

県と連携して、設備点検年1回、建築物点検は3年に1回実施します。

f 敷地内樹木剪定

施設の景観維持のため1年を通して行います。

g 電気工作物保安監視

遠隔保安監視により更なる安全性を確保します。

h 第1種圧力容器性能検査

労働安全衛生法並びにボイラー及び圧力容器安全規則によって性能検査を受検します。

各種設備の保守点検等にあたっては、利用者への影響を考慮した上で実施します。

2. 清掃・保守点検等の計画化

利用者が快適に施設を利用し、快適な時間を過ごせるように、清掃内容や清掃方法の改善を継続的に行います。日常的な清掃の効果は、衛生上の清潔感を保つだけでなく、美観を維持して、利用者の快適で安全な施設利用に繋がります。担当職員1名の配置に加え、全職員適宜、清掃業務を行います。

(1) 清掃の計画化

a 日常清掃・・・通年

フロア清掃

- 掃除機による集塵、水拭き掃除、ドライモップによる拭き掃除の実施
- 屑かごのゴミ回収 等

トイレ清掃

- 洗面台、鏡の洗浄及びふきあげ
- 消耗品補充
- 屑かごのゴミ回収、汚物処理・汚物入れ洗浄
- 便座・ノズル洗浄、便座電源点検
- 床面除塵、拭き掃除 等

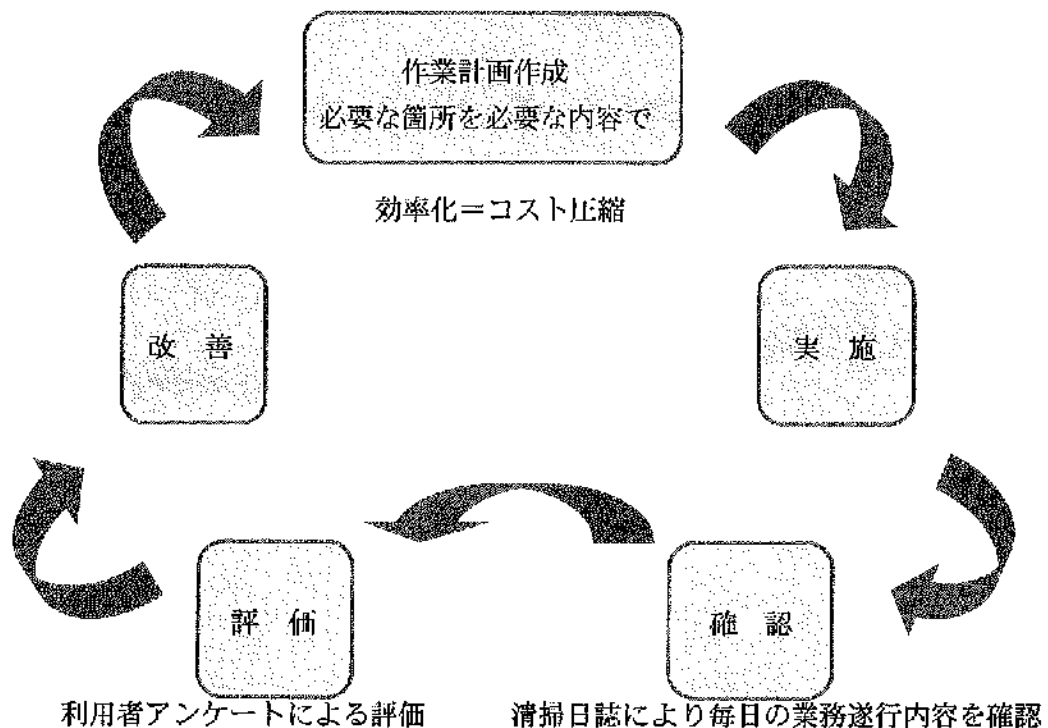
ガラス清掃

- 随時水拭き、乾拭き

外周清掃

- 塵芥物除去 等

日常清掃サイクル



- b 定期清掃・・・・・・・・年2回
 - フロア洗浄及びワックスがけ
 - トイレ清掃
 - ジュータン洗浄
 - 窓ガラス洗浄
- c 受水槽清掃・・・・・・・・年1回

水道法に基づき点検と合わせて実施します。
- d 害虫駆除・・・・・・・・年2回

建築物の衛生的環境の確保により実施します。
- e 汚水管高圧洗浄・・・適時

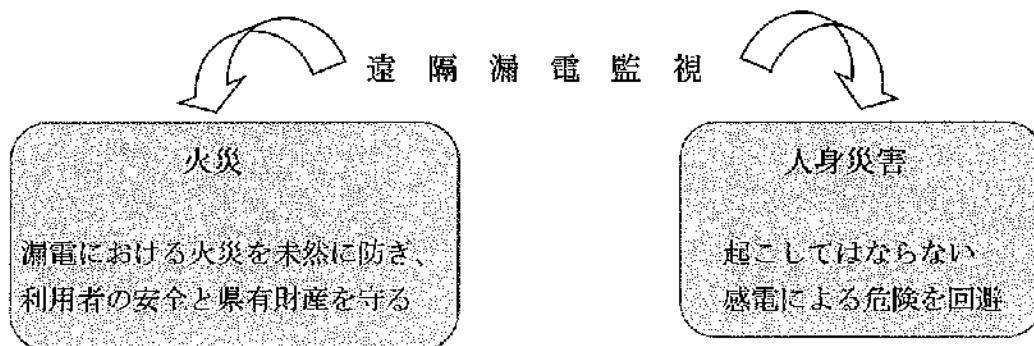
建築物の衛生的環境の確保により実施します。

清掃等には、施設利用者の利用の妨げにならないように行います。

(2)保守点検の計画化

- a 簡易専用水道検査・・・・・・・・年 1回
- b 消防設備点検・・・・・・・・年 2回
- c 電気工作物保守点検・・・・・・・・年12回
- d 受水槽点検・・・・・・・・年 1回
- e 建物・設備法定点検・・・・・・・・設備点検年1回、建築物点検3年に1回
- f 敷地内樹木剪定・・・・・・・・通 年
- g 第1種圧力容器性能検査・・・・年 1回
- h 電気工作物保安監視・・・・・・・・常 時

昭和55年設置の神奈川県聴覚障害者福祉センターにおいて、懸念されることのひとつに、「漏電トラブルから発生する可能性のあるリスク」があげられます。これに対して、絶縁監視装置による24時間漏電監視を行います。



(3)保安警備業務

施設の維持管理担当者等による施設内外巡回を行うとともに、夜間・休館日は機械警備を導入して、24時間365日、事故・火災等の災害及び破壊等の犯罪の発生を警戒、防止し、利用者の安全・財産の保全を図ります。工事関係者等の施設入退出に関しては、立会・入退簿によって適切に管理します。

3、予防保全、小規模修繕

予防保全の考え方にたち、電気設備、機械設備等の日誌及び月例点検記録の作成、点検・運転データの分析等をもとに、性能維持、修繕管理コストの適正化を図ります。また、設備の経年劣化に対しては、安心・安全確保のため、設備保守点検を確実にを行い、事故やトラブルを未然防止、長寿命化を図ります。

小規模修繕については、施設維持管理担当者等による日常巡回により、危険箇所・建築物及び設備の不具合等を早期発見し、即時対応が必要な小規模修繕などは早急な対応をもって、常に安全かつ快適な利用ができるよう努めます。大規模な施設・設備の改修及び修繕においては、リスク分担表に基づき、県と協議のうえ対応し、適宜報告等の対処もすみやかに行います。

4、省エネ・経費削減

- (1) 備品は備品管理簿で管理します。また、施設の運営に支障をきたさないよう事務備品の維持、管理を行います。破損・不具合等が発生した場合は所管課へ報告を行います。また、物品の帰属・処分・報告について把握します。
- (2) 事務備品消耗品は、施設運営に支障をきたさないよう必要な消耗品の購入、管理を行います。不具合が発生したものは、随時更新を行います。
- (3) 指定された重要物品については、施設の運営に支障をきたさないよう保守点検を行い、破損、不具合が生じた場合は、直ちに障害福祉課へ報告を行います。
- (4) 水光熱費及び燃料費の削減を図るため、これまでのエネルギー使用量から適切な削減目標を設定し実践して、職員で経費削減に努めます。
- (5) 維持管理に使用する消耗品等には、グリーン購入適合商品を積極的に使用します。

1 サービスの向上について

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金について

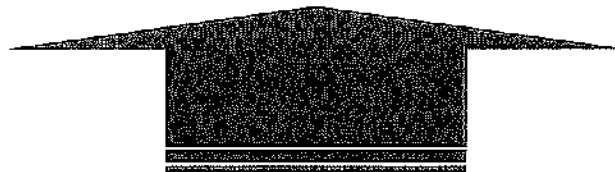
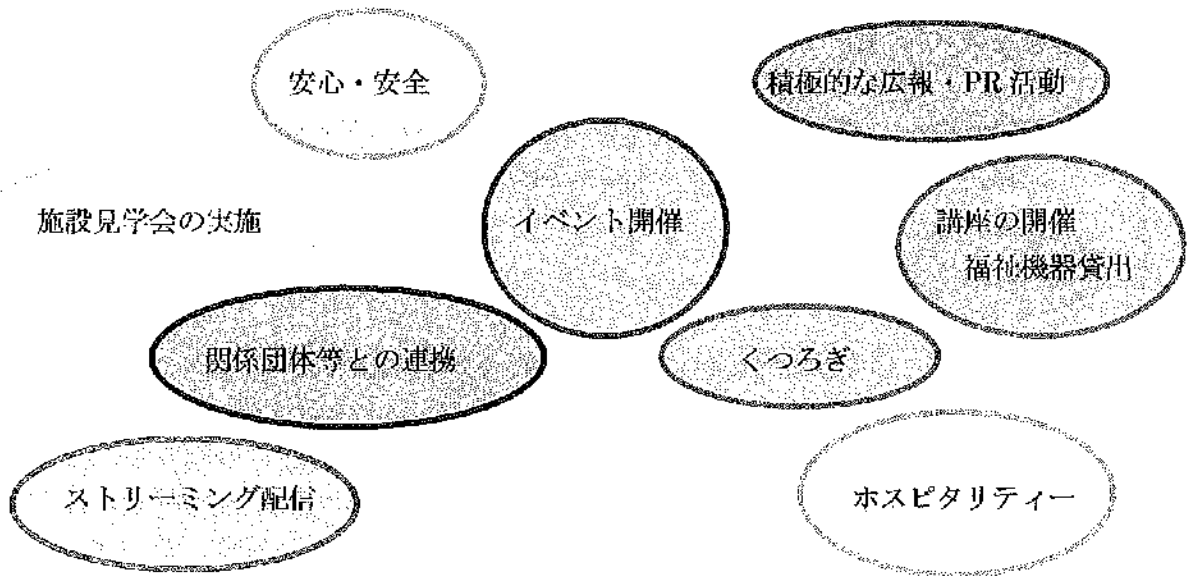
(1) 利用促進のための取組

※ より多くの利用を図るための取組及び広報・PR活動の具体的な実施方法について記載してください。



利用者や一般県民に対し、指定管理により管理・運営されている施設であることを明確にし、指定管理施設であることを周知します。当事者でなければ気付かないニーズの掘り起こし、県民及び利用者ニーズの把握・反映をもって、認知度を高めます。そして、当法人の行動力・経験・ネットワークを最大限に活用して、利用者へのサービスの向上、利用促進につなげ、聴覚障害者福祉センターの設置目的を実現します。

利 用 促 進 の ポ イ ン ト



県 民 ・ 利 用 者 の 声

安心・安全

事故等の緊急事態が発生した際の的確な対応は重要ですが、通常の指定管理業務を行う上で、事故防止等の取り組みに対しても、日頃から最大限の努力をつくすのは、施設管理者としての大前提です。これが、快適な施設利用、利用増進へつながると考えます。

積極的な広報・PR活動

今や、広報・PR活動の必須ツールのひとつであるホームページはアクセス数も右肩上がりであり、動画配信を取り入れたホームページの運用を継続します。これにより、文字情報だけでなく、手話としての情報伝達が可能となります。また、各種サークルや関係団体等に送付して、すでに240回を超える隔月発行実績（令和2年2月現在）をもつセンターだよりは、更なる内容の充実を目指します。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間ホームページアクセス数	46,773件	48,539件	52,462件

施設見学会の実施

教育関係、手話サークル、福祉団体、行政機関等の施設見学を引き続き実施し、今後も、当事者による見学案内を推進し、施設の役割の理解・聴覚障がい者の理解の促進につなげます。

イベント開催

聴覚障がい者に係る情報発信及び関係団体、地域住民等との交流を目的に、関係団体の協力を得て実施する聴障センターまつりは、毎年300人以上の来場者があり、これからも、より一層、内容の充実を図り、継続します。また、聴覚障害を知る講座は、聴覚障害児者の視点に立った情報発信の講座です。次代を担う高校生を対象にし、体験を通して聴覚障害についての理解を深めます。さらに、地域の福祉イベントに参加し、聴覚障害児者の視点に立って情報発信する地域聴障センターは事業紹介も行き、センターの役割を普及し、利用者の拡大につなげます。

講座の開催・福祉機器貸出

聴覚障がいについての理解を深めるための講座として、高校生を対象とした講座を実施します。また、福祉機器の貸し出しを行い、実際に見て、触れることによって、聴覚障がい福祉の理解につなげます。

くつろぎ

玄関付近のお花や受付横の季節のデコレーションが嬉しいです。

(令和元年度利用者満足度調査より)

利用者の声を反映し、利用者の利便性を考え、館内設備を随時見直すことによって、利用促進につながります。好評であるロビーでの聴覚障害がい関連書籍の閲覧コーナーは内容の充実をすすめます。

関係団体等との連携

より多くの利用を促すための取り組みとして、関係団体との連携も欠かせない要素のひとつと考えます。

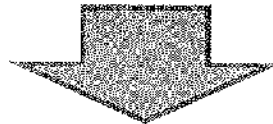
ホスピタリティー

利用者との日常的なコミュニケーションを大切にするにより、利用者の立場からの不満感の早期発見、事前対処を目指します。これは、聴覚障がい者を含む全ての県民の平等利用にもつながると考えます。

聴覚障害者福祉センターには専門性の豊富さや親しみやすさ、明るさ、楽しさ、自信、新しさ、適正さなど、職員のひとりひとりが利用者とともに、大事に作り上げてきた風土があります。利用者、関係団体と共に歩む心を育て、利用促進につながります。これまでに築き上げてきた、目には見えない大きな成果が利用者、関係団体等との信頼につながっていることはいまでもありません。

ストリーミング配信

自主制作したセンター事業または法律関係や日常生活に必要な情報を幅広く配信しています。平成 30 年度は、生活関連情報動画等 100 本以上を作成し、動画配信アクセス件数は 25,188 件でした。



全職員が一丸となって、利用促進に取り組みます。

1 サービスの向上について

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金について

(2) 苦情・要望等への対応

※ 利用者からの意見・要望の把握や事業等への反映の仕組み、苦情やトラブルへの対応について記載してください。

基本方針

利用者からの意見・要望等を積極的に取り入れることが、円滑な施設運営に必要とされていることです。また、苦情やトラブルがあった場合、申出者の人権を尊重するとともに、プライバシーを守り、申出人、当法人双方にとって意義あるものとするために、「社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会苦情解決に関する規則」を定め、この仕組みについて、館内掲示版に掲示するなどしてこの周知を図り、積極的かつ迅速・公平に対応し、業務等の改善につなげます。

利用者からの意見・要望について

利用者アンケートの実施

利用者等の設備、事業内容、職員の対応などに対する意見・要望を把握することにより、自己評価するとともに、施設運営を図り、利用者に対するサービスの向上を旨とします。

実施方法

「神奈川県聴覚障害者福祉センター利用者アンケート」に記入してもらい、それを集計、分析します。アンケートの配布、回収については、次の方法により行います。

(1) アンケートの配布方法

- ① センターだよりと同封して、県内関係団体及びサークルへ送付。
- ② ロビー、カウンターに配架。
- ③ センター事業参加者に配布。

(2) 回収方法

- ① 郵送、FAX
- ② カウンターに設置する回収箱への投入。

提案箱の設置

来館者に対しては、ロビーに提案箱を設置し、利用者の意見・要望の収集、分析に役立てます。

意見・要望への検討・対応

「担当部署によるミーティング」・・・担当部署による意見・要望の集約・検討。

「施設長中心のミーティング」・・・施設長を中心の協議。

「全体でのミーティング」・・・職員全員参加による改善プランの策定。事業等への反映。

意見・要望に対する周知

館内掲示版に掲示することにより周知を図ります。

部屋利用、物品貸出に関しても、利用者からの様々な要望を取り入れるよう努めます。

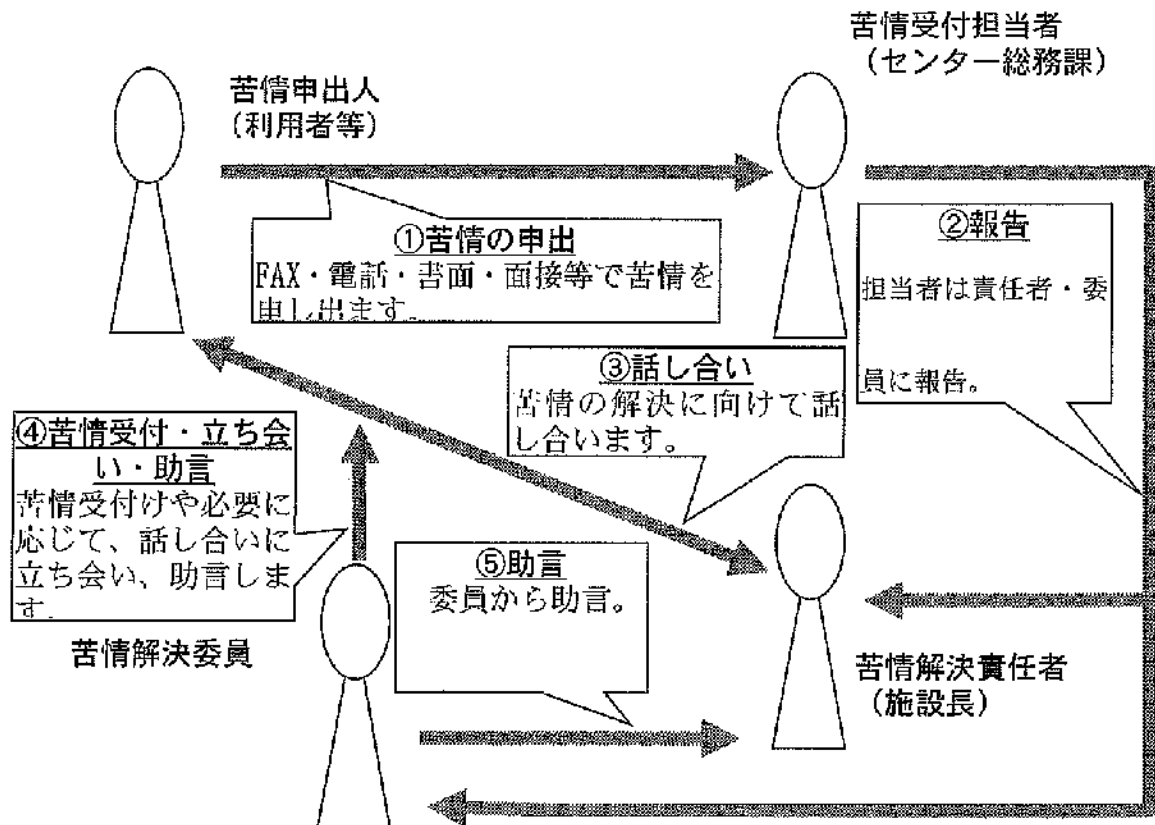
利用者からの苦情・トラブル

苦情解決に社会性や客観性を確保するため、苦情解決を円滑・円満に図ることができる者や利用者等からの信頼性を有する者からなる苦情解決委員を選任します。

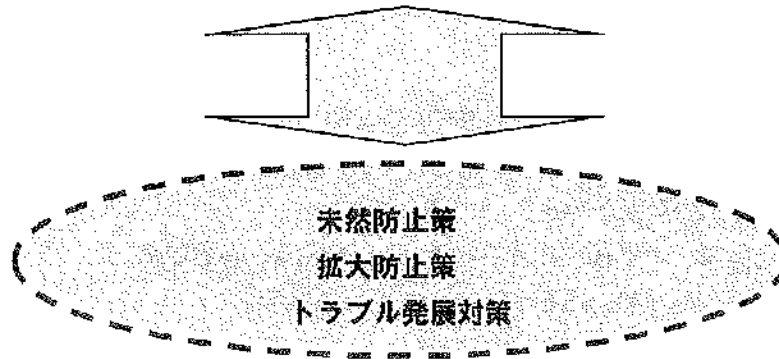
委員は、次の職務を行います。

- (1) 苦情受付担当者からの受け付けた苦情内容の報告聴取
- (2) 苦情内容の報告を受けた旨の申出人への通知
- (3) 利用者等からの苦情の直接受付
- (4) 申出人への助言
- (5) 当法人への助言
- (6) 申出人と苦情解決責任者の話し合いへの立ち会い及び助言
- (7) 苦情に係る事案の改善状況等の報告聴取
- (8) 日常的な状況把握と意見聴取

<苦情解決の仕組み>



苦情・トラブルは発生以前に、職員の対応によって回避・収束できるものが多い。



未然防止策

全職員が「サービス業であること」の自覚を持つとともに、

- ・利用者への職員対応統一化
- ・段階的な苦情処理方法の研修への取入れ

を行い、いかなる体制をもっても発生し得る苦情・トラブルを発展させない対応を浸透させます。

拡大防止策

苦情発生による拡大防止には、

- ・常にできることについて伝える
- ・肯定的なフレーズを使う
- ・規則や規制を引き合いに出すのを避ける
- ・タイミングを見る

初期対応を徹底し、苦情発生時の拡大防止を行います。

トラブル発展対策

苦情の長期化＝トラブルと捉え、現場での素早い判断により、合理的な解決の道筋をつけ、

- ・関係各所への迅速な報告
- ・専門家や関係機関への協力要請

に留意して早期解決を図ります。

1 サービスの向上について

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金について

(3) 利用者サービスの取組

ア 情報提供施設としての取組

※ 参考資料3の「4 事業の実施に関する業務」(1)(3)の項を確認の上、具体的な取組方針と実施方法を記載してください。

基本方針

「かながわ障害者計画」の基本理念である「ひとりひとりを大切にする」を基本に、「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現に向けて、取り組んでいきます。このことで、かながわSDGs取組方針の「ともに生きる社会づくり」を推進します。

聴覚障がい児者は、聴覚からの情報が得にくい、または得られない状況にあります。そのため、視覚から情報を得る割合が高くなり、ろう者の言語である手話や文字による情報提供が重要となります。

自主企画番組の役割には、聴覚障がい者（ろう者、中途失聴者、難聴者）への支援としての情報発信があります。ろう者、中途失聴者、難聴者として堂々と生きるためのアイデンティティの確立や、障害受容を支援するための情報を、聴覚障がい者が、同等に情報を得られるためには字幕、手話挿入番組が必要となります。

また、「ともに生きる社会かながわ憲章」でも、「私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します。」と定められており、地域で聴覚障がい者が豊かに生活して行くためには、一般県民の聴覚障がい、聴覚障がい児者への理解は不可欠です。

一般県民へ向けた聴覚障がい、聴覚障がい児者の理解を促すための情報発信も、自主企画番組の大きな役割です。

平成27年4月、神奈川県手話言語条例が施行されました。県民に手話や聴覚障がいについての理解を広める情報を、自主企画番組として制作・発信することで、条例の目的達成を支援します。

聴覚障がい者、聴覚障がい側からの自主企画番組の制作、配信、ITの活用、聴覚障がい者用機器の展示、紹介、各種講座の開催などの情報提供を通して、聴覚障がい児者の日常生活の支援を行います。

字幕入り映像ライブラリーの提供

具体的方針

自主企画番組の制作・情報発信

聴覚障がい者への支援のための情報発信、一般県民への聴覚障がい、聴覚障がい者への理解促進のための情報発信として、自主企画番組を制作し、情報発信していきます。

聴覚障がい者のアイデンティティの確立や、障害受容を支援するために、聴覚障がい者が自らの

体験や思い語る番組を制作します。同じ聴覚障がい者の言葉から、自らのことを省みて、気づきや発見の機会となり、アイデンティティの確立や、障害受容の支援につながります。また、こうした番組の一部は、手話の記録、ろう文化の継承にもつながります。

聴覚障がい者が、日常生活に必要な、一般的な情報を得やすくするため、手話での情報発信を行います。令和元年9月に総務省が発表した「平成30年度の字幕放送等の実績」では、手話挿入番組は、「手話ニュース」を放送しているNHK教育テレビでさえ、1週間あたりの手話放送時間は4時間7分です。他の放送局ではさらに低下し、NHK総合テレビでは8分、在京キー局の平均では12分となっています。日常的な情報を手話で分かりやすく情報発信することで、聴覚障がい者が日常生活を円滑に、豊かに暮らせることにつながります。

県民への聴覚障がい、聴覚障がい者への理解を普及啓発するために、聴覚障がい関連情報番組や手話の普及に関する番組を制作し、情報発信を行っていきます。聴覚障がい者は外見では判断できないため、障がいの特性が分かりにくい面があります。聴覚障がい者支援のための情報発信、日常生活に関する手話での情報発信とともに、一般県民の聴覚障がい者への理解を促進します。

手話通訳者養成、要約筆記者養成等の事業に関わる番組制作も行います。事業での活用とともに、聴覚障がい者の自立と社会参加を保障していく手話通訳者、要約筆記者の養成のため情報発信を行います。

番組制作にあたっては、利用者ニーズや様々な情報が必要となります。ビデオ貸出時には配付したアンケート用紙の回収、聴覚障がい当事者団体との意見交換、聴覚障がい者との相談等を通して必要とされた関連情報等、様々な方法で利用者ニーズ、関係情報の収集に努めます。

聴覚障がい当事者団体の意見交換からは、自主企画番組制作への協力や、聴覚障がい者から発信したい事項、発信した番組への評価などを伺い番組制作に反映します。

情報提供方法

自主企画番組は、原則として手話または手話通訳者、音声、字幕により制作します。

貸出用の情報メディアは、DVDとします。DVDディスクは、DVDプレーヤー・レコーダー、ブルーレイプレーヤー・レコーダー及びパソコンでも再生が可能なため、多くの利用が期待できます。

字幕制作を行った番組については、利用者により字幕表示の有無を選択できるようにします。

高画質の4K、8Kなどが開発されていますが、まだ十分に一般家庭で活用される状況には至っていません。一般家庭への普及の状況をみながら、情報メディアを検討していきます。

また、ホームページを活用したストリーミング配信（「IT化への対応」参照）も行います。

利用者ニーズを考慮した制作

自主企画番組「私の思い出写真館」、「手話語り総集編」など、多くの方の貸出利用が見込まれる番組については、複数制作します。

ニーズの高い番組は、利用者が多く、返却待ちの状況となってしまいます。返却待ちの状況をできるだけ解消するため、同一番組を複数制作することで、利用者の利便をはかります。

また、手話による情報発信について、聴覚障がい当事者団体から意見を伺うための、手話映像制

作委員会を設け、利用者のニーズを把握するとともに、番組制作への協力をはかります。

適正な貸出

ビデオライブラリーの利用は登録制とし、延滞、破損、紛失等に対応します。貸出カードを発行し、利用者の利便を図ります。登録時には、ビデオライブラリーの利用方法を記載した説明書を配布し、適正な利用を図ります。

ビデオ制作

自主企画番組の制作

自主企画番組として、次の番組を制作します。

(1) 聴覚障がい者からの情報発信番組

ア 聴覚障がい者が自ら手話で語る番組

(ア) 自らの生活や人生等を収録した記録的番組の制作

高齢の聴覚障がい者等が、自らの生活や人生を、ご自身の手話で表現する「私の思い出写真館」や、手話で話題や出来事などを語っていただく番組を制作します。

手話の魅力や、特徴などが実感できる手話の文化的記録、ろう文化の継承としても活用します。

(イ) 自らの経験、思いなどを手話で語る短時間番組の制作

聴覚障がい者自身に、日常生活で体験したこと、話題や出来事への思い、将来の夢などを手話で語っていただく番組、「手話語り」などを制作します。聴覚障がいの利用者には、他の聴覚障がい者の思いや、体験、夢など等知る機会となり、日常生活で自分らしく生きていく活力になると考えています。短時間のものを制作し、インターネットを使い、ホームページからストリーミング配信を行います。ストリーミング配信後、総集編にまとめ、ビデオライブラリーで貸出を行います。

(ウ) 手話の普及啓発の短時間番組の制作

神奈川県手話言語条例が制定され、県民に広く手話への理解と普及が求められています。手話を子どもでも楽しめる番組を制作することで、手話への関心を高めます。また、聴覚障がい児が視聴することで、手話の普及をはかります。

短時間の番組を制作し、インターネットを使い、ホームページからストリーミング配信を行います。

イ 講演等の収録番組の制作

教養講座、手話通訳者や要約筆記者の養成講習会、研修会等、ろう者、中途失聴者、難聴者といった聴覚障がい者が講師としてお話しいただく企画があります。これらを収録して、貸出を行います。字幕制作も行い、全ての聴覚障がい児者が視聴できるよう努めます。

様々なテーマでの講演ですが、聴覚障がい者の立場からの思いや願い、意見が込められています。聴覚障がい児者が、自分らしく社会生活を営む契機となるとともに、県民にとっては聴覚障がい、聴覚障がい者の理解につながります。

また、聴覚障がい当事者団体等は、自らのニーズにより講演等を企画しています。これら

を収録した番組を制作します。講演、行事等に参加できなかった聴覚障がい者への情報提供として活用します。

ウ 県民向けの情報発信番組の制作

聴覚障がい者から、県民へ対して手話、聴覚障がい者への理解を分かりやすく説明する入門的な番組制作を検討します。

(2) 聴覚障がい側からの情報発信番組

ア 講演等の収録番組の制作

手話通訳者、要約筆記者の養成講習会、研修等、聴覚障がいに関わる講義等の企画があります。これらを収録して、貸出を行います。

聴覚障がいについての理解を広く普及する情報として活用します。

イ 日常生活に役立つ番組の制作

聴覚障がい児者が日常生活を営む上で必要な情報を提供する番組を制作します。聴覚障がい利用者の視点に立って分かりやすい方法で提供します。

(ア) 講座等の収録による番組の制作

教養講座、研修等を収録し、貸出を行います。手話通訳挿入、字幕挿入等を行い聴覚障がい児者が視聴できるように制作します。

(イ) 直近の話題等の情報短時間番組の制作

新型コロナウイルスの予防、新元号等、直近の話題を取り上げ、日常生活での注意、心がけや、聴覚障がいのために獲得が難しかった情報など、情報動画として短時間番組を、聴覚障がい者が理解しやすいように制作します。

主に手話での情報提供とします。インターネットを使い、ホームページからストリーミング配信を行います。短時間番組ですので、繰り返しの視聴が容易となります。

ウ 聴覚障がい関連情報の短時間番組の制作

「聴覚障がいとは」、「補聴器の使い方」など聴覚障がいに関連する情報を短時間番組として制作し、ホームページからストリーミング配信します。

聴覚障がい児者にとっては日常生活に役立つ情報として、県民に対しては聴覚障がいを理解する情報として役立てていきます。

エ 神奈川県聴覚障害者福祉センターだより等の手話版の制作

広報紙「神奈川県聴覚障害者福祉センターだより」に掲載している話題をピックアップして、手話で情報発信を行っていきます。「神奈川県聴覚障害者福祉センターだより」には、様々な情報を掲載しています。しかし、文字による情報であるため、これらを手話での情報に置き換えることに努めます。職員出演による番組として、発行に合わせての発信に努めます。

オ 事業に関する情報発信番組等の制作

(ア) 手話通訳者、要約筆記者養成に関わる番組の制作

手話通訳者、要約筆記者の養成は、聴覚障がい者の日常生活や社会参加を保障していく重要な人材養成です。手話通訳者養成では講習会受講にあたっては手話の読み取り試験、聞き取り通訳試験を実施しています。試験問題に関する情報や、要約筆記者養成講習会を

収録した情報を番組として制作し、提供することで手話通訳者、要約筆記者の拡大をはかります。

(イ) 聴覚障がい児者の家族、保護者等への情報番組の制作

手話、読話などのコミュニケーション方法、補聴器、聴覚障がい乳幼児への対応等、聴覚障がい乳幼児指導やコミュニケーション教室等の利用者や家族、保護者が、聴覚障がい等について理解を深めるための番組、事業に関係する情報提供番組を制作します。

字幕を入れることを前提とした画面構成、見やすい手話の大きさなど創意工夫により、聴覚障がい児者が見やすく、分かりやすい構成で制作します。

施設利用者だけでなく、地域の聴覚障がい者、聴覚障がい児の保護者等への情報発信としても活用にあつめます。

(ウ) 手話通訳者、要約筆記者の養成に係る教材の制作等

手話通訳者、要約筆記者の養成では、その講習効果を高めるために、補助教材の役割には大きなものがあります。日常的な医療場面、相談場面や大会、シンポジウムなど、手話通訳場面、要約筆記場面に適した教材を整備、活用することで、技術、知識の水準を高め、聴覚障がい者が安心して依頼ができる手話通訳者、要約筆記者の養成をすすめていきます。

字幕挿入

字幕挿入は、手話と並んで聴覚障がい児者にとっては重要な情報提供方法です。

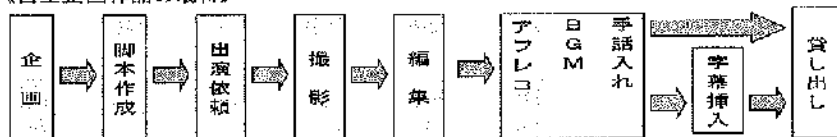
特に、人生の半ばで聴力が低下したことにより、コミュニケーション環境が一変した、中途失聴者、難聴者は、文字によるコミュニケーションにより、正確な情報を得ることができます。

番組に手話だけでなく、字幕を挿入することで、全ての聴覚障がい児者が理解しやすい情報となります。

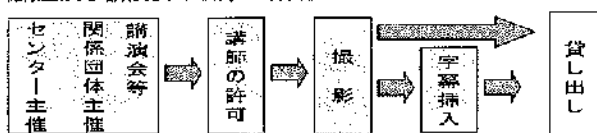
講座、講演会等の撮影を含む自主企画番組への、字幕挿入にあつめます。

ビデオ制作の流れ

《自主企画作品の場合》



《講座及び講演会の収録の場合》



関係団体等への制作協力

認定特定非営利活動法人障害者放送通信機構（旧特定非営利活動法人CS障害者放送統一機構）への番組提供を行います。認定特定非営利活動法人障害者放送通信機構は、聴覚障がい者向け番組「目で聴くテレビ」を制作、配信しています。聴覚障害者福祉センターが加盟している特定非営利活動法人全国聴覚障害者情報提供施設協議会に対して配信番組提供の協力依頼があり、全国の聴覚障害者情報施設が番組提供協力を行っています。

また、聴覚障がい者当事者団体の番組制作にも協力します。

ビデオライブラリー

自主企画番組等のDVDを、家庭等での視聴のために聴覚障がい児者等に貸し出すとともに、館内ロビーでの視聴も行います。

貸出番組はロビーに配架し、ビデオライブラリー利用者が自由に選択します。また、特徴的な番組については紹介コーナーを設けます。

DVD貸出時にアンケート用紙を配布し、返却時に回収します。利用者の希望、要望を把握し自主企画番組の制作に反映させるよう努めます。

新作自主企画番組の紹介はロビーに掲示するとともに、広報紙「神奈川県聴覚障害者福祉センターだより」に掲載、ホームページへの掲載等により、利用の促進を図ります。

また、貸出のアンケート用紙に記載された質問、要望等に関しては、回答をロビーに掲示して周知を図ります

貸出番組

ビデオライブラリーとして、次の番組を、無料で貸し出します。

区 分	内 容
自主企画番組	「わたしの思い出写真館」、「手話語り総集編」、講座撮影等の自主企画番組
字幕ビデオライブラリー 厚生労働省委託作品	厚生労働省の委託を受け、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが制作した番組です。著作権処理の関係で、聴覚障がい者のみ視聴できる番組と、一般利用できる番組があります。
寄贈・購入ビデオ	神奈川県定例議会、他の聴覚障害者情報提供施設制作番組、聴覚障がい者または手話に関する番組等

また、手話に関する番組の解説書等も合わせて貸し出します。

利用者

神奈川県内に居住する、聴覚障がい児者、手話、要約筆記学習者等の聴覚障がい関係の学習を目的とする者及び手話サークル等の聴覚障がい関係団体とします。ただし、中学生以下はその保護者とします。

利用方法

登録申請

登録申請書、身分証明書（身体障害者手帳、保険証、運転免許証等）を、受付に提出します。

貸出カード発行

貸出カード（聴覚障がい児者用、健聴者用、団体用）を発行します。中学生以下はその保護者とします。

ビデオライブラリー利用案内を配布します

貸出ビデオの選択

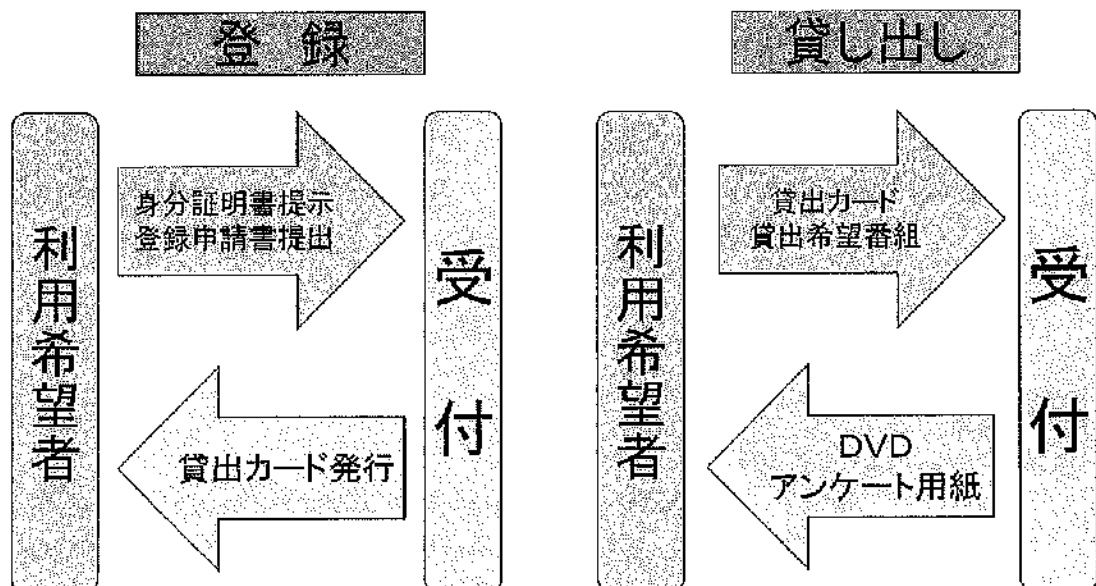
ロビーに配架したDVD（解説書等も1本）から、3本まで選択し、貸出カードとともに、受付に持参します。

ビデオ貸出

受付でDVD等を貸出します。貸出期間は、15日間（貸出日を含む）です。アンケート用紙も配布します。

ビデオ返却

返却は受付持参及び郵送で行います。



なお、登録申請書は、個人情報として神奈川県聴覚障害者福祉センター事業における個人情報保

護規程に基づき、適正に事務処理を行い、管理します。

利用案内には、聴覚障害者用ゆうパックの利用方法等（日本郵便ゆうパック約款・聴覚障害者用ゆうパック運賃料金表による）も記載し、利用者負担の軽減に努めます。

返却延滞については、ビデオライブラリー延滞規程に従い、適切に事務処理を行います。

ビデオライブラリーアンケート調査

ビデオライブラリー利用ごとに、返却日を明示したアンケート用紙を配布します。アンケート用紙には、利用者の要望、意見、番組の感想等を記入していただき、返却時に回収します。

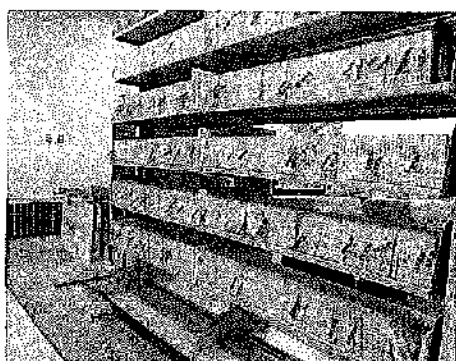
要望、意見等で改善できるものは、速やかに改善を行い、利用者の利便をはかっています。

アンケートは匿名で行い、意見、要望についての回答は、ロビー掲示板に掲示し、周知に努めます。改善が難しいものについては、その理由を明記します。

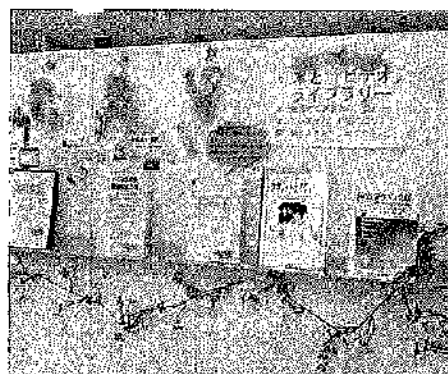
館内貸出

ロビー試写コーナーでの利用のため、館内でもDVDの貸出を行います。

利用者は、試写希望DVDを受付に持参していただきます。DVD貸出を行います。字幕ビデオライブラリー厚生労働省委託作品によっては聴覚障がい者のみ貸し出せる番組があるため確認を行います。アンケート用紙を配布し、返却時に回収します。



ロビー配架風景



DVD紹介コーナー

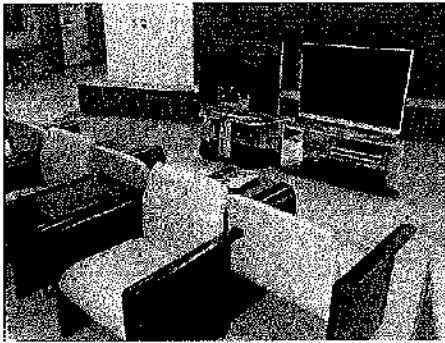
試写コーナー

館内ロビーに試写コーナーを設置し、利用者がDVDの視聴を行えるようにします。

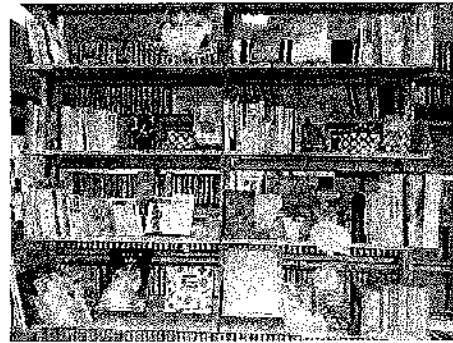
試写コーナーには、試写用モニター、DVD再生機を設置し、利用者が館内で番組を視聴できるとともに、貸出番組内容の確認にも利用いただけます。

また、アイドラゴン4を設置し「目で聴くテレビ」の視聴及び地上波デジタル放送の字幕放送の視聴の場としても活用します。

ロビーには、聴覚障がい関係の書籍も配架し、情報提供の場とします。



試写コーナー



図書閲覧コーナー

IT化への対応

具体的方針

インターネット、スマートフォンや携帯電話、タブレット型端末などのIT関係の機器が普及し、手軽に様々な情報を得ることができるようになってきています。聴覚障がい者の間でも同様に、メール、LINEなどのSNSも日常生活の中で活用されています。また、電話リレーサービスや遠隔手話通訳サービス、音声文字変換アプリ等の利用も拡大しています。

聴覚障がい者の生活環境の変化に合わせて、ITを活用した情報提供に努めていきます。

ストリーミング配信

ホームページから手話動画を、ストリーミング配信します。配信番組は、自主企画番組として制作します。

番組はインターネットを活用して、パソコン、スマートフォンや携帯電話、タブレット型端末等から手軽にご覧いただけます。

聴覚障がい者自身が経験や思いを語る「手話語り」や直近の話題などを扱った情報動画、手話の普及や聴覚障がい関連情報などの番組を配信します。配信番組は、利用者が負担なく、繰り返し視聴できるよう、短時間の番組を制作します。

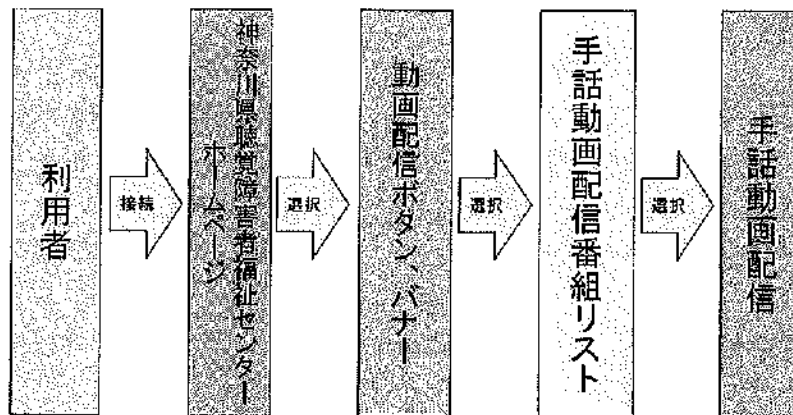
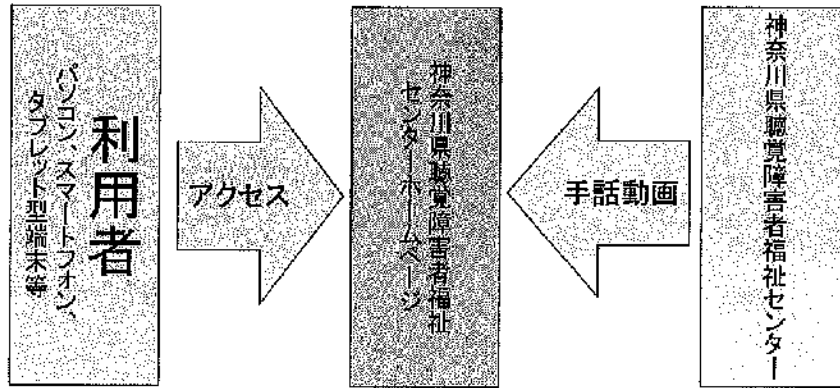
また、聴覚障がい児者への情報提供だけでなく、県民に広く聴覚障がい児者について理解を広める情報としても、活用していきます。

配信方法

利用者のパソコン、スマートフォン、タブレット型端末等から、ホームページにアクセスいただき、動画配信ボタンまたは、バナーから、配信番組リストを選択し、視聴希望番組画面をクリック

することで、動画を配信します。

ストリーミング配信の流れ



配信番組

次の自主企画番組を配信します。

区 分	内 容
手話語り	聴覚障がい者自身の体験や思いなどを、自らの手話で語っていただきます。「夢に向かって」、「心温まる時」など。
動画情報	日常生活に活かしていくために、直近の話題や出来事、世の中の動きなどを手話で配信します。「新型コロナウイルス」、「ながら運転、厳罰化」など。
聴覚障がい関連情報	聴覚障がいに関連する情報を手話、字幕、音声で配信します。「聴覚障がいとは」、「聴覚障がい者のコミュニケーション」など。
手話普及の番組	子どもでも親しみやすく手話への関心が高められる番組を手話で配信します。「みる劇場」など。

ストリーミング配信番組は、著作権の二次使用にあたるため、バックグラウンドミュージックや、著作物の映り込みなど配慮した番組制作を行います。

番組はサーバーの容量の課題があるため、動画共有サービスを活用してアップロードします。そのため、ホームページだけでなく、動画共有サービスからも視聴可能となります。

新しく配信を開始した番組は、ホームページを通して紹介します。利用者は新たな番組への期待感を抱くことができ、利用拡大につながると考えています。

動画情報では、一定期間を経過した番組で、「箱根火山情報」等、状況に変化があったものなどは順次、配信を終了します。

また、事業内容を紹介したガイドテープも配信します。これらの番組は、聴覚障がい児者への情報提供だけでなく、広く県民に事業内容を紹介し、センターの利用に結びつけるため、聴覚障がい、聴覚障がい者への理解を促進する取り組みとしても重要です。

文字媒体での理解から、映像媒体での理解につなげることで、センターを、より身近に感じ、気軽に利用できる環境を整備できます。



手話語り



動画情報



聴覚障がい関連情報



手話普及の番組

受信利用

ストリーミング配信を利用するためには、インターネットへの接続、動画再生ソフトの活用などが必要となります。また、手話の動きを円滑にするためには、光通信の利用をお勧めしていきます。

利用方法など分かりやすくした案内を作成し、利用者に配布し、利用の拡大に努めます。

聴覚障害者用情報受信装置の視聴

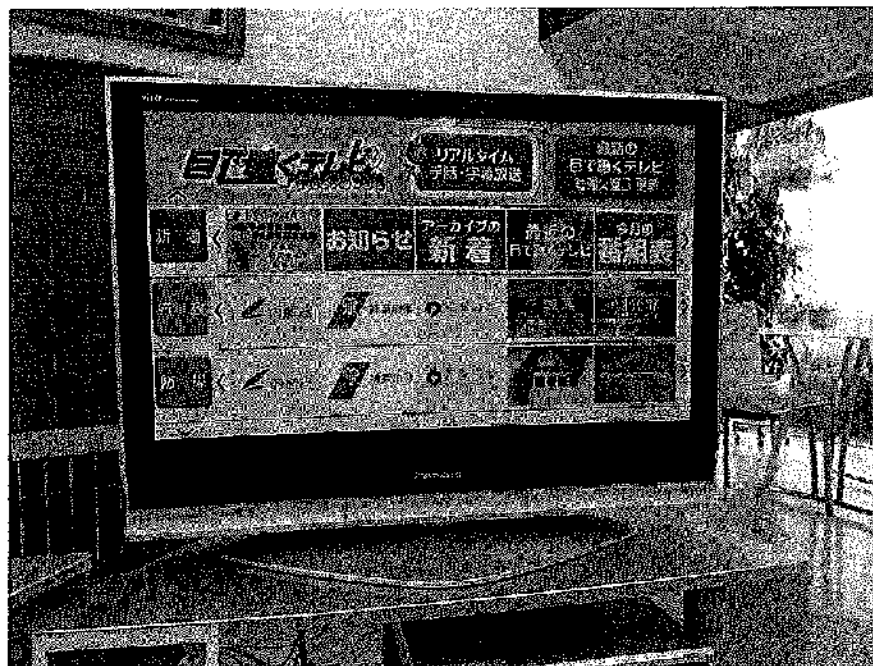
障害者総合支援法地域生活支援事業の日常生活用具の中で、聴覚障害者用情報受信装置対象機器であるアイドラゴン4を設置します。

認定特定非営利活動法人障害者放送通信機構が制作、配信している、手話と字幕番組「目で聴くテレビ」及び手話、字幕配信番組といった聴覚障がい者用番組を、インターネット回線を通して視聴することができます。

手話と字幕の番組「目で聴くテレビ」は、一般財団法人全日本ろうあ連盟、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会などが中心になり設立された認定特定非営利活動法人障害者放送通信機構が制作しており、聴覚障がい者が作り手となり、聴覚障がい児者が視聴しやすい、分かりやすい番組構成となっています。

また、地震等の大規模災害の際は、ニュース番組にリアルタイムで手話や字幕を挿入して放送します。

アイドラゴン4には、アーカイブ機能があり、過去に放送した「目で聴くテレビ」番組や地域の聴覚障害者情報提供施設が制作した番組、行政の防災情報等も視聴できます。チューナー機能があるので、地上波デジタル放送、BS放送の視聴にも活用できます。



聴覚障がい者用各種機器の展示

具体的方針

聴覚障がい児者は、日常的に音や音声による情報が分かりにくい、分からない状況があります。日常生活を円滑に行っていくためには、こうした情報を視覚情報、振動情報等に代えて支える機器の存在が不可欠となります。

様々な機器を一方所に集め展示、説明することで、聴覚障がい児者が複数の機器情報を一括して得られる場とします。

聴覚障がい児者が、日常生活を円滑に営めるよう情報提供を行います。

各種機器の展示

ロビーに聴覚障がい者用各種機器展示コーナーを設け、複数の会社から発売されている機器を展示します。このことで、利用者の利便をはかります。

聴覚障がい者用機器には、主に障害者総合支援法地域生活支援事業の日常生活用具に指定された聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者通信装置、聴覚障害者用情報受信装置があります。聴覚障害者屋内信号装置は、乗客を知らせる機能または玄関チャイム音を知る機能、電話またはファクスの着信を知る機能、乳幼児の泣き声を察知する機能、目覚まし時計機能など複数の機能を持った機器で、聴覚障がい者が家庭内で日常生活を営む際に必要な情報を点滅または振動で知らせるものです。いくつかのメーカーから発売されており、使用方法も異なっています。こうした機器の幾つかを展示します。また、聴覚障害者用情報受信装置はアイドラゴン4が対象機器のため、ロビーに設置し、視聴を可能とします。聴覚障害者通信装置は主にファクスが指定されています。

この他に、振動式時計や呼び出し機器等の聴覚障がい児者が日常生活で活用しやすい機器を展示します。

展示機器は、新たな機器の発売に合わせて更新に努めます。

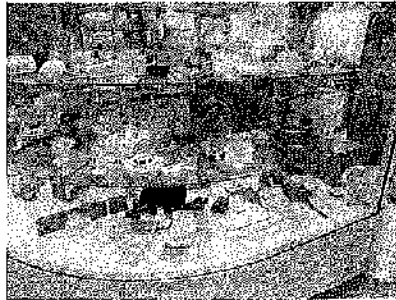
各種機器の説明・試用・貸出

各種機器メーカーのパンフレットを配置し、閲覧できるようにします。また、聴覚障害者用屋内信号装置等は見ただけでは機能や使用方法が分かりにくいものもあるため、必要に応じて、機器の説明を行い、利用者の理解に努めます。説明にあたっては、利用者のコミュニケーション方法に応じて手話、筆談等の方法で行います。

説明にあたっては、実際に機器を作動させ、利用者には試用していただきます。振動や光の強弱、使用方法の難易度など、利用者には判断できない事柄もあります。実際に利用者自身が試用することで、機器の効果等を実感できます。機器の効果が確認できた場合は、利用者の希望に

応じて機器を貸し出し、実際に家庭等で試用して効果を確認できるようにします。家庭等で試用してみると効果に差が生じることもあります。

また、聴覚障がい者用の機器の種類、使用方法等は意外に知られていません。手話奉仕員養成講習会、手話サークル等の学習会、各種研修会等で機器等の紹介を行う場合は、聴覚障がい、聴覚障がい者の理解の普及啓発の一環として、機器の貸出を行います。



聴覚障がい者用機器展示

各種講座の開催

具体的方針

聴覚障がい者は日常生活の中で情報が得にくい、得られない状況があります。聴覚障がい者が自分らしく生き生きと豊かな日常生活を営めるよう、各種講座を開催し情報提供を行います。

講座内容は、聴覚障がいまたは聴覚障がい者福祉に関するもの、日常生活を営むうえで必要な情報、聴覚障がい者のアイデンティティの確立や、障害受容に関わるものなどを実施します。

目的によっては、特定のニーズや年齢等を対象とすることも考慮します。

実施にあたっては、広く県民に広報を行うとともに、アンケート等を行い、実施状況の評価の参考とするとともに、利用者の要望を調査し、以後実施の際の参考とします。

利用者の状況に応じて、情報保障として手話通訳者、要約筆記者を派遣するとともに、ヒアリンググループを活用します。

講座実施にあたり知りえた利用者個人情報、社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会個人情報保護規程に基づき、適正に管理します。

教養講座

聴覚障がい者に関わる情報や日常生活に必要な情報などを取り上げ、教養を高め、日常生活での活用、アイデンティティの確立等支援するために情報提供します。

可能なものは講座撮影を行い、参加できなかった聴覚障がい者等へ情報提供します。

過去3年間に実施したテーマは、次の通りです。

年 度	テ ー マ
平成28年度	神奈川県に憩いの場を① ～ろうあセンター設立に奔走したろう者たち～
	神奈川県に憩いの場を② ～自分らしく生きる社会作りに奔走したろう者たち～
平成29年度	聴こえなくても、一緒に舞台を楽しみたい
	サムソン2017 デフリンピックに参加して
平成30年度	「虹色の朝が来るまで」映画予告編上映と制作裏話

おしゃべりサロン

十分なコミュニケーションが確立されていなかったり、他者との交流経験が少ない聴覚障がい者を対象に実施します。

少人数で、主にコラージュの方法を用いて、自らの意思を他者に伝える経験、他者の意思を理解する経験する場とします。参加者同士が「おしゃべり」する場ともし、自由に自らの思いを語れる場をめざします。

コラージュをすすめるにあたっては、写真が載った古雑誌等を用意し、参加者が自由に自ら表現したい写真を切り抜き台紙に貼り付けます。必要に応じて文字や絵なども書き込み、作品を仕上げます。作品完成後、参加者個々が、他の参加者に紹介します。主なコミュニケーション方法は手話ですが、十分コミュニケーションが確立していない聴覚障がい者とは、身振りなど様々な方法も用いてコミュニケーションをはかります。

他の聴覚障がい者との関りの中からも、アイデンティティの確立や、障害受容を支援します。センターだけでなく、地域でも開催し、年1回の実施に努めます。

支援としての取組は「イ 聴覚障がい者の支援についての取組」に記載します。

「おしゃべりサロン」開催状況

年 度	センター開催	地域開催
平成28年度	1回	松田町 1回 愛川町 1回 小田原市 1回
平成29年度	2回	小田原市 1回
平成30年度	3回	小田原市 1回

難聴者サロン

難聴者が、日常生活、就業、就学などでの悩みや思いなどを、同年代の難聴者と語り合いたいというニーズから生まれた講座です。

多くの場合、難聴者自身の周囲には、同じ環境の方がいません。難聴者としての悩みや苦しみを共有できる相手が存在しません。自らの思いや葛藤、願いや夢などの感情を安心して吐き出せる場がありません。

同年代の難聴者であれば、同様の悩みや苦しみを抱えており、同じ障がい、同じ年代だからこそ本音を語り、共感が生まれ、理解しあえるのではないのでしょうか。

そこで、同じ障がいを持つ、同年代の難聴者に呼びかけ、思いを語り合える場を、「難聴者サロン」として実施します。

難聴者自らが思いを語るだけでなく、他の難聴者の話の中に、夢や将来に道を開く、気づきや発見が期待できます。それが、アイデンティティの確立や、障害受容の促進につながると考えています。

先輩の難聴者の体験、工夫などを聞くことで、前向きに生きる活力を得る機会とするため、神奈川県中途失聴・難聴者協会の協力を得て実施します。また、同様の悩みなどを抱える多くの参加者を募るために障害者就労移行支援事業所の協力も得ます。

主な方法は、参加者を少人数のグループに分け、テーマに沿って話し合いを行います。話し合いの結果は、グループごとに発表し、全体で共有します。その後、メンバーを入れ替えて、別のテーマで行います。メンバーを入れ替えることで、より多くの参加者と接する機会を設けるとともに、テーマ以外の情報交換も行います。参加者数により、グループでの話し合いの回数を調整します。

話し合いのテーマ設定は、参加者が提出した、話し合いたいテーマから無作為に取り出し、テーマとします。グループには進行役を置き、円滑な話し合いに努めます。

参加者は音声、手話、筆談など自らの方法でコミュニケーションをはかります。また、グループ内での共有理解のために、テーブルに模造紙を広げて置き、参加者が自由に書き込める方法も考慮します。

年間3回の実施に努めます。市町村への広報も行い、地域からの参加を促進します。

支援としての取組は「イ 聴覚障がい者の支援についての取組」に記載します。

話し合いテーマ例

複数での会話の際、どんな工夫をしているか
聴覚障がいを理解してもらうのに、どんな方法がよいか。
初めて会う人に、自らの障がいをどう伝えるか
どんな仕事をしたいか。しているか。
職場での会議や打ち合わせのとき、どうしているか。
要約筆記をどう活用しているか。
聞き返せなかったとき、どうしているか。
聞こえないことが進学、就職、結婚に影響するのか。

社会生活力講座

成人ろうあ者相談には様々な生活の相談が寄せられます。

聴覚障がい者が、社会生活を営んでいくための講座を開催します。

詳細は、「カ 施設管理及び聴覚障がい者福祉に関する新たな事業提案の内容等」に記載します。

移動教室・職業研修

聴覚障がいまたは聴覚障がい者福祉に関するもの、日常生活を営むうえで必要な情報、聴覚障がい者のアイデンティティの確立や、障害受容に関わるものなどの情報提供を、地域で行う移動教室を実施します。

地域で開催することで、地元の聴覚障がい者の利便性を高めることができます。

この事業は、神奈川県聴覚障がい者の組織である、公益社団法人神奈川県聴覚障害者協会に委託し、実施していただきます。

また、聴覚障がい者が就労し、社会生活を営んでいく場合、就業に必要な技術の向上は不可欠です。しかし、個人経営等の聴覚障がい者にはそうした技術研鑽の機会が少ない状況にあります。埋容等の職業に関する研修も、同様の職業に就く会員が多く参加している、公益社団法人神奈川県聴覚障害者協会に委託し、実施していただきます。

広報・PR活動

具体的方針

聴覚障がい者が、事業を知っていただき、参加していただくことで事業目的を達成できます。そのためには、様々な方法を用いて広報する必要があります。

また県民に聴覚障がい、聴覚障がい者の理解を広げていくことが、聴覚障がい者の自分らしくどうどうと生きていける地域社会の創造には欠かすことができません。

「ともに生きる社会かながわ憲章」が、より実効力のあるものにするためにも、広く聴覚障がい者、県民に情報が届くよう、広報・PRに努めていきます。

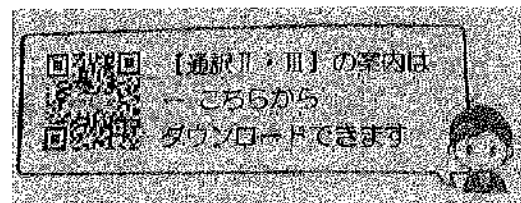
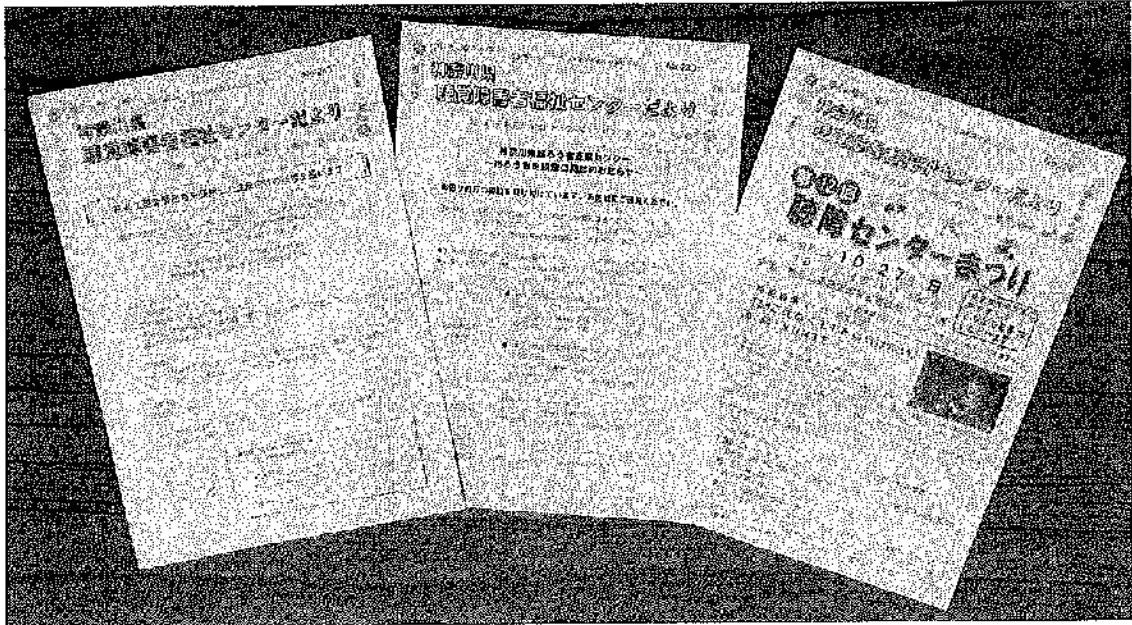
神奈川県聴覚障害者福祉センターだよりの発行

ホームページ等のITを活用した広報以外に、紙媒体としての「神奈川県聴覚障害者福祉センターだよりの発行」を隔月で発行し広報に努めます。

事業の紹介や聴覚障がいに関わる情報、聴覚障がい者の理解につながる情報などを幅広く掲

載し、聴覚障がい者団体、手話や要約筆記のサークル、市町村等に広く配布します。

見やすい紙面作りに心がけ、文字の大きさ、イラストや写真の挿入にも心がけます。事業内容によっては、利用者の利便性を高めるために、QRコードも掲載します。



施設見学会の実施

施設見学は、聴覚障がい、聴覚障がい者の理解を広めていく大切な機会と位置付けています。事業や設備などの情報を通して、聴覚障がい、聴覚障がい者の理解を広げていきます。

事業の紹介では、相談等の直接的支援、手話通訳者・要約筆記者の養成等の間接的支援などを紹介することで、施設役割、聴覚障がい、聴覚障がい者の理解を広めます。

また、電光掲示、回転灯、ヒアリンググループなどの設備についても、なぜこの設備が必要かを知っていただく過程で、聴覚障がい者の生活しやすい環境についての理解を広げていきます。

様々な団体等の見学を受け入れ、見学会を実施します。

ホームページによる広報・PR

ホームページを通して、事業紹介、聴覚障がい、聴覚障がい者の理解を広げる広報、PRを展開していきます。

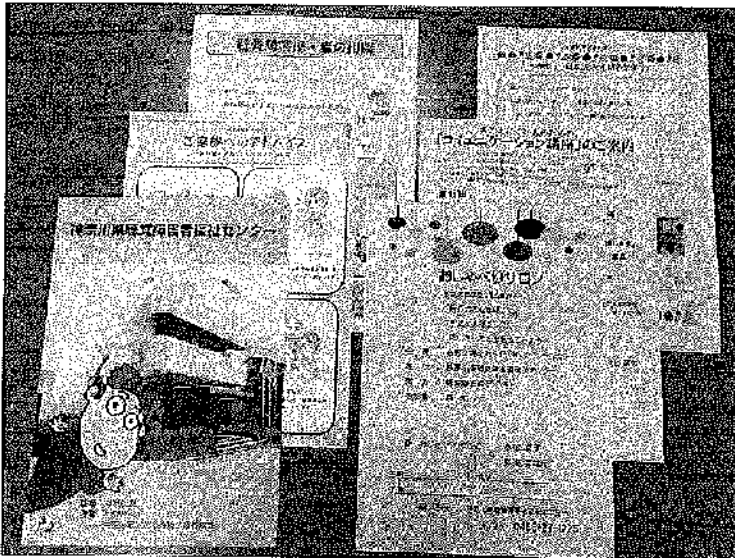
詳細は、「オ 「IT化に対応する取組」に記載します。

チラシ・ポスター等の配布

事業に関するチラシ、ポスターを作成し、配布することで広報、PRに努めます。

施設概要をまとめたリーフレットや事業ごとにチラシを作成し、配布します。見学時は勿論、神奈川県聴覚障害者福祉センターだより送付時に同封、ロビー配架、相談事業で活用をすすめます。また、「おしゃべりサロン」や訪問相談、市町村・関係機関との連絡調整など、地域へ赴く事業、業務では、参加者及び関係者へ配布するなど、広くPRに努めます。

また、事業によってはポスターを作成し、関係機関に掲示協力を依頼します。



各種チラシ



各種ポスター

報道機関等への広報依頼

講座等の事業については、神奈川県子どもみらい局福祉部障害福祉課を通じて「県のたより」への掲載依頼を行うとともに、新聞社等の報道機関に対して掲載依頼を行い、広報、PRに努めます。

「県のたより」や新聞等は多くの県民が目に見えます。「県のたより」等に掲載することで、県民に広く広報に努めます。

聴覚障がい、聴覚障がい者理解のための講座、研修の実施

成人ろうあ者相談では、聴覚障がい者が入所している施設については、聴覚障がい者側、または施設側からの相談が寄せられることがあります。また、聴覚障がい者が就労する企業でも、聴覚障がい者側、または企業側からの相談が寄せられることがあります。

不満やトラブルの原因には、視覚情報が少なく正確な情報が伝わっていなかったり、コミュニケーション方法が十分に理解されていないために手話通訳者を依頼しなかったりなど、施設や企業の側で、聴覚障がい者の特性が理解されていないことで生じていることがあります。

そこで、聴覚障がい者を初めて受け入れた施設や企業に呼びかけて、職員や社員を対象に、職員が赴き、聴覚障がい、聴覚障がい者を理解するための講座、研修を行います。このことで、聴覚障がいの理解の普及拡大をはかります。

出張コミュニケーション講座

手話が母語の聴覚障がい者を初めて受け入れた施設職員等を対象に、簡単な手話、聴覚障がい者の特性、神奈川県内の手話通訳者派遣制度、地域の聴覚障害者協会や手話サークル、成人ろうあ者相談などについての情報提供を行います。

また、市町村との連携をはかり支援のネットワークの輪を広げていきます。

支援の詳細は、「イ 聴覚障がい者の支援についての取組」に記載します。

企業向けコミュニケーション支援研修

初めて聴覚障がい者を採用した企業社員等を対象に、聴覚障がい者の特性、聴覚障がい者への対応、配慮の方法、手話通訳者派遣、障害者雇用助成金制度、就労支援機器、職場で使える簡単な手話などについて情報提供を行います。

支援の詳細は、「イ 聴覚障がい者の支援についての取組」に記載します。

高校生を対象とした「聴覚障害を知る講座は、内容を見直し、年に1回実施します。詳細は、「カ 施設管理及び聴覚障がい者福祉に関する新たな事業提案の内容等」に記載します。

1 サービスの向上について

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金について

(3) 利用者サービスの取組

イ 聴覚障がい者の支援についての取組

※ 参考資料3の「4 事業の実施に関する業務」(2)(3)の項を確認の上、具体的な取組方針と実施方法を記載してください。



「かながわ障害者計画」の基本理念である「ひとりひとりを大切にする」を基本に、「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現に向けて、取り組んでいきます。このことで、かながわSDGs取組方針「ともに生きる社会づくり」を推進します。

聴覚障がい児者のコミュニケーションの多様性や特性に応じた、専門的な支援を行うとともに、地域社会の中で、聴覚障がい児者が、ろう者、中途失聴者、難聴者として堂々と自分らしく生きていくための、アイデンティティの確立や、障害受容を促し、自己選択、自己決定を支援していきます。

市町村では対応が困難な専門性の高い事業（聴覚障がい児者相談、聴覚障がい児者支援等）については、情報発信を強化すると共に、事業を確実に実施します。アウトリーチの方法について検討し、市町村の支援等にも努めます。また、成人ろうあ者相談については、市町村との連携を強化するとともに、施設や企業等との連携により聴覚障がい者が生活、就業しやすい環境整備を支援します。

聴覚障がい者側、聴覚障がい側から情報発信強化し、地域や関係機関、関係団体等との情報共有、連携をすすめます。

市町村の支援（市町村が自立して聴覚障害福祉を担えるよう支援する）の視点に立った取り組みを実施します。

相談、支援等で知りえた利用者個人情報、社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会個人情報保護規程に基づき、適正に管理します。

一般相談

具体的方針

利用者のライフステージに応じて、あらゆる相談に応じます。利用者の状況に応じて、適切な情報提供、助言等を行い、課題解決に結びつけていくもの、支援（補聴支援、聴覚障がい乳幼児指導、コミュニケーション教室等）につなげていくもの、関係機関、関係団体等と連携するものなどがあり、

利用者とともに課題解決に向けて、一緒に考え、一緒に解決に向けて歩いていくことで、利用者の自己選択、自己決定を支援します。

主訴による相談の中から、利用者の思いから、様々な相談へ枝分かれしていくことがあります。一つ一つの相談を大切に、課題解決に向けた情報提供にも努めます。

相談の中から明らかとなった聴覚障がい児者の課題等、聴覚障がい側からの情報を発信し、市町村や関係機関、関係団体等とともに情報、課題を共有し、解決に向けて連携していきます。

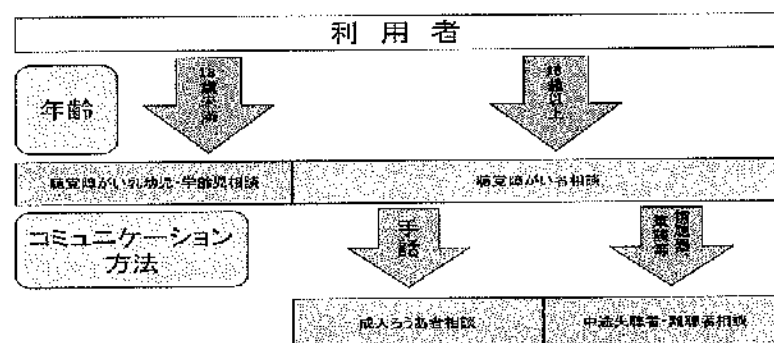
また、利用者が地域の一員として、自己実現が可能となるよう、市町村と一体となった支援を展開します。市町村への適切な情報提供、地域へ赴いての連携など、市町村の聴覚障がい福祉向上のための支援を行います。

相談の区分け

相談を円滑に実施し、利用者にとってより専門的に、適切な対応を行うために、まず、ライフステージにより区分します。自らの思い、状況を適切に訴えることができる聴覚障がい者（18歳以上）と、家族、保護者からの訴えを十分に反映させ、育児、進路等の成長段階の対応も行なわなければならない聴覚障がい児（18歳未満）に区分し、それぞれに専門スタッフを配置します。

次に、コミュニケーション方法の違いにより区分けします。聴覚障がい者の場合、主に手話でのコミュニケーションを行う利用者を対象とした成人ろうあ者、主に補聴器等による聴取、筆談等でコミュニケーションを行う利用者を対象とした中途失聴者・難聴者に分け、利用者が安心してコミュニケーションが成立する対応を行います。聴覚障がい者の場合、日常的にコミュニケーションが成立しにくい、成立しない環境にあることも多く、コミュニケーションを成立させることで、利用者が相談しやすい環境を作り出すことができます。

また、医療面からの専門的助言や支援が必要なニーズへの対応として、耳鼻科医師による医療相談を行います。来所できない利用者へは電話、ファクス、Eメールなどでも相談に応じる体制をとります。



地域の聴覚障がい福祉の向上

聴覚障がい児者が生活する市町村の聴覚障がい福祉が向上することで、聴覚障がい児者の自己実現が促進されます。聴覚障がい児者に適した対応、福祉制度の拡充など聴覚障がい児者の実態や課題を理解し、聴覚障がい児者の視点に立った福祉向上が必要となります。

市町村への情報発信、アウトリーチ、連携を行い、市町村との課題共有を行います。

利用者からの訪問要請があった場合や施設入所者、遠隔地居住者、または地域と連携しての相談や、家庭、環境改善等の支援が必要な相談など、地域に赴き訪問相談を行います。日常生活での具体的な改善など、現場でないと適切な情報提供が行えないこともあります。また、家族、施設職員などの周囲との関係の円滑化や、生活に根ざした支援には市町村等との連携が不可欠となります。訪問相談を通して、地域で支える連携の構築にも努めます。訪問相談以外にも、地域での相談会（詳細は、「カ 施設管理及び聴覚障がい者福祉に関する新たな事業提案の内容等」に記載。）を実施します。市町村等と連帯して、支援の核を定め、協力しながら相談、支援を行うことで、地域の聴覚障がい福祉向上をめざします。

ピアカウンセリングの実施

成人ろうあ者相談、中途失聴者・難聴者相談では、ピアカウンセリングを実施します。同じ障がいを持つ仲間として、悩み、苦しみを理解しやすく、利用者により寄り添った相談、支援につなげていきます。利用者も同じ障がいを持つ仲間として共感関係を構築しやすく、より安心して、自らの思いを率直に伝えられる場を作ることにつながります。

就学、就業、結婚といったライフステージに関する相談や、アイデンティティや、障害受容に関する相談では、利用者の思いや願いにより共感でき、課題も整理しやすく、利用者の自己選択、自己決定を支援する情報提供を行います。

相談の流れ

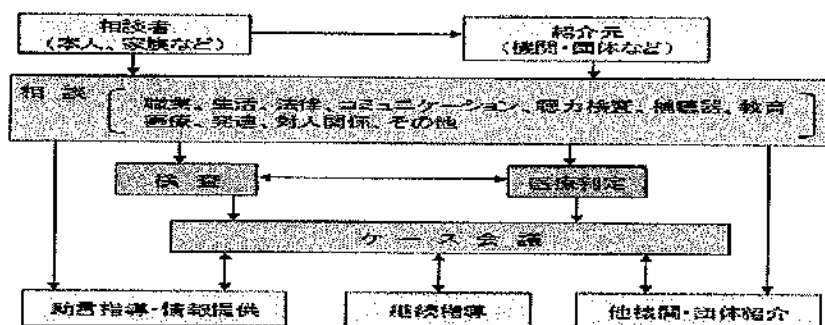
相談は、本人、家族、保護者等からの直接の訴え、または市町村、関係機関、関係団体、医療機関等の紹介先を経由して相談依頼があります。

相談の内容は職業、生活、コミュニケーション、聴力や補聴器、医療、福祉など多様な相談を受けることになります。

情報提供、助言により改善できるものだけでなく、聴力等の検査を基にして支援するもの、医学的判定を経て対応するものなどもあります。

相談担当者等によるケース会議を行い、適切な相談対応を行います。地域、専門機関、関係団体等と連携や聴覚障がい乳幼児指導、聴覚障がい者を対象としたコミュニケーション教室といった継続指導での対応についても、ケース会議において協議を行い、適切に対応していきます。

相談の流れ



相談予約制等

相談は原則として、予約制とし、時間的余裕をもって対応することを心がけ、利用者のニーズに対応していきます。

利用者は、日常的にコミュニケーション不成立の体験を重ねていることが多くあります。コミュニケーションの成身体験をすることで、利用者も安心して相談することができます。そのためには、時間が必要となります。

また、相談担当者には、他の業務の兼務も考えており、効率的に相談を行うためにも、日時を決めて相談を行うことを基本とします。

しかし、緊急の相談や日程調整が難しい場合は、利用者のニーズに合わせて柔軟に対応します。

(1) 聴覚障がい乳幼児・学齢児相談

聴覚障がい乳幼児・学齢児相談は、専門スタッフにより対応します。聴覚障がい乳幼児の場合は、保護者等の相談が中心になります。保護者の思い、疑問、質問の一つひとつに丁寧に答えて情報提供、助言していくことが重要となります。保護者が選択、決定していくための聴覚障がい、聴覚障がい児、療育、教育等様々な情報を的確に提供し、課題解決の道筋を一緒に考えていくことが、重要となります。保護者の多くは初めて聴覚障がい児を育てることになるため、不安や疑問に満ちており、将来を展望するには至っていないこともあります。聴覚障がい者のロールモデルや、同じ聴覚障がい児を育てる保護者との体験などの情報提供も重要となります。

聴覚障がい児の相談では、本人からの訴え、思いも重要になってきます。本人からの訴えを、保護者等がどう受け止め、どう対応していくか、相談を通して一緒に考えてながら本人、保護者の選択、決定を支援していきます。

また、聴覚障がい乳幼児が通う保育園、施設や家庭などへの訪問相談も行い、そこでの課題も保護者や保育園、施設の職員とも共有し、連携して解決に努めます。

聴覚障がい児福祉の向上のための、聴覚障がい児側、聴覚障がい側からの情報を発信、神奈川県立平塚ろう学校との連携や関係機関とのネットワーク化、地域との連携も推進します。聴覚障がい乳幼児・学齢児の保護者の組織化、ネットワーク化の検討も行います。

(2) 成人ろうあ者相談

成人ろうあ者相談では、手話で円滑なコミュニケーションがはかれる専門スタッフを置き、生活支援などの相談にあたります。

利用者とのコミュニケーションを円滑に行い、利用者の思い、意思がどこにあるのかを確認するとともに、訴えに対して適切に対応します。成人ろうあ者相談では、利用者自身に、自己選択、自己決定していくための情報が十分に提供されていない場合もあります。利用者の状況を把握し、必要な情報を提供して、自己選択、自己決定を支援していくことが重要な役割です。

相談の過程で地域と情報共有をはかり、連携した対応が必要となります。地域の社会資源の活用、改善促進等は市町村の聴覚障がい福祉担当者・設置手話通訳者との連携が必須となります。市町村へのアウトリーチを実施し、市町村の聴覚障がい福祉担当者と共同して相談にあたることで、手話による相談体制の改善が期待できます。こうした取り組みを各地域で継続することで、地域に埋もれている聴覚障がい者のニーズを掘り起し、支援につなげていきます。また、地域の聴覚障が

い福祉担当者間のネットワークを推進することで、地域間の情報共有が可能となります。こうした地域への支援が、地域の聴覚障がい福祉向上につながります。

アウトリーチの一つに「おしゃべりサロン」の活用があります。「おしゃべりサロン」は講座として企画していますが、地域で開催することで、潜在的なニーズを抱えた利用者の参加が期待できます。潜在的なニーズを抱えた利用者の中には手話通訳者派遣等の福祉制度の利用経験がなかったり、緊急時対応の方法が確立されていない場合などもあります。市町村と連携して開催することで、参加した利用者のニーズを把握し、市町村聴覚障がい福祉担当者・設置手話通訳者につなげていくことで、連携した支援が行えます。また、高齢や重複の障がいを持った利用者は、市町村だけでなく、支援する施設、事業所、医療機関などが関りを持っています。利用者の支援の核を見極め、聴覚障がい、聴覚障がい者の理解につながる情報提供を行うことで、利用者が適切な支援を受けられるよう支援していきます。

聴覚障がい福祉の向上のために、聴覚障がい側からの様々な情報発信をすすめるとともに、聴覚障がい当事者団体との連携強化、関係機関とのネットワーク化にも努めていきます。

(3) 中途失聴者・難聴者相談

中途失聴者・難聴者相談では聴力検査、補聴器、コミュニケーション、生活、福祉制度など様々な相談に、週2日程度、言語聴覚士等の専門スタッフで対応します。

日常的にコミュニケーションが成立しにくい状況をいかに改善していくか、利用者の思いを的確に受け止め、問題解決に向けて、一緒に取り組んでいくことが重要となります。中途失聴者・難聴者は、障害受容が難しく、障害を受けた時点で、コミュニケーション方法が一変し、家族、職場、近隣等で日常的にコミュニケーションが成立しない体験を重ねています。相談を通して、コミュニケーションを成立させることで、精神的な安定や、他者とのコミュニケーションを行う意欲を高めしていくことが、まず重要となります。

相談を通して、聴力検査や補聴器関連の補聴支援や、コミュニケーション教室、難聴者サロンなどにつなげていくことで、アイデンティティの確立や、障害受容を支援していきます。また、難聴者団体との連携を強化することで、利用者と難聴者団体との関わりを広げ、安心して居られる自らの居場所を確保し、アイデンティティの確立や障害受容がさらに促進されます。

中途失聴者・難聴者に関する情報（読話・補聴器・手話等のコミュニケーション手段、コミュニケーション手段の個人差、障害受容の困難さ等）は、まだまだ普及していない状況もあります。中途失聴者、難聴者課題を整理しての情報等、聴覚障がい側からの情報発信や、地域に赴いての相談、関係機関、関係団体等との連携強化及び地域との連携強化にも努めていきます。

(4) 医療相談

耳鼻科医師による医療相談では、隔月1回行います。

身体障害者手帳、補聴器交付についてだけでなく、医師からの専門的な助言、説明が受けられるようになります。

医師からの助言等は、利用者が悩み、疑問に感じていることから開放し、未来に向けて歩んでいく一助になるとともに、自己選択・自己決定を支援していきます。

(5) 電話・ファクス・Eメール等の相談

福祉制度、コミュニケーション、補聴器、医療など様々な相談に、電話、ファクス、Eメール等で応じます。

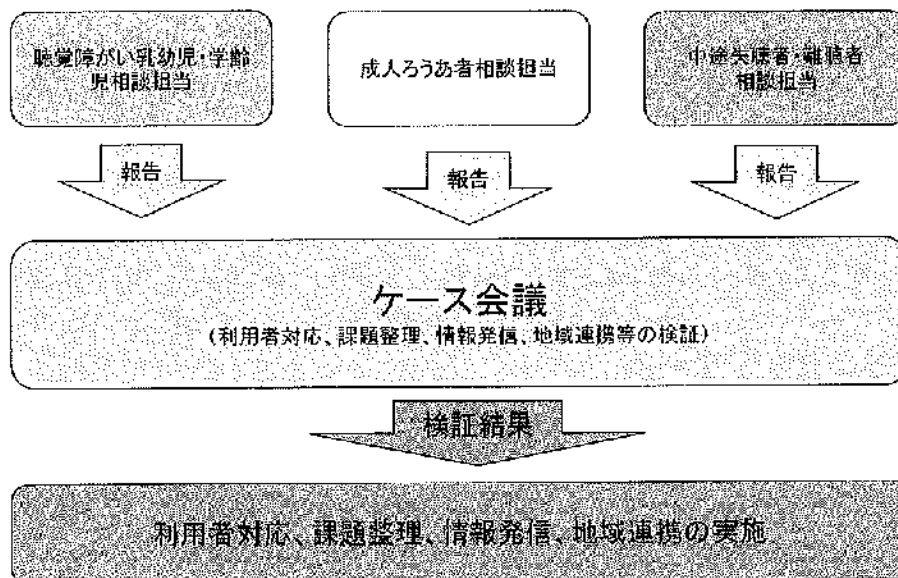
電話、ファクス等だけでは十分に状況が把握できない相談については、必要に応じて、来所相談等、直接面接を行うなどして支援を行います。

検証体制

利用者への対応についてケース会議を設け、複数の相談担当者間で協議を行います。相談者への対応を検証し、今後の対応の方向性を検討する場とします。また、課題整理、情報発信の状況、地域との連携状況等も検証し、今後の対応を協議します。

利用者や家族、保護者等への支援方法、関係機関や専門機関との連携方法などが適切であったのか、否かを検証し、どのような支援を行っていく必要があるかなどを協議します。必要に応じて、複数回にわたって会議に提出し、協議を行っていきます。

課題整理、情報発信、地域との連携方法、アウトリーチ、ネットワークの活用など、利用者への対応を検証するだけでなく、地域との連携と支援のあり方も検証します。



聴覚障がい者と関わる施設、企業・団体等への訪問支援

聴覚障がい者の入所する施設、就労する企業、団体等では、聴覚障がいに関する情報が少なく、それが聴覚障がい者の生活や就労時の不満やトラブルにつながっているだけでなく、施設や企業、団体側でも同様に聴覚障がい者への不満を持つ状況があります。

聴覚障がい者が施設、企業、団体等で自分らしく堂々と生活、就業していくためには、相互理解による、環境の改善は不可欠です。そのため、施設、企業・団体の職員等に対して、聴覚障がいについ

での情報提供として、訪問しての研修を実施します。聴覚障がい者が生活、就労しやすい環境整備や、相互理解の促進を支援します。

また、聴覚障がい児の通う保育園、施設等へも同様に訪問による研修に努めます。

支 援

具体的方針

聴覚障がい児者が、ろう者、中途失聴者、難聴者として堂々と地域で自分らしく生きていくために、コミュニケーション方法の習得や改善、聴覚障がい者同士のグループによるピアサポート等によるアイデンティティの確立や、障害受容の促進により、聴覚障がい児者の自立と社会参加を支援します。

そのために、コミュニケーション方法の改善のための補聴支援（聴力検査、補聴器適合等）や聴覚障がい乳幼児指導、コミュニケーション教室、関連講座の活用等を行います。

また、聴覚障がい者側、聴覚障がい側から情報発信強化し、地域や関係機関、関係団体等との情報共有、連携をすすめます。

補聴支援

補聴支援は、聴力検査、補聴器適合等を行い、聴覚障がい児者が、日常的にコミュニケーションが取りにくい、取れない状況の改善を支援します。また、このことでアイデンティティの確立や、障害受容の促進を支援します。そのために、言語聴覚士等の専門スタッフを配置します。

補聴器は、聴覚障がい児者が日常生活でのコミュニケーションを改善する有効な手段です。聞こえを補い、会話を円滑にし、人間関係を広げ、社会参加を促していく効果が期待できます。

しかし、補聴器に関する理解はまだまだ広まっていない状況があります。補聴器をすれば、「以前と同じように聞こえる」、「何でも聞きたいことが聞こえる」などの誤解は、利用者だけでなく、周囲や家族も同様に持っています。

聴覚障がい児者が、補聴器を日常生活で有効に活用していくためには、感音性難聴の特徴、補聴器の効果と限界、周囲の協による効果拡大などの情報提供だけでなく、利用者や家族等が実践し、理解を深めていく支援が必要となります。聴力検査結果により補聴器を調整、適合するとともに、学校・自宅・会社等での貸出試聴、他機種による違いの確認等を実施します。

聞こえの程度は聴覚障がい児者個々に異なるため、聴力検査を行い、聴覚障がい児者個々に、補聴器を適合させる必要があります。また、聴力検査を通して、聴覚障がい児者が自らの聴力の状態を理解することにもつながります。

こうした取り組みを通して、聴覚障がい児者のコミュニケーション改善支援とともに、自立を支援していきます。

また、聴力検査、補聴器適合等に関する聴覚障がい側からの情報発信を行うとともに、地域、関係機関、関係団体等との連携を強化していきます。特に、難聴者団体とは様々な情報共有をすすめます。

自立に向けた支援

補聴支援では、聴覚障がい児者が、自分らしく生活していくための自立に向けた支援を行います。それが、アイデンティティの確立や、障害受容の促進の支援につながると思っています。

利用者の状況に合わせて、段階的に支援を行い、自立を促進します。

補聴器に関する自立

補聴器の特徴を理解し、補聴器を活用しての日常生活の改善を行えることをめざします。また、補聴器の調整、選定及び故障時の対応等における補聴器販売店の活用を行える等、補聴器に関する全般について自己選択、自己決定が行えるよう支援します。

聴力管理についての自立

自らの聴力について理解し、定期的に聴力を確認し、変動時の耳鼻科受診などの緊急対応を含めて、聴力を確認し管理できるよう支援します。

コミュニケーションについての自立

自らのコミュニケーション方法を理解し、相手に対しても自らのコミュニケーション方法を説明、理解を促し、自らがコミュニケーションしやすい環境を培うことができるよう支援します。

心理的自立

聴覚障がいの特徴を理解し、自らの状況を理解するとともに、現状を受け入れ、現状に立った自らの生き方設計を行うことができるとともに、自らの状態を他者に伝え、理解を得られるよう支援します。

聴力検査の方法とねらい

聴覚障がい乳幼児から高齢者まで、聴力検査を行います。

利用者が安心して検査等を受けるには、利用者が意思表示しやすい条件、環境の整備が不可欠です。検査等の目的、方法、意思表示方法、検査結果の説明を正確に、丁寧に行うことが重要です。

聴力検査では、条件付けや反応確認のために、聴覚障がい乳幼児、学齢児の検査では、検査補助者が必要です。検査中も、検査補助者が絶えず利用者とし、利用者の要望等に即座に対応するだけでなく、意思表示の正確性を利用者に伝えることで、利用者の安心感を増すことができます。

聴力検査は、定期的を実施し、聴力変動の確認にも役立てます。

また、補聴器を装用しての検査を行うことで、補聴器の調整が適切であるかどうかの判断を行うことができます。聴力検査上の値で、音声拡大の程度、言葉の介別の程度を測定でき、補聴器適合の日安とすることができます。聴力検査と補聴器適合を繰り返し行うことで、利用者への補聴器適合の効果を高めることができます。

利用者への丁寧な説明

利用者へ検査を行う場合は、その検査目的、検査内容について説明を行うとともに、検査結果について丁寧に説明を行います。

検査結果を説明することで、利用者が自らの状況を理解し、検査への信頼が得られると考えます。検査結果等は、専門用語も多く、数値の意味なども異なります。専門用語をできるだけ分かり

やすい言葉に置き換え説明を行うことに努めます。

補聴器適合においても、専門用語を分かりやすく説明するとともに、図、表などの視覚的な情報も合わせて提示し、理解促進に努めます。

利用者への情報提供

補聴支援では、アイデンティティの確立や、障害受容の促進のために、利用者への聴覚障がい、補聴器等の理解を深めるために情報提供を行います。

感音性難聴の特徴

感音性難聴は、内耳から脳にかけての経路のいずれかで情報が伝わりにくいまたは伝わらないことで生じる難聴です。外耳から中耳が原因である伝音性難聴と異なり、音や音声が小さく聞こえるだけでなく、歪んでいるため言葉が明確に判別できないなどの特徴を持っています。多くの聴覚障がい児者は、感音性難聴のため、感音性難聴の特徴の理解は、自らの状況を理解する上で重要となります。

補聴器の効果と限界

補聴器は、端的に言えば、周囲の音を拾って拡大する機器です。音声が拡大され、聞きやすくなる効果があります。その一方で、離れた場所の音や音は拾いにくい、周囲の雑音も拾ってしまうという特徴があります。また、感音性難聴の利用者が補聴器を使用しても、全ての言葉を、完全に、明瞭に聞き分けることはできません。

補聴器には効果と限界があり、効果も利用者個々で異なってきます。

周囲の協力の必要性

感音性難聴の方への接し方、話し方を工夫することで、理解度を上げることができます。対面で、周囲の雑音をなくし、少しゆっくり、はっきり話すことで、感音性難聴の方には分かりやすくなります。コミュニケーションはお互いの共同作業と考えています。相互が相手に理解しやすい話し方、接し方で補聴器の効果が向上します。

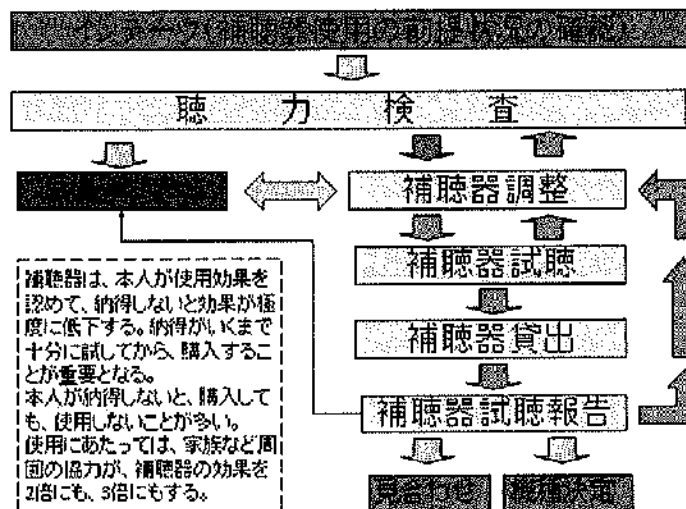
こうした情報提供は、体験を通じて強化することができます。

そのためには、補聴器を実際に試聴し、家庭、学校、会社等で試してみることが最も効果的です。

聴力検査と補聴器適合の関係性

聴力検査と補聴器適合は連動させて、実施します。

聴力検査は、補聴器適合にとって必要不可欠のものです。聴力検査の結果を補聴器適合に反映させ、補聴器適合結果を聴力検査により実証する役割を持っています。聴力検査と補聴器適合を繰り返すことで、利用者が安心して補聴器を使用できる状況を作ります。この一連の流れは、補聴器入門の個別支援と位置付けます。

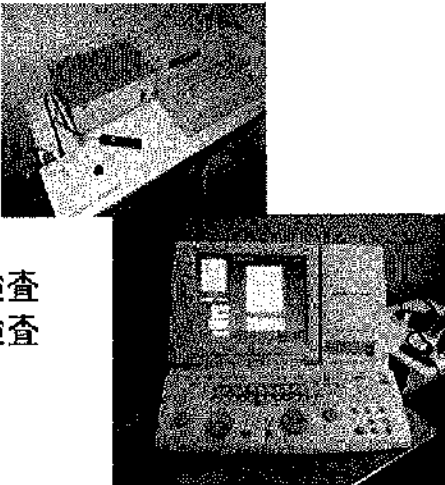


(1) 聴力検査

聴力検査の種類

気導聴力検査、骨導聴力検査、音場聴覚検査、語音弁別検査などを中心に行いますが、乳幼児の場合は、聴性行動反応、条件詮索反応などの検査を行います。

- ・気導聴力検査
- ・骨導聴力検査
- ・音場聴覚検査
- ・語音弁別検査
- ・ティンパノメトリー
- ・聴性行動反応聴力検査
- ・条件詮索反応聴力検査
- ・ピープショウテスト
- ・遊戯聴力検査



聴力検査予約制等

聴力検査は、予約制とし、集中的に実施します。集中的に行うことで効率的な検査実施と、適切な説明時間を確保します。

予約制で検査を実施することで、待機時間をなくし、利用者の利便性を高めます。また、検査を集中的に行うことで、検査要員の確保、活用が可能となり、効率的な運用を図ることができます。

検査結果の説明は、利用者にとって、自らの状態について理解、納得を得る場として重要な事柄です。

ただし、緊急の検査、日程上の調整が難しい場合などは、柔軟に対応します。

定期検査の推奨

聴力は年齢とともに変化します。定期的に聴力検査を行うことで、聴力変動の確認ができ、補聴器適合につなげることができます。利用者に対して、最低でも年1回の定期検査を奨励します。

定期的な聴力検査は、利用者にとっても、自らの聴力を管理する上でも必要なことです。

(2) 補聴器適合

補聴器適合の考え方

補聴器適合は、利用者が補聴器を通して、コミュニケーションの改善がはかられ、安心して日常生活を営むことを支援します。また、障害受容を促進するものです。

多くの利用者は、日常的に聞こえない、聞こえにくいことで、家庭、学校、職場等のあらゆる生活場面で音声情報が獲得しにくいいため、コミュニケーションが円滑に行えない状況にあります。

補聴器の活用は、コミュニケーションの改善をはかり、利用者が安心して生活するための支援となりますが、補聴器の活用だけでは限界があります。補聴器調整試聴、試聴貸出、補聴器の効果測定の一連の流れの中で、感音性難聴の特徴、補聴器の効果と限界、周囲の協力の必要性について理解を促す情報提供を行うとともに、実践をとおして理解がさらに深まるよう支援を行います。このことも、アイデンティティの確立や、障害受容の促進の支援となります。また、補聴器に関する自立、コミュニケーションの自立、心理的自立の促進につながります。

補聴器の活用（自助）だけでは、コミュニケーションの改善には限界があり、家族等が効果的な話し方、接し方等の支援（共助）が重要となります。利用者、家族で共有し、実践する支援を行います。補聴器適合の一連の流れは、効果的に支援する仕組み（公助）です。

補聴器適合の実施は、聴力検査と連動して行う必要があると考えます。検査結果を基に、補聴器の調整変更、機種変更が必要なので、聴力検査の実施に併せて行います。

補聴器の調整、適合

現在、ほとんどの補聴器がデジタル化されており、パソコンを使用して専用ソフトで調整を行う必要があります。補聴器メーカー等に協力を依頼し、専用ソフトの充実に努めます。

利用者が既に補聴器を所有している場合は、その補聴器を最大限活用できるよう調整します。補聴器は決して安価な機器ではありません。所有の補聴器を最大限調整することで、利用者の経済的負担の軽減に努めます。

利用者が安心して利用できる仕組み

補聴器適合は、補聴器の販売を目的にしません。利用者の自己選択、自己決定を尊重し、選択、決定に必要な検査結果、情報等を提供します。繰り返しの試聴貸出、調整を行うことで、利用者が安心して利用できる仕組みとします。

また、補聴器を使用している方との接し方をまとめた「ご家族へのアドバイス」等を配布し、家族及び周囲の方々への理解促進をはかるとともに、関連する情報を発信していきます。特に、難聴者団体とは様々な情報の共有し、連携体制の検討、整備に努めます。

(3) 補聴器支援の流れ

インタビュー



補聴器使用場所、環境、条件等をインタビューする。

聴力検査



利用者の聴力を測定する。検査結果について説明を行う。

補聴器の適合



聴力検査結果を基に、補聴器を調整し試聴する。
試聴報告に基づいて補聴器の微調整または機種変更を行う。補聴器を装着しての聴力検査を行う。

補聴器の貸出



家庭、学校、会社等、補聴器を使用したい場所での試聴のため貸し出す。

補聴器試聴結果の報告



補聴器試聴結果の報告を受け、課題を整理する。

補聴器再調整



補聴器を再調整または他機種を調整し試聴する。必要に応じて聴力検査を行う。

補聴器再試聴貸出



再調整または他機種の補聴器を試聴のため貸し出す。



補聴器決定または、見合わせ

日常生活で活用できる補聴器を選定または、補聴器の使用を見合わせる。

補聴器再試聴貸出、補聴器試聴結果報告を繰り返すことで補聴器の効果と限界、周囲の協力の必要性を体験できます。この一連の過程の中で、コミュニケーション方法を確立し、補聴器に関する自立、聴力管理の自立、コミュニケーションの自立、心理的な自立を促します。

この過程は、効果的に日常生活で活用できる補聴器の試聴、選択方法として有効であると考えています。補聴器入門の個別支援となります。

その他の検査

利用者の要望に応じて、言語機能検査、発達検査等の各種検査を行います。

これらの検査は、主に聴覚障がい児が対象です。検査結果を、利用者に丁寧に説明することで、利用者が、自身の状況を把握し、今後の生活、教育などの場での改善のための資料とします。

聴覚障がい者乳幼児指導

就学までの聴覚障がい乳幼児を対象に、指導を行います。そのための専門スタッフを配置します。

聴覚障がい乳幼児指導は、様々なコミュニケーション方法を用いた乳幼児と保護者等との共感関係の構築による、信頼関係を基本とします。乳幼児のコミュニケーション意欲を向上させ、家庭内及び社会での体験等を繰り返し実施することで、保護者等が聴覚障がい乳幼児と向き合い、接していく

姿勢を養うとともに、総合的なコミュニケーション能力の向上、発達と社会性の習得をはかります。

また、補聴器の活用をはかり、補聴支援業務と連携してすすめます。

神奈川県立平塚ろう学校等の関係機関、関係団体等との連携を強化し、ネットワーク化による情報発信、情報共有をすすめます。

人工内耳装用児については、医療機関との連携を基に対応していきます。

指導は、来所による年齢別のグループ指導のほか、生活場面での具体的な助言を行うため、家庭、保育園、施設等を定期的に地域に赴いての訪問指導を行います。また、野外活動を通じての体験学習等も行い、生活に根ざした支援を実践します。

勉強会を定期的に行い、聴覚障がい乳幼児の保護者への情報提供を行います。

また、聴覚障がい乳幼児療育等に関する情報を積極的に発信します。

年齢別グループ来所指導

0歳から6歳までの年齢別指導を実施します。

聴覚障がい乳幼児の発達段階、コミュニケーション状況などの共通課題を有する保護者が、家庭等での実践体験を交流するとともに、課題解決に向けての助言、意見交換等から、家庭での実践課題を明らかにし、家庭等での療育の実践を推進します。また、年齢別の聴覚障がい乳幼児の交流や野外活動等の場ともします。

指導は年齢に合わせて、期間を定めての週1回から月1回程度まで、柔軟に対応します。

療育に関する助言、情報提供を行うとともに、必要に応じて、療育相談につなげます。

なお、主な対象は軽度、中度程度の聴覚障がい乳幼児とします。

聴覚障がい乳幼児は、視覚情報による情報獲得が多くなるため、視野に入ってから話しかけや、表情の表出、絵、文字、手話などの視覚情報での情報共有が必要となります。また、補聴器による聴覚活用を含めた、様々な方法でのコミュニケーションを用いることで、保護者と聴覚障がい乳幼児の共感関係を構築していきます。

絵本の読み聞かせ、絵日記、カレンダーワーク、再現遊びなど、年齢に応じた実践方法を基に、指導をすすめていきます。

訪問指導

家庭、保育園、施設等を訪問し、保護者及び施設職員等に聴覚障がい、聴覚障がい乳幼児との接し方、コミュニケーション等の情報提供、支援を行います。目標を設定し、定期的な支援を検討します。

市町村保健師、児童発達支援センター等との連携を密にし、地域の中で、聴覚障がい乳幼児が自分らしく成長していくことを支援します。

勉強会

グループ来所指導、訪問指導、聴覚障がい乳幼児相談等を通して、同じニーズを持つ聴覚障がい乳幼児を持つ保護者等への情報提供の場を設けます。年間計画に基づき、テーマ設定を行い、聴覚障がい乳幼児を療育していくための情報提供を行います。

体験談、ロールモデルの提示、聴覚障がいの基礎知識、聴覚障がい乳幼児の療育方法等を含め、関係団体等の協力を得てすすめます。

情報発信・情報共有

ホームページや市町村子育て支援担当者等のネットワークを活用して、勉強会の内容等、聴覚障がい乳幼児の療育等に関する情報を発信します。

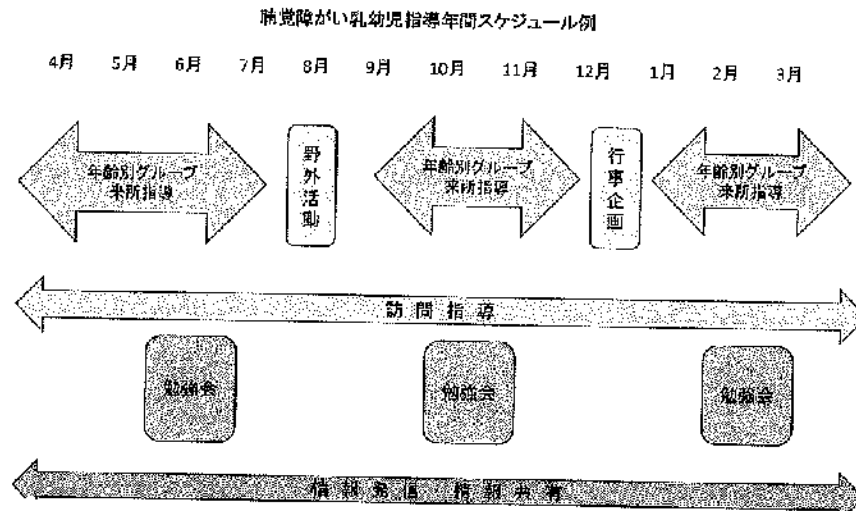
また、神奈川県立平塚ろう学校等の関係機関、関係団体等との連携をすすめます。

市町村子育て支援担当者を対象とした研修会、ネットワークについては、「エ 地域活動支援及び普及啓発の取組」に記載します。

年間スケジュール

年齢別グループ来所指導は期間を決めて実施します。野外活動、行事企画も検討します。訪問指導は年間を通して定期的に実施します。勉強会は年間予定を立て、実施します。

情報発信は、年間を通じて実施します。



コミュニケーション指導

聴覚障がい者を対象に、習得段階に応じて、個人又はグループ単位で実施する、読話、手話等のコミュニケーション教室や、聴覚障がいに関する情報を共有するためのコミュニケーション総合支援を実施します。

聴覚障がい者、特に中途失聴者、難聴者は、自らの周囲には同じ障がいを持った仲間が存在しないため、同じ障がいを持った仲間と接した経験が乏しく、アイデンティティの確立や、障害受容の課題を抱えています。

この教室は、同じ障がいを持った仲間と学ぶことを中心に、コミュニケーション方法の段階的な習得や、聴覚障がい、コミュニケーション等の総合的な学習の場を設け、アイデンティティの確立や、障害受容を支援します。

教室では、利用者のコミュニケーション方法に合わせて手話通訳、要約筆記、ヒアリンググループな

どの情報保障を記します。ただし、少人数で、講師や利用者相互でのコミュニケーションを重視する場合は、相互のコミュニケーションを活発に行い、相互理解を深め、コミュニケーションを実践する場とします。

また、神奈川県中途失聴・難聴者協会の協力を得て実施します。

手話教室

主に、中途失聴者、難聴者を対象に、習得段階に応じて、グループで、段階的に行います。

手話は、聴覚障がい者の言語であり、視覚的に理解するコミュニケーション方法です。手話でのコミュニケーションは、筆談より時間的にも早く、スムーズに、正確にやり取りが実現できれば、有効なコミュニケーション方法です。しかし、聴覚障がい者が手話を学ぶ機会は限られており、市町村の講習会では、聴覚障がい者に配慮した情報保障が難しいため、内容についていけないといった相談が寄せられます。そこで、聴覚障がい者を対象に、コミュニケーションに配慮した教室を、段階的に実施することで、安心して手話の学習を行うことができます。

5人から10人程度の少人数でグループを想定して、実施します。少人数で行うことで、手話だけでなく、筆談、補聴器なども活用して、相互理解をはかりながら、すすめることができます。

また、講師は、神奈川県中途失聴・難聴者協会の協力を得て、手話を日常的に活用している難聴者が講師を担います。講師を含め、利用者すべてが同じ障がいを持った仲間となるため、相互コミュニケーションにより、手話の習得とともに、アイデンティティの確立や、障害受容を促します。

段階的に1年間で実施するため、入門、初級、中級のコースを設け、各8回実施します。このコースは手話奉仕員養成講座のようなカリキュラムではなく、参加した利用者の状況に応じてカリキュラムを作成し、最終的には簡単な手話で、会話ができる程度の手話が定着することをめざします。

教室終了後は、神奈川県中途失聴・難聴者協会や地域の手話サークルを紹介するなど、継続的な手話の学習を支援します。

なお、手話については、コミュニケーション総合支援でも扱います。

区分	対象者	内容例
入門	初めて手話を学ぶ者	手話の成り立ち、簡単なあいさつ、指文字など。
初級	簡単なあいさつ程度の手話を身につけた者	簡単な自己紹介の単語、数詞、疑問詞など。
中級	簡単な自己紹介程度の手話を身につけた者	手話の正体、手話の歴史、手話の文化など。

読話教室

主に、中途失聴者、難聴者を対象に、グループでの学習を行います。

読話は、口形を読み取ることで、コミュニケーションを成立させる方法としての誤解が広まっていますが、実際は、口形だけでなく、話し手の表情や、会話の前後関係などから話の内容を類推するものです。口形だけでは、「たまご」、「たばこ」、「なまこ」に代表される同口形異音（口形は同じだが、発音が異なる言葉）を読み取ることはできません。そのため、読話だけで完全にコミュニケーションを成立させることには無理があり、他のコミュニケーション方法と関連させ、理解することでコミュニケーションを成立させていくことが重要となります。

しかし、読話の特徴、方法の基礎は存在し、相手に理解されやすく伝えるための工夫などを学ぶことで、コミュニケーションの幅が広がることは確かです。読話の基礎を身に着けることで、補聴器、手話などと組み合わせたコミュニケーションがより正確なコミュニケーションとなります。

5人から10人程度の少人数でグループを想定して、実施します。

講師は、スタッフまたは専門知識を有した講師があたり、読話の基礎的な学習に必要な6回の教室を実施します。

OHPまたはOHCを活用することで、文字情報の正確な理解につなげます。

また、同じ障がいを持った仲間が集うことで、利用者同士のコミュニケーションの場とし、アイデンティティの確立や、障害受容を支援します。

教室終了後は、神奈川県中途失聴・難聴者協会や、手話教室を紹介するなど、継続的なコミュニケーションの場を支援します。

なお、読話については、コミュニケーション総合支援でも扱います。

回数	内容例
1	読話教室の方針、市町村名の読話、自己紹介
2	読話の条件、日本語の音節、日本語の音節の口形①(母音)、テーマが分かっている場合の読話
3	日本語の音節の口形②(読話しやすい口形)、テーマが分かっている場合の読話(短文、歌詞)
4	日本語の音節の口形③(その他の口形)、長音・促音・発音の口形、読話しにくい言葉の言い換え
5	あいさつの読話、短文の読話、情景を思い浮かべての読話
6	質問文の読話、道案内の読話、会話演習

コミュニケーション総合支援

主に、中途失聴者、難聴者を対象に、講座形式またはグループ形式での学習を行います。また、家族等の参加を促します。

聴覚障がいに関わるコミュニケーション、福祉制度、補聴器や機器など、聴覚障がいに関わる情報

を学ぶ場として実施します。年間 12 回実施します。

中途失聴者、難聴者は、後天的な障がいの方も多く、聴覚障がいに関する情報を得られなかったり、周囲には同じ障がいを持った方がいないことが多く、孤立感を抱くかたもいらっしゃいます。

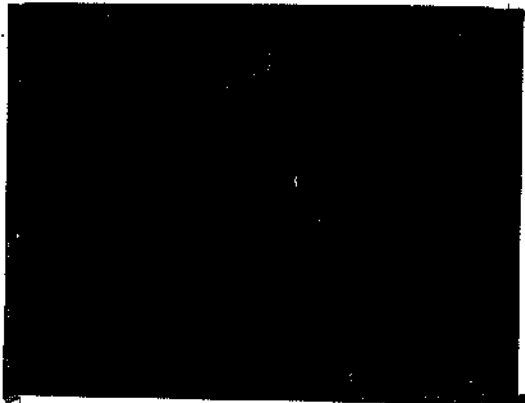
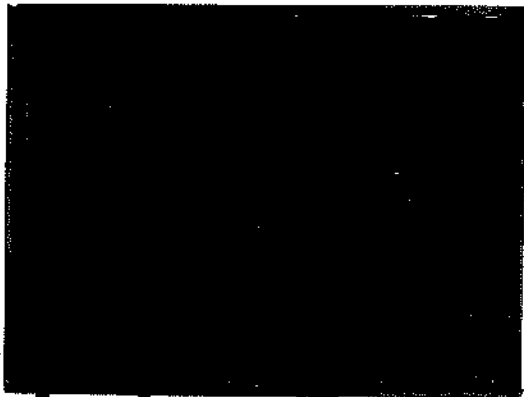
こうした方々に聴覚障がいに関する情報提供を行うとともに、同じ障がいを持った仲間と接する機会を設けることで、アイデンティティの確立や、障害受容を促します。

また、聴覚障がい者が日常生活を自分らしく過ごすためには、周囲の理解、特に家族の理解は重要です。そこで、聴覚障がい者の家族にも参加を呼びかいています。

年間を通して参加することで、聴覚障がいや手話、読話などのコミュニケーションの実践経験、同じ障がいを持った方の体験談など様々な情報が得られるよう組み立てていますが、途中からの参加や、1 回のみでの参加も認め、情報を得やすいようにしています。

参加者が内容を理解しやすくするため、手話通訳、要約筆記及びヒアリングループを活用します。市町村の障がい福祉担当課にも広報を行い、広く参加者を募ります。

また、実施にあたっては、神奈川県中途失聴・難聴者協会の協力を得ます。



回数	テーマ例
1	豊かなコミュニケーションのために
2	きこえの基礎知識
3	体験談(1)
4	コミュニケーション「読話」入門(1)
5	コミュニケーション「手話」入門(1)
6	きこえを助ける機器・便利な機器
7	コミュニケーション「読話」入門(2)
8	コミュニケーション「手話」入門(2)
9	コミュニケーション「手話」入門(3)
10	体験談(2)
11	字幕付き作品鑑賞と講演
12	交流会へみんなと楽しく会話しよう

個別支援

利用者の状況が、障害受容の段階、他者との係わりが難しい段階等の場合、グループでの教室実施に先立って、個別等での手話、読話等の支援を行います。

相談から得た情報を基に、ケース会議での協議を経て、適宜行います。特に、利用者の心理的面での支援を重視し、他者と係わること、コミュニケーションを取ることを大切さなどを一緒に学び、

実践していける精神的な支援と、信頼関係の構築をはかっていきます。

また、言語教室を個別支援に切り替えます。言語教室を継続して実施してきましたが、メールやSNSの活用が聴覚障がい者の中でも拡大し、文字によるコミュニケーションも一般化してきています。また、電話リレーサービスや遠隔手話通訳サービスの導入は、手話で相手と話せる環境を作り出しています。その一方で、行政文書に代表される通知文書、連絡文書等は難解で分かりにくい状況にあります。しかし、その内容は聴覚障がい者個々に異なっており、個別支援で対応することで、文字でのコミュニケーションを正確に行うとともに、定着をはかっていきます。

聴覚障がい者対象講座等を活用した支援

「おしゃべりサロン」、「難聴者サロン」（詳細は、「ア 情報提供施設としての取組」に記載。）は、他の聴覚障がい者と接する機会が少ない聴覚障がい者が多く参加しています。これらの講座は、参加者同士での関りを増やすために、参加者相互のコミュニケーションに大きなウエートを置いています。他者と接する、他者の体験、意見を知ることで、自らと照らし合わせて、今後についての自己選択、自己決定を支援しています。

また、同じ障がいを持った仲間と接し、相互にコミュニケーションを行うことで、精神的にも安定でき、コミュニケーション意欲の向上にも結び付きます。

このことで、アイデンティティの確立や、障害受容の促進を支援します。

「おしゃべりサロン」

「おしゃべりサロン」を、地域で実施することで、成人ろうあ者相談につながってこなかった、地域の聴覚障がい者の参加が期待できます。講座を通してコミュニケーションをはかる中で、参加者の生活や背景も見え隠れし、課題の発見が期待できます。課題を市町村と連携して掘り下げることで、解決への道筋を作っていきます。

地域のニーズの掘り起こしとしても、「おしゃべりサロン」を活用します。

「難聴者サロン」

「難聴者サロン」は、同じ障がいを持つ、同年代の難聴者が集う場です。この場は、難聴者自身が、自らの思いを安心して語ることでできる場としています。この場を設けることで、ニーズを抱える難聴者の参加を促し、ニーズの掘り起こしにつながっています。また、アイデンティティの確立や、障害受容の促進の支援については、「難聴者サロン」は、その入口の役割を担っています。ここから、コミュニケーション教室や難聴者団体等での他の難聴者との関り、体験などを通して、徐々にアイデンティティの確立や、障害受容が促進されていくと考えています。

「難聴者サロン」をニーズの掘り起こし、アイデンティティの確立や障害受容の入口としての支援として活用します。

聴覚障がい者の理解促進のための講座等を活用した支援

成人ろうあ者相談では、施設に入所している聴覚障がい者や聴覚障がい者が入所している施設、企業で働く聴覚障がい者や聴覚障がい者を雇用している企業からの相談が寄せられることがあります。その中で不満やトラブルの原因として、相互の理解の不足があげられます。

施設や企業側が、聴覚障がい者についての情報が不足しているために、十分な対応ができなかったり、聴覚障がい者自身が施設や就労先のルールを十分に理解していなかったためトラブルが生じています。

成人ろうあ者相談でかかわった施設、企業等を対象に、施設職員等対象の「出張コミュニケーション講座」、企業社員等対象の「企業向けコミュニケーション研修」（詳細は、「ア 情報提供施設としての取組」に記載。）を実施します。聴覚障がい者についての理解の普及だけでなく、聴覚障がい当事者からの思いを伝え、施設や企業側からの意見を伝える機会としています。このことで、相互理解をすすめて、聴覚障がい者が生活または就労しやすい環境の整備を支援します。

また、「出張コミュニケーション講座」では、聴覚障がい者が施設をよりよく利用できる環境を整えるだけでなく、施設と市町村の連携を促し、聴覚障害者福祉センター、施設、市町村でのネットワークによる支援体制の構築をめざします。

1 サービスの向上について

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金について

(3) 利用者サービスの取組

ウ 聴覚障がい者をサポートする人材の養成や体制の整備に向けた取組

※ 参考資料3の「4 事業の実施に関する業務」(4)(5)の項を確認の上、具体的な取組方針と実施方法を記載してください。

基本方針

手話通訳者、要約筆記者は、聴覚障がい者が自己選択、自己決定し、自分らしく地域で生活していくという「かながわ障がい計画」の基本理念「ひとりひとりを大切にする」を実現していくためには、欠かすことのできない存在です。自己選択、自己決定のためには、正確な情報を保障されることが不可欠です。このことで、かながわSDGs「ともに生きる社会づくり」を推進します。

聴覚障がい者が主体的に地域で生活していくには、様々な情報を把握し、理解し、判断していく必要があります。それを支えるのは、正確な情報保障、コミュニケーションの円滑化であり、そのために手話通訳者、要約筆記者の役割は重要です。

また、「かながわ障害者計画」の「③意思疎通支援の充実」の中で手話通訳者、要約筆記者の養成、派遣が掲げられています。「かながわ障がい者計画」の実現に向けて、手話通訳者、要約筆記者の養成、派遣に取り組んでいきます。

手話通訳者、要約筆記者は、神奈川県認定制度があり、神奈川県手話通訳者、神奈川県要約筆記者として認定されます。認定者が確保できる体制を整備し、確立していくことが重要となります。聴覚障がい者の自己選択、自己決定を支え、社会参加と自立を支援することができる技術と資質を兼ね備えた手話通訳者、要約筆記者を養成します。

手話通訳者、要約筆記者養成は県及び市町村の意思疎通支援事業を支える人材の養成です。手話通訳者、要約筆記者養成に関する情報を発信するとともに、市町村との連携・協働の視点で実情を把握し、養成、認定体制の課題を把握します。課題の検証を基に、改善案の検討・実施により体制の強化を図り、聴覚障がい福祉を担う人材の確保に努めます。

手話通訳者及び要約筆記者の派遣は、聴覚障がい者の社会参加、福祉の向上に寄与する重要な情報保障の事業です。単に人員を派遣することではなく、聴覚障がい者への情報保障が適切且つ正確に実施されたかが派遣の成果としての判断となります。手話通訳者、要約筆記者の派遣にかかわる課題等を検証し、改善し、聴覚障がい者が安心して情報保障を受けられる環境の整備も必要となります。派遣にかかわる課題等、聴覚障がい者側、聴覚障がい側からの情報を発信するとともに、市町村の手話通訳者、要約筆記者の派遣の円滑化のための人材育成、ネットワーク化にも取り組みます。

また、頸肩腕障害健診を実施し、手話通訳者、要約筆記者の健康管理を支援します。

障害者基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法の施行、神奈川県手話言語条例や「ともに生きる社会かながわ憲章」の制定など法律、制度が代わり、世の中も急速に変化しています。

その中で、手話通訳者、要約筆記者は聴覚障がい者に関する深い理解とともに、聴覚障がい関連の情報等の知識の拡大、情報保障技術の向上が求められます。

そのためには、日ごろからの研鑽が重要で、研修を通して、聴覚障がい者が正確な情報を獲得できるよう、知識、技術の向上が不可欠となります。

手話通訳者、要約筆記者の研修内容は、派遣元の視点だけでなく、聴覚障がい当事者団体、情報保障当事者団体からの視点を含めて、総合的な研修を行っていく必要があります。

また、資格取得問もない手話通訳者、要約筆記者には今後を見据えた適切な研修を実施することで、手話通訳者、要約筆記者の成長を支援します。

手話通訳者、要約筆記者の養成、研修、派遣等で知りえた利用者個人情報、社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会個人情報保護規程に基づき、適正に管理します。

手話通訳者養成

具体的方針

厚生労働省「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」では、手話奉仕員、手話通訳者を段階的に養成することとなっています。障害者総合支援法では、市町村での手話奉仕員養成、都道府県での手話通訳者養成が、地域生活支援事業として位置づけられて、市町村では、手話奉仕員養成講座、講習会等が実施されています。

手話通訳者養成では、平成30年度から手話通訳者養成体制を見直しました。県手話通訳者養成講習会募集にあたっては、市町村手話奉仕員養成と、県手話通訳者養成が結びつくように、手話奉仕員養成修了者程度の知識、技術を有することを前提として、手話の読み取り試験、面接試験を実施し、受講者を選考しています。また、手話読み取り試験は、解説付きのDVDを制作し、貸し出しを行い、受験者のレベルアップを支援するとともに、市町村手話奉仕員養成の到達点の目安としても役立てられるようにしています。

市町村の手話奉仕員養成等の実態については、定期的に調査を行い、実態を把握します。調査を基に公益社団法人神奈川県聴覚障害者協会、神奈川県手話通訳者協会とともに、改善策を検討し、市町村から県への橋渡しを、より可能となるシステムの構築を目指します。

手話通訳者養成講習会は、厚生労働省手話通訳者養成カリキュラムに準拠して行います。国のカリキュラムに準じて実施することで、全国と同水準の手話通訳者を養成することができます。

手話通訳者養成講習の修了者等を対象に、社会福祉法人全国手話研修センターが実施する手話通訳者全国統一試験（以下、統一試験という。）を実施します。これは、全国レベルの手話通訳者を確保する上から有効な手段です。神奈川県手話通訳者養成講習会では、統一試験の対象となる、「手話通訳Ⅰ」「手話通訳Ⅱ」「手話通訳Ⅲ」のテキストに沿った学習をすることで、統一試験の合格を目指します。テキスト「手話通訳Ⅰ」「手話通訳Ⅱ」「手話通訳Ⅲ」は、社会福祉法人全国手話研修センターが、厚生労働省手話通訳者養成カリキュラムに対応して、編集、作成したものです。

統一試験合格者を対象として、神奈川県手話通訳者認定試験を実施します。小論文、面接試験を行い、合格者で必要な研修を受講した者を神奈川県手話通訳者と認定します。

神奈川県手話通訳者として認定された者は、市町村及び県に登録し、意思疎通支援事業の担い手と

して活動します。

手話通訳者養成講習会及び各試験の実施にあたっては、神奈川県手話通訳者試験委員会で協議を行います。神奈川県手話通訳者試験委員会は公益社団法人神奈川県聴覚障害者協会、神奈川県手話通訳者協会、社会福祉法人神奈川県聴覚障害者総合福祉協会で構成します。関係団体の意見を事業に反映させるとともに、課題を共有し、解決に向けて共に歩んでいく体制を整備します。

平成 27 年 4 月、神奈川県手話言語条例が施行されました。県民が気軽に手話を学ぶ環境が整備され、手話通訳者をを目指す人材の拡大を期待しています。こうした取組への支援を行うことで、手話通訳者の人材拡大を目指します。

神奈川県手話通訳者養成講習会

聴覚障がい者の自立と社会参加を保障する手話通訳者として、神奈川県手話通訳者の資格を取得し、市町村及び県に登録し、意思疎通支援事業を担う人材の養成のため、神奈川県手話通訳者養成講習会を行います。

講習会では、統一試験の対象範囲となる「手話通訳Ⅰ」、「手話通訳Ⅱ」、「手話通訳Ⅲ」のテキストを用います。

講習回数も、テキストの講座数に合わせて開催し、各講習内容の着実な理解と定着をはかります。

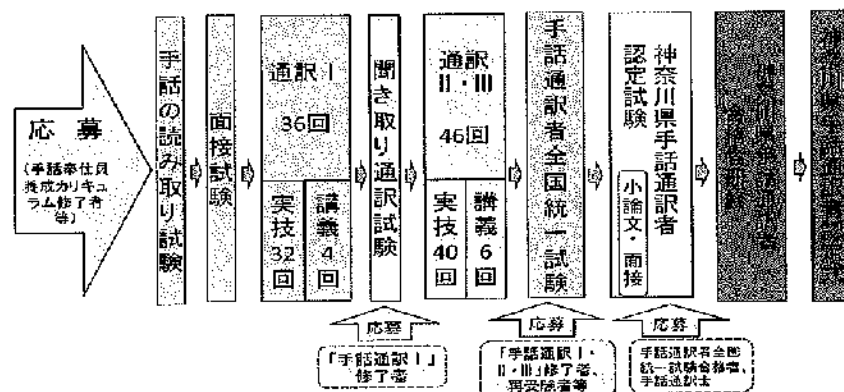
実技講師は聴覚障がい者講師、手話通訳者講師の 2 人で講習を担います。聴覚障がい者の視点、手話通訳者の視点の両方の視点から助言、アドバイスをすることで、講習内容の理解がより深まり、定着します。

講義については、受講者の習得段階に応じて、各テキスト内容に沿って行います。

実技講師、講義講師は公益社団法人神奈川県聴覚障害者協会及び神奈川県手話通訳者協会から推薦いただくとともに、神奈川県手話通訳者試験委員会で協議を行います。

養成コースは、テキスト「手話通訳Ⅰ」の講習を行う、「通訳Ⅰ」と、テキスト「手話通訳Ⅱ」、「手話通訳Ⅲ」の講習を行う「通訳Ⅱ・Ⅲ」を行います。「通訳Ⅰ」、「通訳Ⅱ・Ⅲ」の実施にあたっては、受講者選考試験を行います。

平成 29 年度までは、「手話通訳Ⅰ」、「手話通訳Ⅱ」、「手話通訳Ⅲ」を連続実施していたため、中途からの受講ができませんでした。養成コースを「通訳Ⅰ」、「通訳Ⅱ・Ⅲ」に分割し、それぞれに受講者選考試験を設けることで、受講機会を拡大しました。



通訳 I

講習は、テキスト「手話通訳 I」を使用し、実技講習 32 回、講義 4 回を行います。実技講習は聴覚障がい者講師、手話通訳者講師の 2 人で行います。講義講師は神奈川県手話通訳者養成委員会で協議します。

1 回の講習は、十分な講習を行えるよう 2 時間とします。

定員は、講師が受講者の状況を十分に把握し、適切に対応するため、20 人とします。

受講者選考試験として、手話の読み取り試験、面接試験を行います。試験は、厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラムの養成目標「聴覚障害、聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する。」を踏まえ、基礎課程の到達目標である、「相手の手話が理解でき、特定の聴覚障害者とならば、手話で日常会話が可能レベル」を基準に、神奈川県手話通訳者試験委員会での協議を行い、実施します。手話読み取り試験合格者が面接試験にすすみ、面接試験合格者を、「通訳 I」の受講者とします。

受験資格は、厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラム修了者または同等の知識及び技術を有すること、神奈川県域での手話通訳活動を希望する者（資格取得後、県及び居住の市町村に登録しての手話通訳者活動を行う）のほか、神奈川県手話通訳者試験委員会での協議により定めます。

通訳 II・III

「手話通訳 III」が 10 講座のため、「手話通訳 II」と合わせて、「通訳 II・III」として実技講習 40 回、講義 6 回を実施します。テキスト「手話通訳 II」、「手話通訳 III」に沿って講習を行います。実技講習は聴覚障がい者講師、手話通訳者講師の 2 人で行います。講義講師は神奈川県手話通訳者養成委員会で協議します。

1 回の講習は、十分な講習を行えるよう 2 時間とします。

定員は、講師が受講者の状況を十分に把握し、適切に対応するため、20 人とします。

受講者選考試験として、聞き取り通訳試験を行います。試験は、厚生労働省手話通訳者養成カリキュラム基本課程の到達目標「対象の聴覚障害者の理解を確認しながらであれば手話通訳が可能レベル。申請手続き等手話以外のコミュニケーション手段が付随する場面で通訳が可能レベル」を基準に、神奈川県手話通訳者試験委員会での協議を行い、実施します。

聞き取り通訳試験合格者を、「通訳 II・III」の受講者とします。

受験資格は、厚生労働省手話通訳者養成カリキュラム対応「手話通訳 I」修了者（修了見込者を含む）、神奈川県域での手話通訳活動を希望する者。（資格取得後、県及び居住の市町村に登録しての手話通訳者活動を行う）のほか、神奈川県手話通訳者試験委員会での協議により定めます。

講習にあたっては、受講者への連絡、次回の課題提供等に SNS を活用し、受講者の利便をはかります。詳細は、「オ IT 化に対応する取組」に記載します。

また、障害者総合支援法で手話通訳者養成が必修となっている相模原市、横須賀市からの委託に基

づいての両市在住者を受け入れます。詳細は、「4 自主事業の実施」に記載します。

「通訳Ⅰ」、「通訳Ⅱ・Ⅲ」の修了者には、それぞれ修了証を発行します。

手話通訳者全国統一試験

神奈川県手話通訳者養成講習会の修了者等を対象に、社会福祉法人全国手話研修センターが実施する手話通訳者全国統一試験（筆記試験、実技試験）を実施します。これは、全国レベルの手話通訳者を確保する上から有効な手段です。

手話通訳者全国統一試験は、全国ほとんどの道府県で導入され、手話通訳者として認定する全国基準として定着しています。「手話通訳Ⅰ」「手話通訳Ⅱ」、「手話通訳Ⅲ」を出題範囲として、同じ試験問題、試験方法で、全国同時に行われます。

手話通訳者全国統一試験を行うことで、全国レベルの知識、技術を有する手話通訳者を確保することができます。

試験実施及び審査等は全て社会福祉法人全国手話研修センターの指示に従い実施し、合否決定は社会福祉法人全国手話研修センターが行います。

受験者は、神奈川県手話通訳者養成講習会修了者だけでなく、他の地域で「手話通訳Ⅰ」、「手話通訳Ⅱ」、「手話通訳Ⅲ」を修了した者、専門学校で手話通訳者養成課程を学修した卒業生または卒業見込み者も対象者とします。このことで、受験者を増やし、手話通訳者の拡大をはかります。

手話通訳者全国統一試験

区 分	
筆記試験	手話通訳者に必要な基礎知識 国 語
実技試験	手話の要約試験 場面通訳試験

※ 令和元年度試験区分

神奈川県手話通訳者認定試験

手話通訳者全国統一試験及び手話通訳士資格取得者を対象に、小論文、面接による神奈川県手話通訳者認定試験を行います。

手話通訳士資格は、厚生労働省認定資格として社会福祉法人聴覚障害者情報文化センターが実施している手話通訳技能認定試験に合格、認定される資格です。手話通訳士は、全国どこでも手話通訳を行うことができ、医療、政治等の専門的な通訳も担っています。手話通訳士が地域で手話通訳を行う場合、地域の状況や通訳対象となる聴覚障がい者の背景等の把握は、正確に情報保障を行うにあたっては重要となってきます。神奈川県手話通訳者資格を取得することで、研修等の場に参加し、地域に根ざした手話通訳活動が可能となります。

小論文は、テーマに沿って自らの知識、経験を基に基づき、論理的に記述します。面接試験は、手話での聴覚障がい当事者とのコミュニケーション能力を確認するものです。

神奈川県手話通訳者合格者研修

神奈川県手話通訳者認定試験合格者を対象に、聴覚障がい当事者の立場、神奈川県手話通訳者の立場から、聴覚障がい当事者が求める手話通訳の在り方、手話通訳者の姿勢等の今後の活動に必要な情報提供を行います。また、県の登録、派遣制度等についての説明を行います。

神奈川県手話通訳者認定式

神奈川県手話通訳者合格者研修修了者を対象に、神奈川県知事名による認定証を交付します。

認定者名は、県及び市町村に通知します。また、館内ロビーに掲示するとともに、「神奈川県聴覚障害者福祉センターだより」等に掲載し、広く周知します。ただし、当事者から掲載辞退の申し出があった場合は除きます。

要約筆記者養成

具体的方針

要約筆記は、聴覚障がい者への文字による情報保障です。音声等を手書きあるいはパソコン入力で表出します。要約筆記には「速く、正しく、読みやすく」の三原則があります。一般社団法人全国難聴者・中途失聴者団体連合会や特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会の長年の運動の中で培われてきた原則で、全国的に普及しています。

「速く」は即時性を意味し、できるだけ早く情報を聴覚障がい者に届けることをめざしています。情報が遅れていると、聴覚障がい者が賛否や意見、質問等が行えない事態となります。聴覚障がい者の社会参加を保障していく上で重要な原則です。

「正しく」は、音声情報の内容をそのまま伝えることを意味し、聴覚障がい者が情報を判断することとなります。話し言葉は1分間に400文字程度の場合もあり、手書き要約筆記、パソコン要約筆記では、話し言葉の要約が必要となります。一方、聴覚障がい者からは、より多くの情報を提供してもらい、自らで判断したいとの意見もあります。そのためには、話し手の言葉を、できるだけ忠実に伝えることが、聴覚障がい者の自己選択、自己決定にとって重要となります。

「読みやすく」は理解しやすい情報提供を意味し、聴覚障がい者が理解しやすい文字表示をめざします。たとえ情報内容が正確であっても、聴覚障がい者が読むことができる文字を表示しなければ、内容の理解につながりません。また、パソコンにおいても、文字の大きさ、色、背景が見えづらかったり、表出する速さによっても聴覚障がい者が理解しにくくなります。聴覚障がい者が理解しやすい情報保障にとって、重要となります。

これら、要約筆記の三原則を講習会の中で、講習、実践していきます。

厚生労働省要約筆記者養成カリキュラムでは、都道府県及び政令市、中核市が初心者から養成し、手話通訳者と同等の情報保障者を養成することとなっています。

しかし、この通知後も、市町村においては難聴者団体等の協力等により、要約筆記奉仕員養成等を

継続している地域があります。また、地域の要約筆記サークルの連合体である、神奈川県要約筆記サークル連絡会からも、地域で養成された要約筆記奉仕員等の講習会中途からの受講要望が出されました。これは、要約筆記奉仕員カリキュラムに沿って講習会を実施していた当時、難聴者団体からの「一人でも多くの、難聴者の耳代わりとなる、地域に根差した要約筆記者を養成したい」という願いに応え、講習会を基礎前期、基礎後期に分けて開催し、基礎後期からは地域で養成された要約筆記奉仕員を追加募集する方式を取っていたことに起因します。

こうした要望を受けて、神奈川県中途失聴・難聴者協会、神奈川県要約筆記協会と協議を行い、地域で養成され、一定の技術と意欲のある要約筆記奉仕員等を、講習会の一定の時期から受け入れることとしました。このことで、長期にわたる講習会からの辞退者の減少を補い、要約筆記者の拡大を目指します。

要約筆記者養成講習会は、厚生労働省要約筆記者養成カリキュラムに準じて行います。国のカリキュラムに準じて実施することで、全国と同水準の要約筆記者を養成することができます。

要約筆記者は、手話通訳者同様に、聴覚障がい者の命と、財産を守るための情報保障者と位置づけ、内容を充実させ、より専門的な養成を行います。

要約筆記者養成カリキュラムでは、手書き要約筆記者とパソコン要約筆記者の両者の養成がカリキュラムに掲げられています。手書き要約筆記者は、透明なロールシートまたは用紙に文字を記載し、ノートテイク、OHPあるいはOHCにより情報保障を担います。パソコン要約筆記者は、パソコンを用いて文字を入力し、表示画面または液晶プロジェクターあるいはモニターに接続し表示することで情報保障を担います。手書き要約筆記は、文字のやわらかさから、読みやすいという利用者からの声もあり、二人書きの方法を用いることで、情報量の拡大を実現しています。パソコン要約筆記は、文字が均一で分かりやすいという声もあり、連携して入力することで、情報量の拡大につながっています。利用者が望む要約筆記を実現するために、手書き要約筆記者、パソコン要約筆記者の両者を養成します。また、要約筆記者養成講習会修了者を対象に、神奈川県要約筆記者認定試験を行います。学科試験、実技試験を実施し、手書き要約筆記者、パソコン要約筆記者として市町村や県の意匠疎通支援事業を担う人材を認定します。

要約筆記者養成は、初心者を対象として養成を行い、最終的には、手話通訳者と同等の情報保障を担う人材の養成に結びつける必要があります。実技講習において、講習効果を高め、技術、資質を向上していくには、講師1人に対し、複数のアシスタントを配置する必要があります。その中には、聴覚障がい者も配置し、聴覚障がい当事者からの受講者への直接の働きかけによる資質の向上もめざします。講師選任にあたっては、神奈川県中途失聴・難聴者協会、神奈川県要約筆記協会の協力を得て、実現していきます。

要約筆記者養成講習会の実施にあたっては、神奈川県中途失聴・難聴者協会、神奈川県要約筆記協会、社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会で構成する神奈川県要約筆記者養成委員会を組織します。講習会の内容や、講義講師の選択、認定試験に関わる認定基準など、要約筆記者の養成、認定に関して聴覚障がい当事者の意見を反映させます。

神奈川県要約筆記者養成講習会

聴覚障がい者の自立と社会参加を保障する要約筆記者として、神奈川県要約筆記者の資格を取得し、市町村及び県に登録し、意思疎通支援事業を担う人材の養成のため、神奈川県要約筆記者養成講習会を行います。

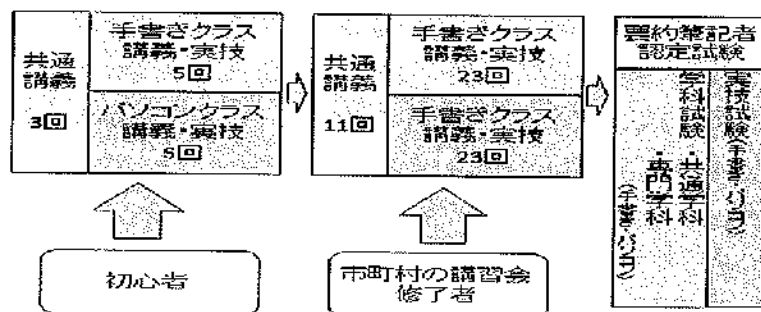
厚生労働省要約筆記者養成カリキュラムでは、養成目標に「聴覚障害、聴覚障害者、とりわけ中途失聴・難聴者の生活及び関連する福祉制度や権利擁護、対人援助等についての理解と認識を深めるとともに、難聴者等の多様なニーズに対応できる要約筆記を行うに必要な知識及び技術を習得する。」が掲げられています。この養成目標達成に努めます。

また、厚生労働省要約筆記者養成カリキュラムは必修科目と選択必修科目に分かれています。選択必修科目からは、手書き要約筆記では「二人書き」、パソコン要約筆記では「連係入力」などを選択します。現在の県の要約筆記者派遣においては、情報量を保障するために、手書き要約筆記では「二人書き」、パソコン要約筆記では「連係入力」の方法が中心となっています。派遣に則した科目を選択することで、派遣に直結した養成をめざします。

講習会は、厚生労働省カリキュラムの必修科目、選択必修科目で編成し、1回2時間で行うことで、時間数も同様とします。手書きクラス、パソコンクラスに分け、クラス別に実技講習、講義を行います。手書き、パソコンの各クラスに特化した技術、知識の習得、定着をはかります。

また、聴覚障がい、要約筆記、社会福祉、日本語等の基礎的な知識の習得を図るために、手書き、パソコンの両クラス合同の共通講義を設けます。

要約筆記者養成講習会の流れ



実技講習は講師1人、アシスタントを複数配置し、効果的な講習運営と講習内容の受講者への定着に努めます。講義講師は科目により異なりますが、デモンストレーション等、必要に応じてアシスタントを置きます。このことで、充実した講習内容を確保し、受講者の理解を促します。

また、神奈川県中途失聴・難聴者協会の見学を推奨します。要約筆記者養成は、聴覚障がい当事者が養成に深く関わることで、聴覚障がい者の願いや思いが反映され、要約筆記の目的、要約筆記者の役割の重要性を、受講者が実感を持って理解することにつながります。また、聴覚障がい者が講師を担っていくための学習の場にも活用できます。

定員は、初めて要約筆記を学習する方を対象に手書きクラス、パソコンクラスとも13人とします。また、地域で要約筆記の学習を行い、講習途中から受講者する追加募集定員を各クラス5人とします。

受講の条件は、神奈川県域での要約筆記活動を希望する者（資格取得後、県及び居住の市町村に登録しての要約筆記活動を行う）のほか、神奈川県要約筆記者養成委員会での協議により定めます。

また、パソコンクラスについては、ノートパソコンの持参を条件とするとともに、ウィルス対策等の要件を設けます。

要約筆記者養成講習会カリキュラム例

回	区分	午前(10:00～12:00)手書き	区分	午後(13:30～15:30)パソコン	回	区分	午前(10:00～12:00)手書き	区分	午後(13:30～15:30)パソコン	
1			共通	聴覚障害の基礎知識(1)	23	専門	チームワークII(2)	専門	連携入力II(2)	
2/3	共通	要約筆記の基礎知識I(1)	共通	要約筆記の基礎知識I(2)	24	専門	チームワークII(3)	専門	連携入力II(3)	
4	専門	要約筆記の基礎知識II(1)	専門	要約筆記の実習(1)	25/26	共通	社会福祉の基礎知識I(3)	共通	伝達の学習I	
5	専門	要約筆記の基礎知識II(2)	専門	要約筆記の実習(2)	27	専門	伝達の学習II	専門	伝達の学習II	
6	専門	要約筆記の実習(1)	専門	要約筆記の実習(3)	28	専門	要約の学習I	専門	要約筆記の実習(3)	
7	専門	要約筆記の実習(2)	専門	要約筆記の基礎知識II(1)	29	専門	要約の学習II	専門	演習	
8	専門	要約筆記の実習(3)	専門	要約筆記の基礎知識II(2)	30	専門	二人書きI	専門	チームワークI(1)	
県内市町村の要約筆記講習会修了者追加受講										
9/10	共通	日本語の基礎知識(1)	共通	日本語の基礎知識(2)	32	専門	二人書きII(2)	専門	チームワークII(1)	
11/12	共通	聴覚障害の基礎知識(2)	共通	話しことばの基礎知識(1)	33	専門	二人書きII(3)	専門	チームワークII(2)	
13	専門	話しことばの基礎知識(2)	専門	要約の学習I	34	専門	演習	専門	チームワークII(3)	
14	専門	要約筆記の実習(4)	専門	要約の学習II	35	専門	ノートテイクI(1)	専門	ノートテイクI(1)	
15	専門	要約筆記の実習(5)	専門	要約筆記の実習(4)	36	専門	ノートテイクI(2)	専門	ノートテイクI(2)	
16	専門	要約筆記の実習(6)	専門	要約筆記の実習(5)	37	専門	ノートテイクII(1)	専門	ノートテイクII(1)	
17/18	共通	社会福祉の基礎知識I(1)	共通	対人援助I(1)	38	専門	ノートテイクII(2)	専門	ノートテイクII(2)	
19	共通	社会福祉の基礎知識I(2)			39	専門	ノートテイクII(3)	専門	ノートテイクII(3)	
20	専門	チームワークI(1)	専門	話しことばの基礎知識(2)	40	専門	ノートテイクII(4)	専門	ノートテイクII(4)	
21	専門	チームワークI(2)	専門	連携入力I	41/42	共通	対人援助I(2)	共通	要約筆記習のあり方I	
22	専門	チームワークII(1)	専門	連携入力II(1)						

受講希望者事前説明会

次年度の神奈川県要約筆記者養成講習会受講者募集にあたり、受講応募を奨励するために応募期間中に実施します。

要約筆記、難聴等への意識を持って、講習会に応募いただけるようにします。

実施にあたっては、神奈川県中途失聴・難聴者協会、神奈川県要約筆記協会の協力を得ます。

受講希望者事前説明会実施例

内 容
要約筆記者養成講習会の目的と1年の流れ
難聴(聴覚障がい)について～難聴者体験談～
要約筆記者について～要約筆記体験～

要約筆記者指導者養成研修

厚生労働省要約筆記者養成カリキュラム通知にともない、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施している要約筆記者指導者養成研修に、該当者を派遣し、講習会の内容の充実と、指導方法の向上に努めます。

神奈川県要約筆記者認定試験

神奈川県要約筆記者養成講習会修了者を対象に要約筆記者として必要な知識、技術を考查します。

学科試験、実技試験それぞれの70%以上の得点者を合格とします。

試験実施にあたっては、神奈川県中途失聴・難聴者協会、神奈川県要約筆記協会等からなる問題作成委員会及び審査会を設け実施します。

実技試験では、派遣現場を想定して、手書き要約筆記では「二人書き」、パソコン要約筆記では「連係入力」も行います。

神奈川県要約筆記者認定試験

試験区分		概要	
学科試験	共通学科	共通講義を中心とした要約筆記者として必要な基礎的知識の考査	
	専門学科	手書き要約筆記	手書き要約筆記者として必要な知識の考査
		パソコン要約筆記	パソコン要約筆記者として必要な知識の考査
実技試験	手書き要約筆記	手書き要約筆記者として必要な技術の考査。個別実技及びチーム実技(一人書き、二人書き)	
	パソコン要約筆記	パソコン要約筆記者として必要な技術の考査。個人実技及びチーム実技(連係入力)	

神奈川県要約筆記者認定式及び登録・派遣説明会

神奈川県要約筆記者認定試験合格者には、神奈川県知事名による神奈川県手書き要約筆記者、神奈川県パソコン要約筆記者の認定証を交付します。

認定者名は、県及び市町村に通知します。また、館内ロビーに掲示するとともに、「神奈川県聴覚障害者福祉センターだより」等に掲載し、広く周知します。ただし、当事者から掲載辞退の申し出があった場合は除きます。

新たに認定された神奈川県手書き要約筆記者、神奈川県パソコン要約筆記者に対し、県の登録、派遣制度等についての説明を行います。

手話通訳者・要約筆記者派遣

具体的方針

障害者総合支援法の都道府県地域生活支援事業における、意思疎通支援事業として、神奈川県手話通訳者派遣事業実施要綱及び神奈川県要約筆記者派遣事業実施要綱に基づいて適正に、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。公的な派遣は、利用者に平等に派遣を行うことが重要です。そのことが公的制度としての生命であり、制度の信頼を高め、維持につながります。

県の派遣制度は、県障害福祉課、障害サービス課、地域の聴覚障がい者団体、身体障がい者団体が主催する会議、大会等とすることで、派遣を受けられない状況をなくす制度であると考えます。神奈川県手話通訳者、神奈川県要約筆記者として登録した者の中から、適切な人材を選定し、派遣を行います。

また、派遣内容が高度で市町村派遣が困難な場合や広域派遣における市町村間の調整は、神奈

川県手話通訳者派遣事業実施要綱及び神奈川県要約筆記者派遣事業実施要綱の定めに従い、適正に対応します。

手話通訳者・要約筆記者派遣の検証、課題検討の場として、関係団体からなる神奈川県手話通訳者・要約筆記者派遣運営委員会を設けます。委員会には手話通訳専門部会、要約筆記専門部会を設け、より専門の課題に対応します。

派遣業務は、業務の専門性が高いことから、神奈川県手話通訳者、神奈川県要約筆記者等の有資格者が業務を担い、経験、技術、地域、知識等から派遣依頼内容に適切な人材を選定し、派遣依頼を行います。また、派遣申請者との連絡調整を行います。

手話通訳者、要約筆記者に対しては、規程を定め報酬、交通費等を支払います。派遣現場での基本的な対応方法をまとめた派遣の手引きを作成、配布するとともに、機会あるごとに守秘義務の重要性を伝え、徹底をはかります。派遣依頼書、報告書については個人情報保護の観点から郵送とします。また、頸肩腕障害健診を実施しての健康管理、保険加入による派遣現場等における補償を行います。

手話通訳者、要約筆記者の派遣は、聴覚障害者福祉センター事業に関わる派遣も含めて年間400件程度の派遣を行います。

派遣を担う手話通訳者、要約筆記者は登録制とし、年度ごとに更新を行います。

手話通訳者・要約筆記者の派遣

手話通訳者、要約筆記者の主な派遣は次のように行います。

(1) 派遣申請書の受理

- ①派遣申請書の提出は来所、郵送、ファクス、Eメールのいずれかの方法とします。
- ②申請書が提出された場合は、要綱と照らし合わせて、申請内容が妥当か否かを速やかに判断します。妥当と判断した場合は、申請書を受理し、受理番号を記載します。

(2) 主催者との連絡調整

- ①申請書の提出について、事前に主催者から打診があった場合は、要綱の説明を行うとともに、内容の把握に努め適切な助言を行います。
- ②申請書記載事項に疑義がある場合は、主催者に連絡し、確認を行います。
- ③主催者に対して資料の提出を要請するとともに、必要に応じて対象者のコミュニケーション状況についても情報提供を求めます。
- ④必要に応じて、主催者に対して手話通訳者、要約筆記者の業務について十分な理解を促します。

(3) 手話通訳者・要約筆記者の選任

- ①手話通訳者・要約筆記者の選任にあたっては派遣場所、派遣時間（集合時刻、拘束時間、終了時刻）、申請内容、手話通訳者・要約筆記者居住地、経験、依頼頻度などを考慮します。
- ②特に、頸肩腕障害の発症を未然に防止するため、派遣依頼頻度を考慮します。
- ③手話通訳者・要約筆記者の選任は、派遣業務を担う派遣元の専有事項であると考えます。申請書提出にあたっての指名は、これを認めません。

(4) 手話通訳者・要約筆記者への依頼

- ①選任した手話通訳者・要約筆記者に派遣依頼書、派遣報告書及び関係資料も合わせて郵送します。
- ②ただし資料等については、主催者からの到着が遅れ、郵送では間に合わない判断した場合は、ファクスまたはEメールでの送付を行います。

(5) 手話通訳者・要約筆記者派遣申請者への決定通知

- ①手話通訳者・要約筆記者が決定し次第、主催者へ決定通知書を送付します。
- ②主催者への氏名の連絡については、手話通訳者・要約筆記者の登録時に了解を得ておきます。

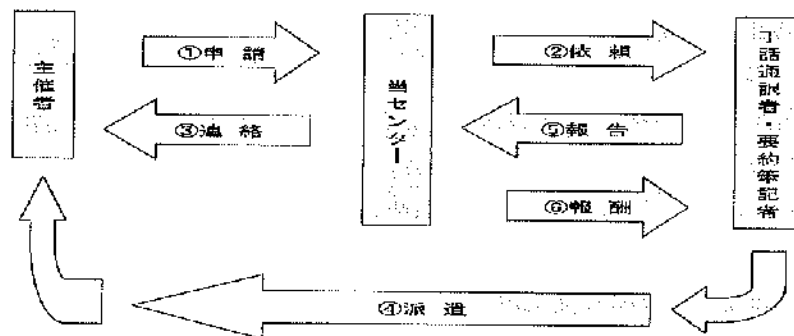
(6) 派遣報告書の受理

- ①手話通訳者・要約筆記者に対し、業務終了後1週間以内に、実施報告書の提出を求めます。
- ②報告書は、手話通訳者・要約筆記者、派遣現場、派遣元をつなぐ重要な情報として認識し、活用をはかります。
- ③継続して派遣申請があったものについては、報告書から必要と判断した事項を、次に依頼した手話通訳者・要約筆記者へ情報提供することを考慮します。
- ④報告書の記載内容に疑義がある場合は、記載者に連絡し、確認を行います。また、必要に応じて助言を行います。
- ⑤報告書の中に、派遣元への質問等が記載されていた場合は、誠意をもって回答します。
- ⑥必要に応じて、主催者へ改善を求めます。

(7) 派遣報酬、交通費の積算等

- ①報告書を基に、神奈川県手話通訳者及び神奈川県要約筆記者に対する報酬等支払い要項にそって、報酬額、交通費を積算します。
- ②業務に使用した切手は、神奈川県聴覚障害者福祉センター指定管理業務における派遣用郵便切手取扱い規程に基づいて管理します。

手話通訳者、要約筆記者派遣の流れ



派遣の柔軟運用

横浜市、川崎市を含んだ聴覚障がい者団体等からの派遣申請については、横浜ラポール聴覚障害者情報提供施設、川崎市聴覚障害者情報文化センターとの合同での派遣を行います。

パソコン要約筆記派遣用機材の整備

パソコン要約筆記では、表示用パソコン、HUB、各種コード類が必要です。機材の有無、接続

の可否など派遣現場での混乱を避け、パソコン要約筆記者が十分に情報保障に専念するため、パソコン要約筆記に必要な機材一式を整備し、派遣の際に使用します。運搬は主催者の責任で行います。

Wi-Fiを用いた情報保障

パソコン要約筆記において、Wi-Fiルーターを用いての、遠隔での情報保障が可能です。派遣内容、会場により活用をはかります。詳細は「オ IT化に対応するための取組」に記載します。

市町村間の連絡調整及び市町村の支援

県内に居住する聴覚障がい者が県外へ赴いた場合の手話通訳者、要約筆記者派遣、県外に居住する聴覚障がい者が来県した場合の手話通訳者、要約筆記者の派遣（以後、「広域派遣」という。）についてはルール化が未整備の地域も少なくありません。

2013年（平成25年）に厚生労働省から「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」が通知され、都道府県、市区町村の手話通訳者、要約筆記者派遣要綱例（通称 モデル要綱）が示されました。この中で、広域派遣を市町村で対応することが示されています。また、2013年（平成25年）施行の障害者総合支援法では、都道府県の地域生活支援事業として、手話通訳者、要約筆記者派遣に関する市町村相互間の連絡調整が追加され、厚生労働省「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」の中で、都道府県の役割としての具体例が明記されています。

このことを踏まえて、神奈川県手話通訳者派遣事業実施要綱第11条、及び神奈川県要約筆記者派遣事業実施要綱第12条の定めに従い、適正に対応します。

広域派遣は、当該市町村間での調整となりますが、市町村派遣要綱、報酬等の支払い規定等の違いから、折り合いがつかないことも想定されます。市町村間の調整が不調に終わった場合、当該市町村の依頼に基づいて、市町村間の調整を行います。聴覚障がい者が手話通訳者、要約筆記者の派遣が受けられることを最優先に対応します。

また、市町村からの手話通訳者、要約筆記者の派遣に関する相談に応じ、助言を行っていきます。このことで、市町村での手話通訳者、要約筆記者の派遣が円滑に実施されるよう支援します。

市町村の実情把握と情報共有に努め、市町村担当者とのネットワーク化を推進します。市町村の手話通訳者、要約筆記者派遣担当者は、聴覚障がいについての情報獲得、手話通訳、要約筆記についての十分な理解、派遣の検証方法の理解と検証の実施ことなどが求められます。派遣についての情報だけでなく、様々な情報を共有することで、市町村の聴覚障がい福祉力の向上を支援します。

市町村において、手話通訳者、要約筆記者が不足した場合は、社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会手話通訳者、要約筆記者派遣事業で支援します。詳細は、「(4) 自主事業の実施」に記載します。

神奈川県手話通訳者・要約筆記者派遣運営委員会

2013年（平成25年）に厚生労働省から「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」が通知され、都道府県の手話通訳者、要約筆記者派遣要綱例（通称 モデル

要綱)が示されました。この中で、「知事は、この事業の実施にあたり、円滑な事業実施を期し、関係団体等と密接に連携を保つため、聴覚障害当事者団体、意思疎通支援者関係団体等の関係者で構成する運営委員会を設置し、この事業の効果的な推進を図るものとする」との記載があり、運営委員会の設置を奨励しています。

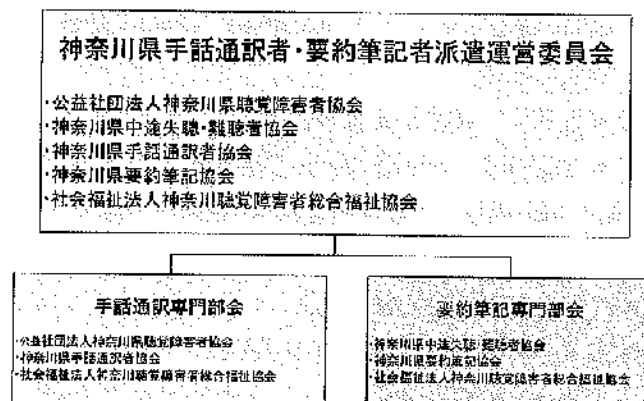
このことを踏まえて、神奈川県手話通訳者派遣事業実施要綱第13条及び神奈川県要約筆記者派遣事業実施要綱第14条の定めに従い、手話通訳者・要約筆記者派遣運営委員会を設置します。

手話通訳者、要約筆記者の派遣は、単に人員を派遣することではなく、聴覚障がい者への情報保障が適切且つ正確に実施されたかが派遣の成果となります。手話通訳者、要約筆記者の派遣に係わる課題等を改善し、聴覚障がい者が安心して情報保障を受けられる環境の整備を進めることが必要です。

手話通訳者・要約筆記者派遣運営委員会では、派遣の検証、派遣から見えてくる共通課題の整理、課題の共有、解決等について努め、適切な派遣を実施します。また、頸肩腕障害健診、研修等の派遣と関連する事項についても協議します。

手話通訳者、要約筆記者の専門的な課題解決に向けては、手話通訳専門部会、要約筆記専門部会を設置します。

委員は、公益社団法人神奈川県聴覚障害者協会、神奈川県中途失聴・難聴者協会、神奈川県手話通訳者協会、神奈川県要約筆記協会、社会福祉法人神奈川県聴覚障害者総合福祉協会からの推薦により選任します。専門部会の構成は、手話通訳専門部会は公益社団法人神奈川県聴覚障害者協会、神奈川県手話通訳者協会、社会福祉法人神奈川県聴覚障害者総合福祉協会、要約筆記専門部会は神奈川県中途失聴・難聴者協会、神奈川県要約筆記協会、社会福祉法人神奈川県聴覚障害者総合福祉協会とします。



手話通訳者・要約筆記者への保障

手話通訳者、要約筆記者は、派遣制度を支える柱です。県に登録した手話通訳者、要約筆記者に対して、次のような対応を行います。

報酬、交通費の支給

手話通訳者、要約筆記者に対して、報酬、交通費(実費)を支払います。手話通訳者、要約筆

記者は情報保障者としての専門性を活かして派遣を担っています。報酬はこの業務に対する対価であると考えています。また、自宅から派遣場所までの交通費は、別途支給します。

支払いにあたっては、神奈川県手話通訳者及び神奈川県要約筆記者に対する報酬等支払い要項を定めており、適正に支払いを行います。

交通費の支払いは、自宅から派遣場所までの公共交通機関を利用したの、最も経済的な経路とし、実費を支払います。

また、報酬額等については改善に努めます。

頸肩腕障害健診の実施

2013年(平成25年)に厚生労働省から「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」が通知され、都道府県の手話通訳者、要約筆記者派遣要綱例(通称 モデル要綱)が示されました。この中で、「知事は、意思疎通支援業務の特殊性により発症が危惧される頸肩腕障害、メンタルストレスに起因する疾患等の健康障害を予防し、意思疎通支援者の健康保持を図り、もってこの事業全体の健全な運営を確保するため、必要に応じ、意思疎通支援者に対し、頸肩腕障害に関する健康診断を実施する。」と実施を奨励しています。

このことを踏まえて、年に1回、手話通訳者、要約筆記者の頸肩腕障害健診を実施します。

詳細は、「健康管理体制」に記載します。

保険の加入

手話通訳者、要約筆記者は県内各地に派遣されます。派遣現場や、往復の経路での事故等に備えて、登録した手話通訳者、要約筆記者を保険に加入します。保険は、全国社会福祉協議会が行っている「福祉サービス総合補償」を用います。

手話通訳者・要約筆記者派遣懇談会

手話通訳者、要約筆記者を対象に懇談会を、年1回行います。前年度の派遣実績報告、派遣で生じた課題と改善方法についての説明を行うとともに、意見交換を行います。また、派遣に関する最新情報等の提供も行います。

手話通訳者、要約筆記者は個々または数人のグループで派遣を担っており、他の派遣状況についての情報を持ち合わせていません。他の派遣で生じた課題を知り、改善方法を学ぶことで、自らが派遣を担った場合に、同様の対応が可能となります。

また、出席できなかった手話通訳者、要約筆記者に対しては、懇談内容をまとめたたよりを発行することで手話通訳者、要約筆記者全体の情報共有に努めます。派遣元と手話通訳者、要約筆記者が自由に意見交換を行うことで、相互の信頼関係を強化する場ともなります。

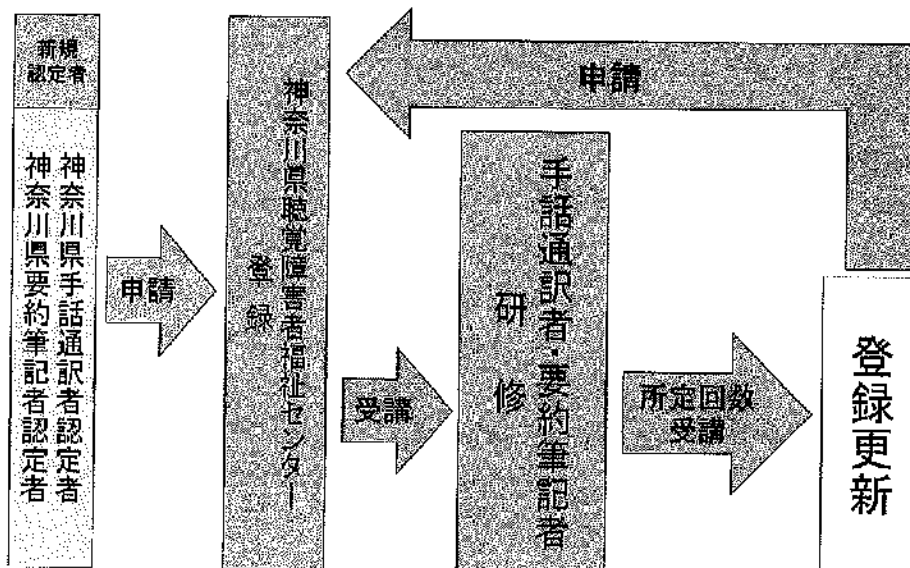
手話通訳者・要約筆記者の登録

新たに神奈川県手話通訳者、神奈川県要約筆記者として認定を受けた者に、神奈川県への登録を促し、神奈川県手話通訳者登録申請書または神奈川県要約筆記者登録申請書の提出を求め、登録します。登録者には、神奈川県手話通訳者証または神奈川県要約筆記者証を交付します。

登録は1年ごとに更新します。登録更新にあたっては、所定の研修を受講する必要があります。所定の研修を受講した者には、年度ごとに登録更新の申請書を郵送し、提出いただくことで

登録を更新します。

登録更新の条件は、神奈川県手話通訳者・要約筆記者派遣運営委員会の手話通訳専門部会、要約筆記専門部会で協議を行い、規程を定めます。



手話通訳者・要約筆記者の研修

具体的方針

手話通訳者、要約筆記者は方法が異なりますが、共に聴覚がい者の自己選択、自己決定を支え、自立と社会参加を保障していく重要な役割を担っています。

より正確な情報保障を担うには、技術の向上、資質の向上が必要です。技術の向上だけでは、提示された情報の意味を解釈することができません。逆に、資質の向上だけでは、情報を理解できても、それを正確に伝える術がありません。正確な情報保障は、この両方が備わってこそ可能になると考えます。また、法律や制度、社会情報が変化している中で、最新の情報を獲得していくことも不可欠です。

手話通訳者、要約筆記者は登録者として、派遣を担っています。聴覚障がい者からも信頼され、正確な情報保障を行うためには定期的な研修受講が必要となります。そこで、年間に一定の研修を受講することで、登録更新を行う研修受講の義務化を行います。このことで、技術、知識の維持、向上を確実なものとするとともに、自己研鑽の意欲と自覚を促します。

手話通訳者、要約筆記者は活動歴により、技術、知識に差が生じます。特に、登録間もない手話通訳者、要約筆記者は、活動経験が少ないため、派遣現場での対応に不慣れで、戸惑い、混乱すること

が考えられます。また、自らの技術に不安も持っています。登録間もない手話通訳者、要約筆記者を対象とした研修を行い、派遣現場での対応方法、技術の向上を行うことで、手話通訳者あるいは要約筆記者として、派遣現場に赴く姿勢と、技術への確信を培い、派遣に臨むことができると考えます。

神奈川県内には、手話通訳者の団体である神奈川県手話通訳者協会、要約筆記者等の団体である神奈川県要約筆記協会があります。どの団体も、会員の声を反映し、聴覚障がい者福祉向上のために活動しています。これらの団体は、技術的な蓄積もあり、技術向上にはとりわけ強い関心と、深い理解があります。技術、事例等の研修を委託することで、効果的な研修体制を構築し、手話通訳者、要約筆記者の技術の向上に反映できます。ただし、委託にあたっては、神奈川県との協議、承認が必要となります。

研修の実施にあたっては、手話通訳者の場合は、公益社団法人神奈川県聴覚障害者協会、神奈川県手話通訳者協会、要約筆記者の場合は、神奈川県中途失聴・難聴者協会、神奈川県要約筆記協会と必要に応じて協議、協力を行います。また、情報保障全体に関わることについては、全団体と相互に協力を行います。聴覚障がい当事者、情報保障当事者、派遣元、それぞれの立場からの意見交換、協議を行うことで、より効果的な研修の実施が可能になります。また、必要に応じて、関係団体が行う登録更新のための研修に協力します。

手話通訳者、要約筆記者は、当法人が独自に行っている自主事業での派遣業務も担っていただいています。自主事業としても研修を実施します。手話通訳者、要約筆記者のフォローを、当法人独自に行うことで、支援に貢献します。詳細は「(4) 自主事業の実施」に記載します。

手話通訳者の研修

手話通訳者を対象に、技術、資質の維持、向上のために次の研修を行います。

神奈川県手話通訳者新人研修会

前年度に認定された神奈川県手話通訳者を対象に研修会を行います。派遣に赴く前に個々の技術の課題を明らかにし、自己研鑽の目標が持てるようにするとともに、市町村等での通訳活動経験を積んだ後に定期的実施します。このことで、通訳活動から生じた疑問、不安などを解消し、年間を通じてスキルアップを図っていきます。年間5回の実施に努めます。

また、登録2年目の手話通訳者対象に、新人研修会の効果を測定、定着をすすめるための、フォローの研修を検討します。

実施にあたっては、公益社団法人神奈川県聴覚障害者協会、神奈川県手話通訳者協会の協力を得ます。

神奈川県登録手話通訳者研修会（講義等）

登録手話通訳者の現任研修を行います。手話や聴覚障がい、聴覚障がい者に関する最新情報等、守秘義務、福祉制度、権利保障、健康に関することなど、手話通訳者として活動していく上で重要な情報を提供し、資質の向上に努めます。年2回程度実施します。この研修は、登録更新対象の研修とします。

実施にあたっては、公益社団法人神奈川県聴覚障害者協会、神奈川県手話通訳者協会の協力を得ます。

過去3年間の研修テーマ

年 度	テ ー マ
平成28年度	県警察通訳センターからの依頼について
	これまでの運動・これからの運動
	ろう者が取調べを受ける際の手話通訳
平成29年度	医療場面での手話通訳
	司法場面での手話通訳
平成30年度	遠隔通訳・電話通訳リレーサービスについて
	話者の思いを的確に伝える、伝わる手話

神奈川県手話通訳者研修会（再委託研修）

技術、事例を中心とした研修を、神奈川県手話通訳者協会に再委託し、手話通訳者の技術の向上をはかります。ただし、神奈川県との協議、承認が必要となります。

神奈川県手話通訳者協会は、神奈川県手話通訳者として、県及び市町村での意思疎通支援事業を担っている手話通訳者団体です。日ごろの活動の中で、技術、事例への関心も高く、多くの人材を抱えています。日常の通訳活動から、課題を発見し、通訳者の視点で必要な研修を組み立てることができます。年間15回程度の研修を行っていただきます。

また、この研修は全て登録更新のための研修とします。

要約筆記者の研修

要約筆記者を対象に、技術、資質の維持、向上のために次の研修を行います。

神奈川県要約筆記者合格者技術研修会

前年度に認定された神奈川県要約筆記者を対象に、派遣に赴く前に個々の技術の課題を明らかにし、自己研鑽の目標が持てるように、技術研修を行います。

要約筆記者認定は、要約筆記者としてのレベルに達していることの証明ではありませんが、経験豊富な活動中の要約筆記者と比較すると、その力量にはまだ及びません。そこで、要約筆記活動のスタートにあたり、個々の技術的な課題を確認することで、今後の要約筆記活動への心を引き締め、白らの課題克服に向けた自己研鑽を積むための目標を明らかにすることが、良質の要約筆記者への道の第一歩になります。

手書き要約筆記者、パソコン要約筆記者それぞれに実施し、派遣に赴く基本姿勢を培うとともに、定着をはかります。手書き、パソコン各2回実施します。

実施にあたっては、神奈川県中途失聴・難聴者協会、神奈川県要約筆記協会の協力を得ます。

神奈川県登録要約筆記者研修会（講義等）

登録要約筆記者の現任研修として行います。要約筆記や聴覚障がい、聴覚障がい者に関する最新情報等、守秘義務、福祉制度、権利保障、健康に関することなど、要約筆記者として活動していく上で重要な情報を提供し、資質の向上に努めます。年に1回実施します。

この研修は、登録更新対象の研修とします。

実施にあたっては、神奈川県中途失聴・難聴者協会、神奈川県要約筆記協会の協力を得ます。

過去3年間の研修テーマ

年 度	テ ー マ
平成28年度	事例検討
平成29年度	聴覚障害者に便利な機器とは？見て、触って、聴いてみよう
平成30年度	事例検討

神奈川県要約筆記者研修会（再委託研修）

技術を中心とした研修を、神奈川県要約筆記協会に再委託し、要約筆記者の技術の向上をはかりま
す。ただし、神奈川県との協議、承認が必要となります。

神奈川県要約筆記協会は、要約筆記者等の集団であり、神奈川県要約筆記者として県及び市町村で
の意思疎通支援事業を担っている方が多くいらっしゃいます。日ごろの活動の中で、技術等への関心
も高く、多くの人材も抱えています。日ごろの要約筆記活動から、課題を見つけ、要約筆記者の視点
で手書き要約筆記者、パソコン要約筆記者に必要な研修を組み立てられます。年間10回程度の研修
を実施していただきます。

これらの研修は、全て登録更新のための研修とします。

神奈川県要約筆記者研修会（三者共催）

神奈川県中途失聴・難聴者協会、神奈川県要約筆記協会、当センターの三者共催の研修会を年1回
開催します。

聴覚障がい当事者としての神奈川県中途失聴・難聴者協会、要約筆記者としての情報保障者集団と
しての神奈川県要約筆記協会、要約筆記者の派遣元である当センターのそれぞれの立場からの意見
を集約し、共催での研修会を企画します。

聴覚障がい、要約筆記について理解を広める内容の研修については、対象を登録要約筆記者としま
すが、それ以外は、広く一般県民にも参加を呼びかけます。

この研修は、登録更新のための研修とします。

健康管理体制

具体的方針

頸肩腕障害は、上肢等に過度な負担がかかる業務で、後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕、手指に
発症する運動器障害です。肩こり、腕のだるさから始まり、肩こり、腕のだるさの慢性化、痛みやし
びれ、手が動かないなどの症状に悪化します。上腕骨外（内）上顆炎、肘部管症候群、手関節炎、腱
炎、腱鞘炎、手根管症候群、書頸、書頸様症状、頸肩腕症候群などの病名が挙げられ、不眠、うつ病
状など精神・神経症状が出現する場合があります。原因には、上肢等に負担のかかる作業を長時間継
続することに加え、筋肉疲労、視覚や聴覚の負担、精神的ストレスも関与すると考えられています。
そのほとんどに自覚症状があり、本人の訴えにより症状を確認することとなります。

この頸肩腕障害は、手話通訳者等の職業病とされており、全国的にも労災認定されています。

手話通訳者、要約筆記者を対象に頸肩腕障害健診を定期的実施し、現状の把握や前回との比較などにより、注意を喚起し、予防に努めます。

頸肩腕障害の普及啓発

手話通訳者、要約筆記者に対し、登録、研修等機会あるごとに頸肩腕障害について理解を求め、過度な業務による発症の予防、発症時の悪化抑制及び改善について啓発を行い、自覚を求めます。

冊子「頸肩腕健診って何ですか？」の配布

新たに登録した手話通訳者、要約筆記者に対しては、冊子「頸肩腕健診って何ですか？」を配布し、頸肩腕障害と定期健診の必要性について理解を促します。

この冊子は、専門家による頸肩腕障害、健診の必要性、予防対策などの講演をまとめたものです。自主企画番組「頸肩腕健診って何ですか？（健診編）」の貸出

手話通訳者、要約筆記者及び聴覚障がい者に対して、自主企画番組「頸肩腕健診って何ですか？（健診編）」の貸し出しを行い、理解を促します。

この番組は、専門家の監修を基に、健診の内容、目的、評価等について解説を行っています。健診の意味を理解することで、健診結果を基に自己管理をすすめるとともに、聴覚障がい者も手話通訳者、要約筆記者の職業病である頸肩腕障害を理解し、支援の輪を広げていくために制作したものです。

ビデオライブラリーに配架し、貸し出します。

研修の実施

頸肩腕障害に関する理解を深めるため、定期的に研修を実施し、頸肩腕障害の予防に努めます。健診結果の見方、意味から、予防対策などを含め実施します。

定期健診の実施

手話通訳者、要約筆記者を対象に、定期的に健診を行い、頸肩腕障害の予防、改善をはかっています。健診機関に出張を要請し、聴覚障害者福祉センターを会場に実施します。

定期健診

- (1) 当該年度に、神奈川県に登録している手話通訳者、要約筆記者に対し、年1回、定期的な健診を実施します。
- (2) 健診は、次の理由により情報保障活動期間をとおして、継続的に受診するよう促します。
 - a 未発症時の健康状態を確認し、防止策を講じておくため。
 - b 発症の危険性を察知し、以後の派遣等の注意を促すため。
 - c 発症時期を把握し、すみやかに治療及び対策を講ずるため。
 - d 発症後の悪化、改善など確認し、対応策を講ずるため。
- (3) 健診実施にあたっては、頸肩腕障害について専門的立場の健診機関に依頼します。

健診日の設定等

- (1) 手話通訳者、要約筆記者それぞれに、複数の健診日を設けます。
- (2) 手話通訳者、要約筆記者の健診日は、できるだけ異なった曜日で設定します。
- (3) 手話通訳者、要約筆記者は、それぞれの健診日に受診を促しますが、日程調整が難しい場合は、相互の健診日での健診を行い、受診の拡大をはかります。
- (4) 健診日に受診できない場合は、期間を設けて指定の医療機関での健診を可能とします。健診費用は、聴覚障害者福祉センターで負担します。

健診結果

- (1) 健診結果は、手話通訳者、要約筆記者個人に郵送します。
- (2) 健診の結果、病院受診、活動自粛等が必要と判断した者に対してヒアリングを行い、改善を促します。

頸肩腕障害健診結果

判定区分	状 態
問題は特になし	特に処置は必要ない
差し支えなし	軽い症状あり。進行しないよう日常生活に注意
要観察	疲労段階。進行しないよう日常生活に注意
要注意	症状あり。日常生活に注意し、定期健診受診
経過観察	引き続き経過観察が必要
重症化	引き続き経過観察が必要

健診後の対応

健診結果を基に、発症の危険がある対象者へはヒアリングを実施し、活動の自粛、医療機関受診を促します。また、発症者については派遣依頼を自粛し、回復を奨励します。

手話通訳者、要約筆記者からの相談

手話通訳者、要約筆記者から、頸肩腕障害について相談があった場合は、適切な助言を行います。ただし、発症もしくは発症の恐れが疑われる場合は、すぐに専門医受診を助言し、治療等に専念する旨を伝え、自覚を促します。

健診結果の収集

手話通訳者、要約筆記者の頸肩腕健診は、一部の市町村等でも実施されており、そこで受診した手話通訳者、要約筆記者については、派遣及び健診結果による対応を検討する材料として、健診結果報告の協力を求めます。

健診結果からの対応

健診結果を基に、手話通訳者、要約筆記者に次のように対応します。

判定区分	対 応
要注意	ヒアリングを行い、自覚症状の有無、頻度、程度など体調の確認を行うとともに、体調管理のための注意喚起し、派遣依頼の頻度、方法等について相談を行います。また、医療機関受診を奨励します。
経過観察	定期的健診を、予防目的に、定期健診受診を要約筆記者に依頼します。
通院継続	医療機関への通院・治療に専念するよう要請し、活動を行わないよう進言します。

これら以外の健診結果であった手話通訳者、要約筆記者に対しては、手話通訳者・要約筆記者派遣懇談会等、機会あるごとに定期健診の受診、予防の自覚を促します。特に、新たに登録予定の手話通訳者、要約筆記者に対しては、合格者研修、登録・派遣説明会等の登録前に、定期健診の必要性を説明し、頸肩腕障害予防に努めます。

健康管理の心がけ

頸肩腕症候群

- 1 疲労の蓄積による、職業病(過労性疾患)
- 2 症状は、自覚症状のみ
- 3 定期的な健診が必要
- 4 現場や日常で疲労が蓄積しないよう、予防に心がける
- 5 健康を過信しない
- 6 発症してしまったら、すぐ病院を受診する

自らの健康管理が最も重要

対応結果の検証

頸肩腕障害健診結果及び健診後の対応については、神奈川県手話通訳者・要約筆記者派遣運営委員会に報告し、検証を行います。

健診結果の前年度との比較、要注意者への聞き取りの状況、派遣への反映方法等について検証を行います。また、委員会での意見を受けて、改善を行っていきます。

市町村への支援

頸肩腕障害健診は、神奈川県登録手話通訳者、神奈川県登録要約筆記者を対象に実施しています。

手話通訳者、要約筆記者は人材不足から複数の市町村に登録して派遣を担っています。また、市町村だけ登録し、派遣を担っている場合もあります。

そのため神奈川県域のすべての手話通訳者、要約筆記者が頸肩腕障害健診を受ける仕組みにはなってはいません。また、県での健診結果は、個人情報のため、市町村には開示できません。

2013年（平成25年）に厚生労働省から通知された「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」の中では、市町村における頸肩腕障害健診の実施が示されました。聴覚障がい者が地域で安心して生活していくためには、情報保障を担う手話通訳者、要約筆記者の健康問題は大きな課題です。この改善のために、市町村が頸肩腕障害健診を実施し、健診結果を把握できる仕組み作りの支援に努めます。

1 サービスの向上について

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金について

(3) 利用者サービスの取組

エ 地域活動支援及び普及啓発の取組

※ 参考資料3の「4 事業の実施に関する業務」(4) (5) (6)の項を確認の上、具体的な取組方針と実施方法を記載してください。



「かながわ障がい者計画」では、基本理念「ひとりひとりを大切にする」が掲げられ、基本方針として「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指しています。その柱として「私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します」と提唱され、「ともに生きる社会かながわ憲章」が策定されています。この理念に基づき、聴覚障がい児者が地域で自分らしく堂々と自分らしく豊かな生活を営むことを地域で支えていくことで、ひとりひとりを大切にする社会の実現に寄与していく取り組みを行います。このことで、かながわSDGs取組方針「ともに生きる社会づくり」を推進します。

障害者総合支援法の施行にともない、市町村での相談事業、意思疎通支援事業としての手話通訳者、要約筆記者の派遣等は市町村が主体的に実施する事業となっています。市町村が実施する意思疎通支援事業の担い手である手話通訳者、要約筆記者を養成し、研修を行うことで、聴覚障がい児者が地域で安心して暮らせる聴覚障がい福祉環境づくりを支援します。

また、市町村における設置手話通訳者は、聴覚障がい者の窓口相談、手話通訳者、要約筆記者の派遣等の業務を担うことも少なくなく、聴覚障がい福祉についての知識、経験を有しています。とはいえ、市町村により設置体制にばらつきがあり、専門性を蓄積するには厳しい環境です。聴覚障がいについての理解がなかなか浸透していない現状では、市町村内でこうした情報を共有することが難しいこともあります。設置手話通訳者は市町村職員ではあるものの、非常勤または嘱託職員といった身分のため、市町村内では弱い立場にあります。市町村の設置手話通訳者それぞれが、似たような悩みを抱えながらも、学びあう機会が少なく、孤立してしまうことも少なくありません。市町村の聴覚障がい福祉の向上には、市町村設置手話通訳者を支援する仕組みも必要となります。

市町村は、聴覚障がい者が生活を営む基盤です。市町村で聴覚障がい者と接する機会の多い意思疎通支援担当者に聴覚障がい者相談、手話通訳者派遣、要約筆記者派遣等についての研修を実施し、聴覚障がい者が円滑に制度を利用し、豊かに生活しやすい地域づくりを支援します。また、聴覚障がい者が市町村を訪れ、相談等を行うのは障がい福祉担当課だけでなく、様々な部署を訪れます。市町村の職員に聴覚障がいの理解を広げ、窓口対応も円滑に行えるよう支援します。

市町村の意思疎通支援事業等の聴覚障がい者支援の実情を調査し、課題を抽出するとともに、解決に向けて関係団体と共に協議を行い、改善に向けた取組を行い、市町村の聴覚障がい者福祉の向上を支援します。

新生児聴覚スクリーニング検査の普及は、聴覚障がい児の早期発見、早期療育の推進には大きな役割を担っています。しかし、検査でリファア（要再検査）と判定された保護者は、実際に精査機関である医療機関を受診するまでに時間を要します。その期間、保護者は聴覚障がい等の正確な情報が不足するため不安や悩みを繰り返すことも少なくありません。こうした不安や悩みを解消するため、市町村と連携して訪問相談を行い、保護者の支援を行います。また、市町村の子育て支援担当者へ聴覚障がい、聴覚障がい児、新生児聴覚検査等の情報提供を行い、市町村での聴覚障がい児福祉の充実をはかるとともに、市町村と連携して聴覚障がい児の支援を行います。

手話通訳者・要約筆記者の養成、研修

具体的方針

手話通訳者、要約筆記者は、聴覚障がい者の自己選択、自己決定のための情報保障を行い、自立と社会参加を実現していくための重要な役割を担っています。

市町村では聴覚障がい者への意思疎通支援事業として手話通訳者、要約筆記者の派遣を行っています。聴覚障がい者個人の医療機関受診、学校等の教育関係、裁判等の法律関係など日常生活を営むうえでの様々な活動では、手話通訳者、要約筆記者が担う情報保障は不可欠です。

市町村の意思疎通支援事業を担う手話通訳者、要約筆記者を養成し、市町村の意思疎通支援事業を支援します。

また、手話通訳者、要約筆記者の研修を実施することで、手話通訳者、要約筆記者の技術の向上、知識の充実をはかり、市町村での意思疎通支援事業の精度を高めていきます。

手話通訳者・要約筆記者の養成

神奈川県手話通訳者養成講習会を実施するとともに、神奈川県手話通訳者認定試験を実施し、神奈川県手話通訳者を認定します。

また、神奈川県要約筆記者養成講習会を実施するとともに、神奈川県要約筆記者認定試験を実施し、神奈川県手書き要約筆記者、神奈川県パソコン要約筆記者を認定します。

神奈川県手話通訳者認定者、神奈川県手書き要約筆記者認定者及び神奈川県パソコン要約筆記者認定者の氏名は、市町村へ通知するとともに、市町村への登録を奨励します。

このことで、市町村の意思疎通支援事業を支援します。

詳細は「ウ 聴覚障がい者をサポートする人材の養成や体制の整備に向けた取組」に記載しています。

手話通訳者・要約筆記者の研修

神奈川県手話通訳者、神奈川県要約筆記者それぞれに研修を行い、技術の向上、知識の充実をはかるとともに、他の手話通訳者、要約筆記者との意見交換、交流等を通じて資質の向上をはかります。

市町村での意思疎通支援事業は聴覚障がい者個人を対象としており、手話通訳者、要約筆記者が担う内容は聴覚障がい者個人の健康、生命、財産に及ぶ人権に関わる内容が多くあります。そのため、手話通訳者、要約筆記者の情報保障はさらに重要となります。

研修を通して手話通訳者、要約筆記者が技術の精度を高め、様々な情報を獲得することで正確な情報保障を支援するとともに、日常での自己研鑽、情報収集の重要性の意識を高めます。

詳細は、「ウ 聴覚障がい者をサポートする人材の養成や体制の整備に向けた取組」に記載しています。

市町村意思疎通支援担当者の研修等

具体的方針

聴覚障害者福祉センターは県立施設の役割の一つとして、市町村支援（市町村が自立して聴覚障がい福祉を担えるよう支援する）を掲げて事業の改善をすすめています。市町村の実態を把握するために、市町村意思疎通支援事業アンケートを実施しました（アンケート結果はホームページで公表）。

この中で、要約筆記者派遣が、手話通訳者派遣と比較して、個人派遣が極めて少ないことが伺えました。アンケートにおいても「要約筆記の認知度が低い」、「利用が少ない」、「派遣制度の周知が必要」といった市町村からの課題が挙げられていました。また、要約筆記者派遣制度が未整備の市町村からは、「聴覚障がい者からの希望・要望がない」とする回答もありました。

要約筆記者派遣は、単に要約筆記者を派遣するのではなく、それを必要としている中途失聴者・難聴者の支援です。「要約筆記の認知度が低い」、「利用が少ない」、「派遣制度の周知が必要」、「聴覚障がい者からの希望・要望がない」といった回答からも分かるように、市町村において中途失聴者・難聴者への理解、対応、支援が不足している現状にあり、ろう者支援とは異なった課題が見えてきました。

そこで、市町村での手話通訳者、要約筆記者派遣の円滑な実施に向けた「市町村手話通訳者・要約筆記者派遣コーディネーター研修会」と、市町村での聴覚障がい者相談を円滑に実施するための「市町村聴覚障害者相談担当者研修会」を、中途失聴者・難聴者への理解促進及び要約筆記に関するものとして一体で実施することで、市町村において中途失聴者・難聴者支援についての理解を深め、地域における聴覚障がい者福祉の向上、底上げになると考えました。また、ろう者への対応、手話通訳に関する研修を一体とすることで、市町村において、ろう者支援の強化がはかれると考えました。

市町村の人材育成のための、「市町村手話通訳者・要約筆記者派遣コーディネーター研修会」と、「市町村聴覚障害者相談担当者研修会」を再編し、中途失聴者・難聴者支援と要約筆記者派遣の研修とろう者支援と手話通訳者派遣の研修からなる「市町村意思疎通支援担当者研修会」として実施します。

従来実施してきた「市町村手話通訳者・要約筆記者派遣コーディネーター研修会」と、「市町村聴覚障害者相談担当者研修会」の対象者は、どちらも設置手話通訳者と市町村障がい福祉担当職員が中心で、共に市町村の意思疎通支援事業を担うため、「市町村意思疎通支援担当者研修会」としての再編が可能となります。

障害者総合支援法の施行にともない、意思疎通支援者の派遣である手話通訳者、要約筆記者派遣や手話通訳者の設置、相談等は市町村が担い手となっています。また、2018年（平成25年）に厚生労働省から「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」が通知され、市町村の手話通訳者、要約筆記者派遣要綱例（通称 モデル要綱）が示され、広域派遣、研修、頸肩腕障がい健診、連絡調整担当者の設置等が推奨されています。市町村の現状を調査し、課題を抽出することで、課題への取組を通して市町村の聴覚障がい福祉の向上を支援します。

また、市町村の障がい福祉担当課だけでなく、広く窓口業務を担う職員等への聴覚障がい理解のための講座も行います。

市町村意思疎通支援担当者研修会

市町村の意思疎通支援事業を担当する設置手話通訳者及び担当職員を対象に研修会を行い、市町村の聴覚障がい者福祉の向上を支援します。

中途失聴者・難聴者支援と要約筆記者派遣、ろう者支援と手話通訳者派遣に分けて、それぞれ年1回実施します。

聴覚障がい者支援の大きな柱に相談があります。相談者の状況を理解し、適切な助言を行い、また一緒に考え問題解決に向けて前進していくうえで重要な役割を担っています。聴覚障がい者についての専門的知識を活かし、情報を提供していくことで問題解決を行っていきます。聴覚障がい者相談の実情、相談方法等、聴覚障がい者にかかわる担当職員として必要な知識と技術を研修するとともに、情報交換を行い、地域での相談の円滑な実施と、担当職員等の技術、資質の向上を目指します。

また、聴覚障がい者を支えるもう一つの大きな柱は、「意思疎通支援者の派遣」です。手話通訳者、要約筆記者派遣制度の運用は、各市町村の派遣要綱によるため、詳細は異なるものの派遣コーディネートを担う職員として対処しなければならない課題や、派遣者・利用者との信頼関係の構築は、派遣コーディネートを担う職員として同様のものです。一つひとつの派遣を大切に、派遣結果からもたらされる課題、情報をいかに整理していくかが、次の派遣の有効運用には欠かせないのではないのでしょうか。派遣コーディネートを担う職員としての視点を養い、派遣者、利用者からの要望をいかに適切に処理していくかは派遣コーディネートを担う職員の資質にかかわる部分でもあり、制度運用の根幹にかかわる問題ともいえます。そのことが相互の信頼関係構築に大きく左右されると考えます。派遣者、利用者の状況を把握するとともに、あるときは柔軟に、あるときは毅然とした対応が派遣コーディネートを担う職員には求められます。このことにより、聴覚障がい者が市町村の手話通訳者、要約筆記者の派遣制度を安心して利用でき、地域での安定した生活が築かれます。

中途失聴者・難聴者は後天的に障がいを持った方も多く、補聴器、手話、読話などのコミュニケーション方法の情報が得られていないため、コミュニケーションが円滑に行えなかったり、福祉や制度の情報も十分に得られていないことがあります。また、音声により相手に意思を伝えられることも多いため、周囲に障がいを理解してもらえないなどの状況にあります。障害受容やアイデンティティの確立が難しく、精神的に孤立し、不安を抱え、他者との接触を避ける方も少なくありません。ただし、言語獲得後の障がいのため、文字によるコミュニケーションは有効な手段であり、要約筆記者の派遣はコミュニケーションを円滑にし、自分らしく生き生きとした日常生活を実現しています。

ろう者は、手話が言語であり、手話により円滑なコミュニケーションがはかれます。しかし、手話

で自由に会話できる環境は少なく、手話による情報も少ないことから、生活場面におけるコミュニケーションが難しい、日常生活を営むための情報が不足する状況にあります。市町村の設置手話通訳者や手話通訳者派遣は、コミュニケーションを保障し、自分らしく生き生きとした日常生活を実現しています。

中途失聴者・難聴者支援と要約筆記者派遣、ろう者支援と手話通訳者派遣を組み合わせ実施することで、市町村における中途失聴者・難聴者と、ろう者への総合的な支援の強化を支援します。

中途失聴者・難聴者支援と要約筆記者派遣関連

中途失聴者・難聴者と要約筆記の理解を深めるとともに、関連する情報を提供します。また、市町村間での情報交換、意見交換の場とします。

過去3年間のテーマ

年 度	テ ー マ
平成28年度	難聴者を取り巻く現状 要約筆記者派遣事業
平成29年度	中途失聴・難聴者の現状と課題 難聴疑似体験 当事者へのアンケート集約結果
平成30年度	難聴者と要約筆記 難聴疑似体験 要約筆記体験

ろう者支援と手話通訳者派遣関連

ろう者と手話通訳の理解を深めるとともに、関連する情報を提供します。また、市町村間での情報交換、意見交換の場とします。

過去3年間のテーマ

年 度	テ ー マ
平成28年度	壺川町の取り組み一事例報告 派遣担当者の仕事
平成29年度	相談から見えてくる聴覚障害者の暮らし 派遣の課題に関する情報交換 合意的配慮について 遠隔手話通訳事業について
平成30年度	派遣コーディネーター～聴覚障害者の暮らしから私たちの仕事を考える 相談支援から見えてきたこと～支援事例から学ぶ

市町村間での意見交換、情報交換

研修会では、市町村間での意見交換、情報交換の場を設けます。いくつかのグループに分け、話し合い、意見交換を行います。他の市町村の状況を知ることで、自らの市町村の改善に役立てられます。課題を共有することから、ネットワークの構築にも努めます。

また、設置手話通訳者のグループでの情報交換、意見交換を行うことで、設置手話通訳者の役割、対応などについての知識の向上を支援します。

市町村設置手話通訳者の支援の場にも役立てます。

市町村意思疎通支援事業等アンケート調査

神奈川県内の各市町村（政令市は除く）の聴覚障がいに関する意思疎通支援事業等の実態について調査、集計を行うことで、県、市町村、聴覚障がい団体等が情報を共有し、意思疎通支援事業等の改善のための基礎資料とします。また、手話通訳者養成研修事業等の改善に役立てます。このことにより、県内全体の聴覚障がい福祉の向上をはかります。調査は間隔を空け、定期的に行い、改善の状況等を確認します。

調査の実施にあたっては、各事業担当者等からなるチームを編成し、調査項目、集計、結果の分析、課題抽出等を行います。

調査対象 神奈川県内の各市町村（政令市は除く）

調査方法 市町村に調査票を配布し、回答を得ます。

調査項目 変化を確認するため継続調査、調査時に必要な項目を設定します。

平成30年度調査項目
手話奉仕員養成等
要約筆記者養成等
厚生労働省市町村意思疎通支援事業モデル要綱
手話通訳者の設置
手話通訳者の派遣
要約筆記者の派遣
聴覚障がい者相談
意思疎通支援事業全般

集計結果 県、市町村、聴覚障がい団体等に送付するとともに、ホームページに掲載します。

なお、平成 27 年度、平成 30 年度結果は、ホームページ「センターからのお知らせ」に掲載しています。

課題抽出 集計結果から、課題を抽出し、解決に向けて取り組む材料とします。

平成30年度調査における主な課題
意思疎通支援事業を担う手話通訳者の不足
手話奉仕員養成、手話通訳者養成を担う講師の不足
手話通訳者養成の改善
手話通訳者、要約筆記者の待遇改善
設置手話通訳者の役割の不統一
連絡調整業務担当者の設置と派遣コーディネーターの専門化
要約筆記者への理解及び派遣事業の周知不足
要約筆記者派遣事業未実施市町村の存在

市町村聴覚障がい理解講座

市町村職員へ広く呼びかけ、窓口対応、子育て支援等、聴覚障がい児者と関わる機会のある職員を対象に、聴覚障がい及び聴覚障がい児者等について情報提供を行い、聴覚障がい児者とその保護者が地域で安心して相談が受けられ、聴覚障がい児者が自分らしく暮らせるコミュニケーション環境の整備を支援します。

この講座は、職員が地域に赴き実施します。実施にあたっては、対象地域を設け、参加を呼びかけます。年間2回実施します。

講座内容は、対象者に合わせて組み合わせて実施します。

実施にあたっては、市町村または関係機関と連携します。

講座内容例
聴覚障がいの基礎知識
聴覚障がい者のコミュニケーション
難聴疑似体験
補聴器や日常生活用具
窓口での接し方

地域での聴覚障がい児子育て支援

具体的方針

市町村において子育て支援を担う保健師等による障がい児にかかわる相談、支援も実施されてきています。聴覚障がいに関する情報は以前と比べて多く提供されるようになってきていますが、聴覚障がい児については医療機関、療育機関等の専門機関によるところが大きい状況です。市町村の保健師等が十分な情報に触れる機会はまだまだ少ないのが現状です。市町村の保健師等が聴覚障がい児についての情報を取得し、地域で生活する聴覚障がい児、保護者等に向き合って支援していくことが必要です。

一方、聴覚障がい児は、新生児聴覚スクリーニング検査の実施等で、早期に発見されることも増えてきました。聴覚障がい児の早期発見、早期療育の重要性は以前から提唱され、実践されてきていますが、聴覚障がい児を育てる保護者等への支援も必要となります。聴覚に障がいがあると知らされた保護者等は、一様にショックを受け、子育てへの不安と戸惑いを抱いています。特に、新生児聴覚スクリーニング検査で、要再検査の結果が出された保護者等にとっては、その不安と戸惑いは計り知れないものがあります。保護者等の精神的負担を軽減し、子育てへの意欲と熱意を向上させる取組が必要となります。そのためには、市町村保健師等とともに、保護者等への訪問相談を行い、生活空間での療育支援だけでなく、聴覚障がい、補聴器などを含めた聴覚障がいに関する情報を提供していくことが重要です。また、市町村の子育て支援担当者への情報提供の場を設けます。

市町村と連携することで、定期健診等での経過観察、支援継続にもつながると考えますし、保護者が子育てへの不安、迷いなどを感じたときの相談窓口として機能し、継続した支援を行っていくこともできます。

こうした聴覚障がい児の保護者等への支援については、医療機関、療育機関等の専門機関に対しても十分な理解と協力を得ることが重要です。専門機関を含めたネットワークを構築し、支援にあたっていくことで、相互支援によるトータルとしての支援効果を高めることができます。また、聴覚障がい児を持つ家族、保護者が悩みを共有し、新たな支援に結び付いていくための組織化についても検討します。

市町村への支援

市町村の保健師等に、聴覚障がい児の療育、新生児聴覚スクリーニング検査などの情報や、支援場面で必要となるパンフレット、冊子等の紹介や研修会開催など必要な情報提供を行っていきます。

また、聴覚障がい児に関する様々な情報、課題などを発信するとともに、市町村と協働での訪問相談実施等も実施することで、市町村の聴覚障がい児福祉の向上を支援します。

市町村子育て支援担当者聴覚障害研修会

新生児聴覚スクリーニング検査の実施により、早期から聴覚障害が発見されるようになり、市町村においても早期からの聴覚障がい乳幼児及び保護者等への支援の必要性が増してきています。市町村の保健師、発達相談担当者（臨床心理士、ソーシャルワーカー、言語聴覚士）等の子育て支援担当者に、聴覚障がい、新生児聴覚スクリーニング検査の基礎的な知識、早期発見、療育の必要性について情報提供を行うことで、聴覚障がい乳幼児が自分らしく生活できるための支援が市町村においてさらに充実することを支援します。また、市町村間での情報交換、意見交換などを通して相互間の連携の強化をはかります。

実施にあたっては、神奈川県立平塚ろう学校の協力を要請し、県内の聴覚障がい児支援を協力してすすめます。

過去3年間の研修内容

年 度	テ ー マ
平成28年度	聴覚に障害のある乳幼児と保護者の支援 聴覚障がい児の事例検討及び情報交換
平成29年度	新生児聴覚検査の意義と早期療育の必要性～聴こえない・聴こえにくい子どもの保護者対策～ 新生児聴覚検査の実施状況等について 各市町村における新生児聴覚検査に係る取り組みについての情報交換 聴覚障がい児関連機関の連携を目指して～事例報告～
平成30年度	新生児聴覚検査の意義と早期療育の必要性～聴こえない・聴こえにくい子どもの保護者対策～ 事例検討及び情報交換 新生児聴覚検査に係る取り組み 県・市町村

聴覚障がい児を育てる保護者への支援

聴覚障がい児の保護者等への相談支援を行います。主に精神的負担が極めて大きいと考えられる、新生児聴覚スクリーニング検査で要再検査の結果が出された保護者等への訪問相談、支援を行います。

聴覚障がい、補聴器、子育て等の情報提供及び相談のほか、聴覚障がい児を育てた保護者からのアドバイス、聴覚障がい者のロールモデルの紹介等、保護者の子育てへの不安の解消に努めます。

この支援は市町村と協働しての訪問相談等を行うことで、市町村を支援し、地域でのかかわりを継続的、総合的に行える体制作りにつながります。

また、来所者等の利用者についても同様の支援を行います。

聴覚障がい児を支援するネットワーク

聴覚障がい児の療育は、市町村、医療機関、特別支援学校、療育機関等の専門機関等で実施されています。しかし、個々の機関等との連携はあるものの、総合的な連携がなかなか難しい状況にあります。これは、専門機関間のネットワークが未整備のためと考えています。そこで、専門機関間での連携推進のためのネットワーク作りを推進します。まず、市町村や特別支援学校との情報交換、情報共有等の連携を強化しながら、ネットワーク作りをすすめ、聴覚障がい児を支援する仕組み、協力体制の構築をはかります。

また、聴覚障がい児を持つ家族、保護者が悩みを共有し、新たな支援に結び付いていくためのネットワーク化についても検討します。

1 サービスの向上について

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金について

(3) 利用者サービスの取組

オ IT化に対応するための取組

※ 参考資料3の「4 事業の実施に関する業務」(1)イ、(7)の項を確認の上、具体的な取組方針と実施方法を記載してください。

基本方針

ITの発展は急速で、インターネット、スマートフォンや携帯電話、タブレット型端末などのIT関係の機器が普及し手軽に様々な情報を得るとともに、メール、Facebook、Twitter、LINEなどのSNSも日常生活の中で通信機能として活用されています。また、電話リレーサービスや遠隔手話通訳サービス、音声文字変換アプリ等の利用も拡大しています。

聴覚障がい者の生活環境の変化に合わせて、ITを活用し、利用者の利便性を高めるとともに、事業の効率化に努めます。

館内におけるITを活用した利用者支援

具体的方針

利用者のIT活用を支援するための取組を行います。

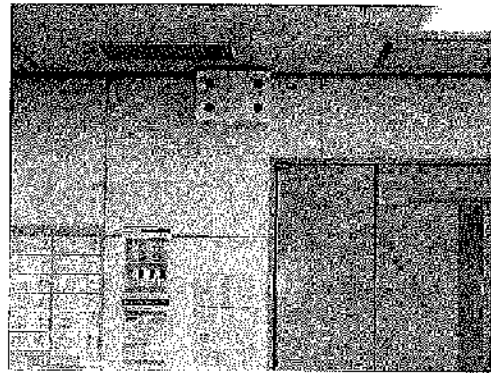
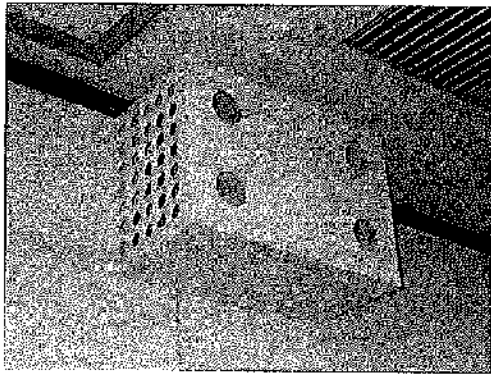
利用者はスマートフォンや携帯電話、タブレット型端末などを所有しており、インターネットを活用した連絡、情報獲得を日常的に行っています。聴覚障害者福祉センターに来館しても同様にITが活用できるよう設備を整えます。また、ITを活用した機器の活用ができる環境を整備します。

W I - F I の活用

各部屋にW I - F I ルーターを設置し、インターネットが利用できる環境を整備します。

インターネットは、今や日常生活で当たり前のように活用されています。パソコン、スマートフォンや携帯電話、タブレット型端末の普及は家庭だけでなく、外出場所でも使用できる環境も拡大しています。聴覚障がい児者の間でも、映像や文字による情報も多いため、有効活用しています。

各部屋の利用者が、その場でW I - F I が容易に活用できる環境を作ります。



パソコンの貸出・配置

パソコンの貸出及び検索用パソコンを配置し、利用者の利便をはかります。

聴覚障がい者団体等が会議、講座等で部屋を利用する際、パソコンをプロジェクターに接続し資料等を投影し、会議、講座等をすすめることも多くなっています。こうした場合に活用できるよう、貸出用のパソコンを整備し、利用者の利便をはかります。様々な団体に貸し出すため、返却後には、画面等を確認し、情報が残っていないかをチェックします。

また、ロビーにインターネット検索用パソコンを配置し貸出を行います。インターネットを使用した検索、情報の入手等により、利用者の利便をはかります。

ただし、インターネットを使用する場合、有料サイト、有害サイトへのアクセスを制限するためのセキュリティを施すとともに、著作権の関係からプリントアウトは行えないこととします。

情報モニターの設置

ロビーにモニターを設置し、「神奈川県聴覚障害者福祉センターガイドテープ」や自主企画番組等を放映します。放映時間は開館時間内とし、繰り返し放映します。ガイドテープを除く番組は、定期的に入れ替えます。

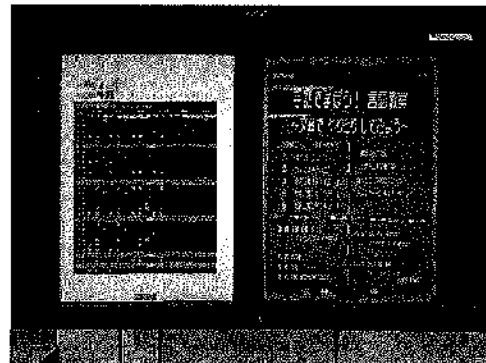
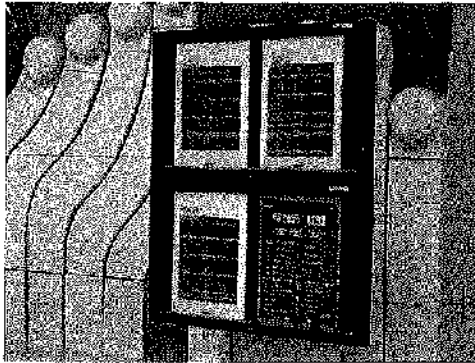
利用者がロビーを使用する際、リラックスしながら様々な番組を視聴でき、情報が得られます。



部屋利用状況確認掲示

講習室、会議室等は事業で使用する以外に、聴覚障がい当事者団体、関係団体等に利用いただきます。部屋の貸出は予約制で行います。利用したい日程に、希望する部屋が空いているか確認できるように、部屋の利用状況を表示したモニターをロビーに設置します。

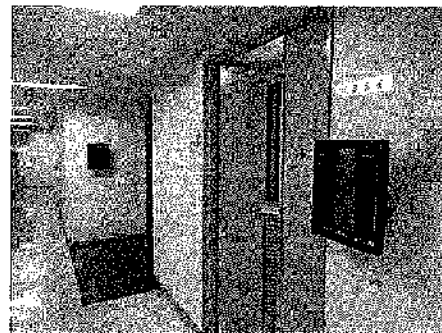
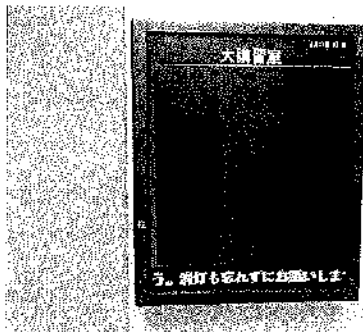
4か月先までの状況を表示することで、利用者の利便をはかります。
また、講座等の事業の周知にも活用します。



部屋利用表示

各部屋の扉前に、モニターを設置し部屋の利用事業名または、利用団体名を表示します。モニターには、利用時間も表示するため、何のために、何時まで使用してよいか分かります。利用する部屋の確認等に活用していただきます。

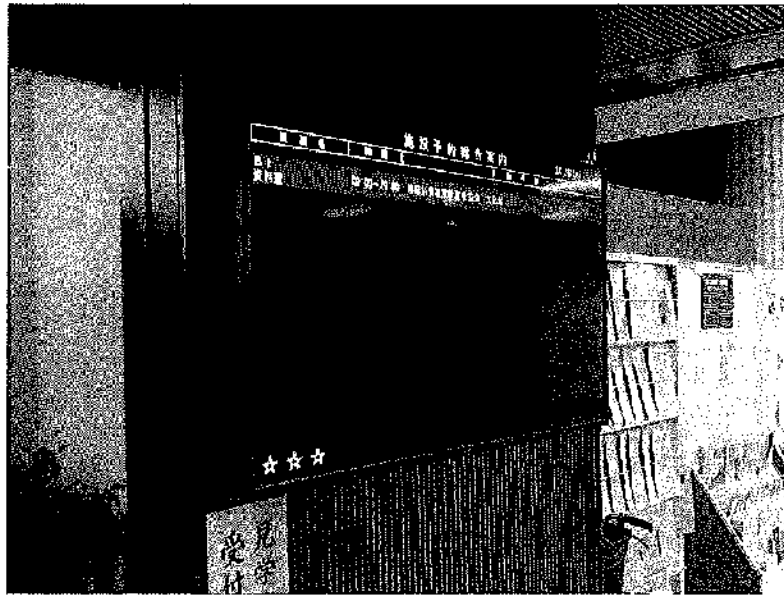
また、使用後の消灯、忘れ物などの注意喚起にも活用します。



施設予約総合案内

玄関わきに、モニターを設置し、当日の利用事業名、部屋名、利用時間を表示します。当日の利用状況が一覧で表示されるため、利用する部屋が確認できます。

また、利用時間、閉館日の案内にも活用し、利用者の利便をはかります。



情報発信・相互連絡でのIT活用

具体的方針

利用者への情報配信及び相互連絡にITを活用することで、利用者の利便性を高めるとともに、業務の効率化をはかります。

ホームページの活用

ホームページは、インターネットを使用しての情報発信として活用します。パソコンだけでなく、スマートフォンや携帯電話、タブレット型端末からもアクセスでき、情報を取得できます。聴覚障がい児者だけでなく、広く県民への情報提供を推進していきます。

ホームページには、各事業等の紹介欄、動画配信欄、「講座・講習会・研修のお知らせ」、「センター事業のお知らせ」、「センターからのお知らせ」、「手話通訳者、要約筆記者向け」、「聴覚障害児・者関連情報」、「聞こえでお困りの方は、こちら」の欄を設け、情報を発信します。また、必要に応じて新たな情報を掲載します。

各種事業等の紹介欄では、相談、支援、派遣などの各事業の概要を分かりやすく紹介し、利用につなげます。

動画配信欄は、ストリーミング配信番組へアクセスし、番組配信を行います。

「講座・講習会・研修のお知らせ」は、講習会や講座等の周知、募集に活用します。手話通訳者や要約筆記者の養成講習会案内や教養講座等の各種講座のお知らせなどを掲載します。利用者の利便をはかるため、講習会や講座の受講案内や申込書などもこの欄からダウンロードができるようにします。

「センター事業のお知らせ」は、センター事業に関わる情報を配信する欄として設けています。動画配信の更新情報などを掲載し利用の促進をすすめます。

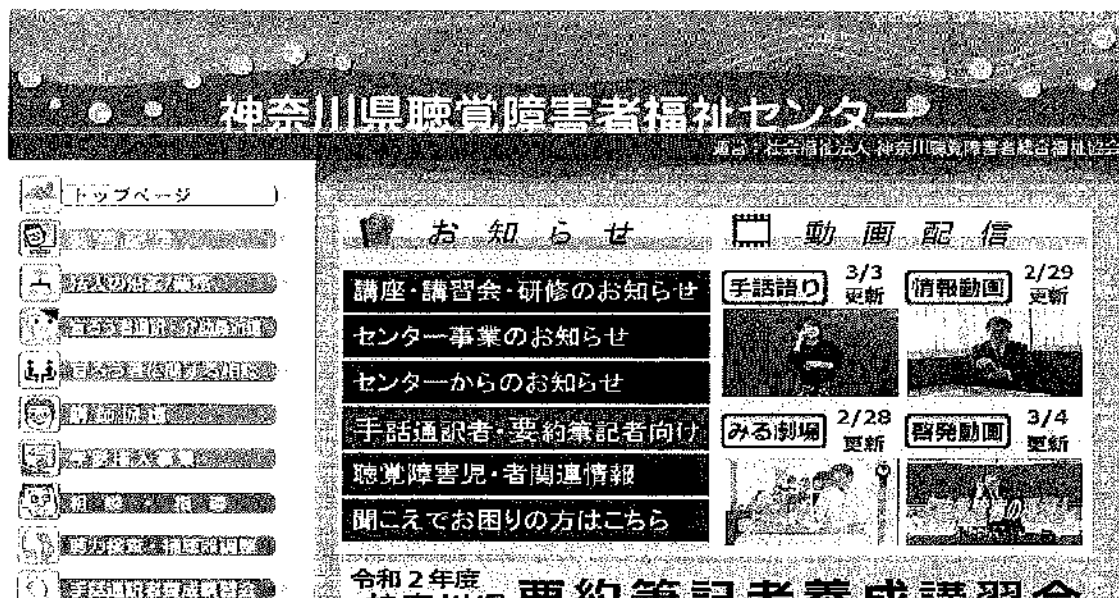
「センターからのお知らせ」は、休館日に関する情報や、アンケート結果等を掲載し、利用者への周知に活用します。

「手話通訳者、要約筆記者向け」は、神奈川県手話通訳者、神奈川県要約筆記者のための欄で、手話通訳者、要約筆記者の研修情報を掲載し、参加を促進します。神奈川県手話通訳者、神奈川県要約筆記者は次年度の登録更新にあたっては所定の研修会受講が必要なため、研修会情報を随時更新します。また、登録更新についての情報等も掲載します。

「聴覚障害児・者関連情報」は、聴覚障がい児者に関わる様々な情報を提供します。主に神奈川県内の関係団体の行事案内や手話通訳者または要約筆記者が付く講座等の紹介、軽・中等度難聴児補聴器購入補助事業、電話リレーサービスの紹介、聴覚障がい児者が活用できる情報を掲載します。

「聞こえてお困りの方は、こちら」は、聴力や補聴器の相談の欄へリンクしています。利用者が相談事業欄を探さなくてもすぐに、情報が得られるよう利便をはかります。

この他に各事業の内容を紹介する欄や動画配信のパナー、神奈川県手話言語条例、神奈川県盲ろう者支援センターの案内なども掲載し、利用者が様々な情報が得やすい状況を作っていきます。



また、今後SNSを活用した、情報提供も検討していきます。

Eメールの活用

パソコン、スマートフォン、携帯電話、タブレット型端末などの通信機器から直接、事業に関する連絡等ができるようEメールアドレスをホームページに公開し、利用者の利便をはかります。

パソコン、スマートフォン、携帯電話、タブレット型端末などの通信機器は、今や多くの県民が日

常的に利用しています。聴覚障がい児者の多くもまた、連絡ツールとして日常的に活用しています。

聴覚障がい児者が、相手と連絡を取るには手話通訳者や家族等の協力を得なければならない状況がありましたが、通信機器の発達は、聴覚障がい児者にとって、相手と直接連絡でき、即時性の面からも有効な方法となっています。

アドレスを公開することで、事業担当者と直接連絡を取り合うことができ、効率性、即時性の面からも有効となります。

相談、情報提供、派遣連絡、問い合わせ、部屋利用予約等、幅広く活用します。



<電子メールでのお問い合わせ>

※ 電子メールでのお問い合わせの際には、[kanagawa-wad.jp]からのメールを受信できるよう設定してください。設定方法などが不明な場合は、携帯電話・パソコン販売店等へお問い合わせください。

【総合受付】(部屋予約・見学予約等もこちらへどうぞ)
office@kanagawa-wad.jp

【手話通訳者、盲ろう者通訳・介助員派遣担当】
haken@kanagawa-wad.jp

【要約筆記者派遣担当、要約筆記者養成担当】
pc-youyaku@kanagawa-wad.jp

【相談・指導、聴力検査、補聴器調整担当】
sodan@kanagawa-wad.jp

【ビデオライブラリー担当】
video@kanagawa-wad.jp

【手話通訳者養成担当】
shuwa-y@kanagawa-wad.jp

【盲ろう者に関する相談】
mpro-sodan@kanagawa-wad.jp

事業におけるIT活用

具体的方針

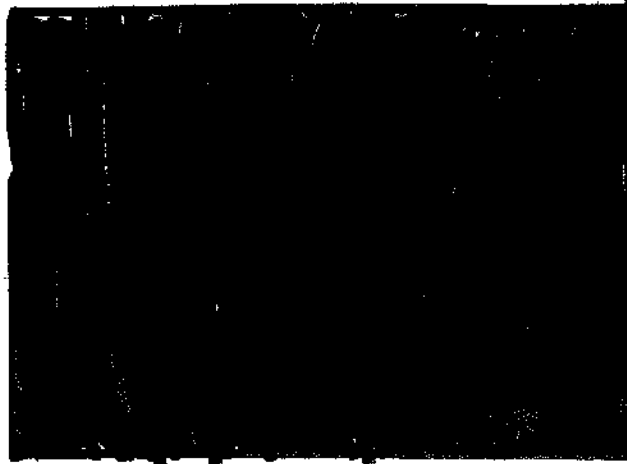
相談、講習会、情報保障等の事業でITを活用することで、従来では容易にはできなかった取組を可能にし、利用者の利便性を高めるとともに、事業の効率化、新たな事業展開に結びつけます。

相談におけるIT活用

成人ろうあ者相談では、手話によるコミュニケーションで相談を行っています。視覚言語である手話は、ろう者の言語であり、円滑なコミュニケーションが行えます。

成人ろう者相談では、法律に関する相談の一部を、タブレット型端末を活用して、法律事務所と結んでの遠隔相談を行います。

今後、一人暮らしで外出が難しいろう者、施設入所者との相談等、活用の幅を広げていくことも検討します。



講習会におけるIT活用

手話通訳者養成講習会では、SNSを活用して受講者への連絡にあたります。受講者でSNSのグループを作ること、連絡の一斉配信、次回の課題映像の配信などに活用し、利用者の利便と業務の効率化をはかります。

また、必要に応じて、音声認識文字変換アプリを活用しての、音声文字化による情報獲得を行います。誤変換はあるものの、聴覚障がいを持つ講師等が講習会を進行するにあたり活用します。

今後、音声認識文字変換アプリは、他の事業での活用も検討します。

情報保障におけるIT活用

遠隔パソコン要約筆記

パソコン要約筆記者においては、Wi-Fiルーターとタブレット型端末等を用いての遠隔要約筆記が可能となっています。パソコン要約筆記者が離れた場所での入力、Wi-Fiルーターをとおして、タブレット型端末等に文字情報を送ることができます。パソコン要約筆記を必要とする利用者が1人であったり、室内を移動したりする場合に活用できます。また、タブレット型端末だけでなく、スマートフォン、ゲーム機等の受信機能を備えた機器も活用できます。

ただし、活用にあたってはタブレット型端末等の設定を行う必要があります。また、パソコン要約筆記用ソフトは専用ソフトの活用が必要なことから操作できる人材はまだ限られています。

Wi-Fiルーターを活用するため、会場の環境や距離の影響があり、事前の準備、設定が必要となります。

従来のように固定した画面に情報が映し出されるのではなく、手元のタブレット型端末等に情報が映し出されるため、利用者の利便性は高くなります。

今後、パソコン要約筆記派遣の依頼内容を考慮し、活用にも努めます。



遠隔手話通訳

タブレット型端末等を活用しての遠隔手話通訳を行います。詳細は、「**施設管理及び聴覚障がい者福祉に関する新たな事業提案の内容等**」に記載します。

1 サービスの向上について

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金について

(3) 利用者サービスの取組

カ 施設管理及び聴覚障がい者福祉に関する新たな事業提案の内容等

※ スクラップアンドビルドの考え方にたち、既存事業や管理経費についてコストの削減、事業手法の見直しを効率的・効果的に行いつつ、指定管理業務として行う施設管理及び利用者サービスに関する新たな事業があれば記載してください。

基本方針

県立施設として、「かながわ障がい者計画」の基本理念「ひとりひとりを大切にする」に基づき、「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現に向けて事業を展開していきます。

聴覚障がい児者福祉の向上は、自己選択、自己決定を行い、聴覚障がい児者として堂々と暮らせる社会の創造につながっています。そのために、事業の見直し、新たな事業展開を行い、聴覚障がい児者福祉の向上に努めていきます。

このことで、かながわSDGs取組方針「ともに生きる社会づくり」を推進します。

新たな事業展開で、聴覚障がい児者の未来を共に作っていきます。

地域相談会の実施

具体的方針

設置手話通訳者の配置が少ない地域また聴覚障害者福祉センターからの離れた地域を中心に、聴覚障がい児・者の地域のニーズを掘り起こし、市町村と連携してコミュニケーション、社会生活支援などにつなげて、どの地域でも同様の福祉サービスが受けられる環境の構築をめざします。

地域聴覚障がい児者相談会

設置手話通訳者の配置が少ない地域、または聴覚障害者福祉センターから離れた地域に赴き、年1回相談会を実施します。

相談会へは、聴覚障がい乳幼児・学齢児、中途失聴者・難聴者、成人ろうあ者相談員を派遣し聴覚障がい児者や家族等の相談に応じます。乳幼児から高齢者まで年代層、様々なコミュニケーション方法に対応します。地域における聴覚障がい児者のニーズを掘り起こし、自立と社会参加を促す機会とします。

特に、ろう者の相談については、手話でコミュニケーションをはかる聴覚障がい者が、手話で自由に相談できる場を地域に設けることで、安心して相談が受けられ、悩みや課題を表出することで精神的な安定をもたらします。また、手話による正確な情報提供により、本人の自己選択、

自己決定を促します。

平成30年度に実施した市町村意思疎通支援事業等アンケート調査では、設置手話通訳者の配置に、地域において大きな格差があります。設置手話通訳者の配置の少ない地域のニーズを掘り起こします。

実施にあたっては、市町村と連携します。また、相談内容により、市町村につなげ、連携して、問題解決に努めます。

また、必要に応じて個別の訪問相談等にもつなげます。

設置手話通訳者の設置日、時間等について伺います。	設置日数	市町村数	市町村名
	週5日	11	横須賀市、鎌倉市、逗子市、藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、厚木市、海老名市、大和市(障害福祉課)、小田原市、寒川町
	週4日	1	伊勢原市
	週3日	2	秦野市、座間市
	週2日	1	二宮町
	週1日	4	三浦市、綾瀬市、大和市(市役所)、葉山町
	設置無	12	南足柄市、大磯町、愛川町、清川村、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
計	31		

※ 大和氏は2カ所で設置。

※ 平成30年度市町村意思疎通支援事業アンケート結果による

地域補聴相談会

きこえや補聴器等に関する相談を地域で行い、聴覚障がい児者及び家族を含めてきこえ、補聴器、コミュニケーション等への理解を促し、障害受容を促進するとともに、聴覚障がい児者がコミュニケーションを円滑に行える環境の整備を促します。

聴覚障がい者、とりわけ中途失聴者・難聴者のきこえや補聴器に関する相談ニーズは高いものがあります。

聴覚障害者福祉センターに来所しにくい地域に赴いて、年1回実施します。

実施にあたっては、市町村と連携するとともに、神奈川県中途失聴・難聴者協会の協力を得ます。

なお、この事業実施により、地域「聴障センター」事業は廃止します。

災害時等での遠隔手話通訳の実施

具体的方針

IT技術の発展は、聴覚障がい者の生活を大きく変えつつあります。電話リレーサービスや遠隔手話通訳サービスの拡大は、手話でのコミュニケーションを行うろう者にとって朗報です。

一方、一般財団法人全日本ろうあ連盟「テレビ電話を使った手話通訳サービスに対する指針について～地域協会の合意を取りつつ手話通訳制度の発展につなげるために～」では、「遠隔手話

通訳サービス（コミュニケーションのサポートだけ）では、『翻訳技術の提供』以外の支援が欠落し、行政サービスを受けるにあたっての自己選択と決定のために必要な情報保障を受けることができず、そのろう者の利益を侵害する可能性があります。」と懸念の声も挙げられています。

手話通訳者はろう者への情報保障として、対面等で手話通訳を行うことで、より正確に、より円滑に情報保障を行えます。しかし、災害時等で手話通訳者が現場に赴けないときには、遠隔手話通訳は、有効な情報保障であると考えています。また、聴覚障害者福祉センターは、遠隔手話通訳の実施にあたっては、必要に応じて、聴覚障がい児者の相談、支援につなげていける利点を持っています。聴覚障がい児者の生命と財産を守り、人権を保障していく取組として、遠隔手話通訳の導入をすすめます。

遠隔手話通訳の活用

大規模災害が起こり、手話通訳者が避難所等の現場へ赴けない場合や、新型鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染症が流行し、手話通訳者に感染の恐れがあり、病院等へ赴けない場合の対応として、聴覚障害者福祉センターと現地を結んで遠隔手話通訳が行える体制を整備、実施します。

実施にあたっては、神奈川県障害福祉課と連携を密にするとともに、聴覚障害者災害対策救援神奈川県本部とも連携します。

大規模地震等の災害時、聴覚障がい児者には地域の避難所での生活を強いられます。東日本大震災、熊本地震等の大規模地震に際して、避難所では聴覚障がい者への情報保障がなされず、十分な支援が受けられなかったり、支援が遅れたりという事態が報告されています。

聴覚障害者福祉センターと避難所を結んでの遠隔手話通訳を実施することで、聴覚障がい児者への情報を保障し、支援につなげます。神奈川県内の事情や、背景を把握している手話通訳者が担うことで、正確な情報保障につながります。

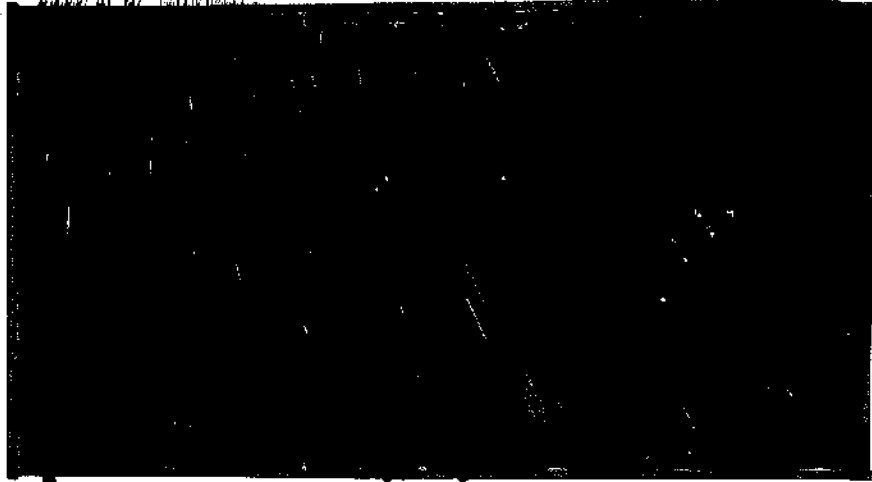
遠隔手話通訳の方法

インターネット回線を通じて、Wi-Fiや第4世代移動通信システム（4G）等の無線通信を使用して遠隔手話通訳を行います。Skype、FaceTime等のアプリのテレビ電話機能を活用します。聴覚障がい児者等が持つパソコン、タブレット型端末、スマートフォン等と、聴覚障害者福祉センターのパソコンまたはタブレット型端末を結んで実施します。

そのための機材の整備、実施体制等を整備し、有事に備えます。

現在、遠隔手話通訳を円滑に実施するため、聴覚障がい職員が、地域に赴く際にタブレット型端末を持参し、聴覚障害者福祉センターと結んで、遠隔手話通訳の実証実験を繰り返しています。

遠隔手話通訳を受信する場所は、体育館、公民館等様々な場所が想定されます。実際の遠隔手話通訳を実施する際、どのようなトラブルが生じ、どう対応するか、繰り返し検証を行っています。この検証をもとに、災害時等の際、どのような情報を利用者へ伝え、どのように改善するかを整理します。遠隔手話通訳が円滑に実施できるよう、災害時等の際に利用者へ発信する情報を取りまとめます。



情報提供施設間の協力による青少年育成

具体的方針

身体障害者福祉法第 34 条に定められた視聴覚障害者情報提供施設は、神奈川県内には、視覚障害者情報提供施設である神奈川県ライトセンター、聴覚障害者情報提供施設である神奈川県聴覚障害者福祉センターがあります。

視覚、聴覚と対象とする障害は異なっているものの、情報提供施設として、障がい理解を広める役割を担っています。

また、両施設はともに、青少年を対象とした障がい理解のための講座を実施しています。両施設が協力して青少年の育成を行うことで、参加者へ視覚障がい、聴覚障がいの両障がいについての理解を広めることができます。

高校生を対象とした障がい理解のための講座

聴覚障害者福祉センターでは、神奈川県内の高校生を対象に「聴覚障害について知る講座」を実施しています。手話、要約筆記の体験等をとおして、聴覚障がいの理解を広めています。

新たに、年に 1 度、神奈川県ライトセンターの協力を得て、点字体験等を加えた体験型講座を実施することで、聴覚障がいだけでなく、視覚障がいについての理解を促進することができます。参加者は両障がいについて、一度に情報を得る機会となり、利用者の利便性を高めるとともに、青少年の育成をはかることができます。

講座実施にあたっては、神奈川県ライトセンターの協力を得ます。また、神奈川県ライトセンターが行う青少年育成のための講座等には、職員を派遣し、聴覚障がいの理解を広めます。

この講座実施にともない、高校生対象の「聴覚障害について知る講座」は廃止し、新たな講座として再スタートします。

社会生活力を高める講座の実施

具体的方針

成人ろうあ者相談には様々な生活の相談が寄せられます。日常生活において必要な冠婚葬祭や社会的なマナー、男女交際や、終活に至るまで様々です。

このことは、聴覚障がい者が日常生活を営んでいく上での情報が十分に提供されていないことを物語っています。

聴覚障がい者が、社会生活を営んでいくための講座を開催します。

社会生活力を高める講座

成人ろうあ者相談利用者などを含め広く呼びかけ、社会生活を営んでいくための講座を実施します。

ろう者の場合、日常生活に必要な情報を得にくい状況があります。世間では常識として扱われている事柄も、情報が得られないことで、理解されず日常生活に活用できていない状況があります。日常生活を自分らしく生活していくための情報を得ることで社会生活力を培い、自己選択、自己決定を支援します。

10人程度で、年間5回の講座を実施します。

実施にあたっては手話での情報提供を主とし、講師を依頼するとともに、必要に応じて、手話通訳者を配置します。

内容は、成人ろうあ者相談に寄せられてきた内容及び日常生活を営む上で、必要な情報とします。集中して実施することで、利用者の情報の理解と定着を促します。

実施した内容については、取りまとめて情報発信を行います。

講座テーマ例

冠婚葬祭のマナー
終活の意味と方法
男女交際の心得
お墓の購入、管理
親の扶養、家族の扶養
金銭の貸し借りの基本

施設管理における新たな提案

具体的方針

定められた経費のなかで「効率的・効果的な運営」と施設の特徴を踏まえた「利用者サービスの向上」の実現のため、管理運営経費の削減に取り組めます。

スケールメリットの活用

当法人が運営する他聴覚障害者情報提供施設との連携を図り、物品購入単価の引き下げを図ります。

内製作業による経費削減

外注費用の削減を目標とし、積極的に内製化を図ります。

節電アクション

徹底した節電に取り組み、光熱費の削減を図ります。



削減できた経費については、利用者に提供するサービスの維持向上のために有効活用します。

<経費削減>

印刷物、消耗品等の一括購入及び共同購入

内製作業による小破修繕やクリーニング

(パソコン)

- ①省エネ設定を徹底します。
 - ②退勤時の待機電力の削減(コンセントから抜く)を徹底します。
- (照明) 省エネ設備の導入をすすめます。

<有効活用> 利用者ニーズへの対応

- ・自動紙折り機設置
- ・各部屋備品設置
- ・館内 Wi-Fi の充実 等



利用者サービスの維持向上

1 サービスの向上について

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金について

(4) 自主事業の実施

※ 施設の特性を効果的に活用し、団体として実施する自主事業の提案があれば記載してください。

社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会 本部事業（自主事業）

当法人は、聴覚障がい者の社会参加と福祉の向上をめざす法人理念のもと、神奈川県聴覚障害者福祉センターの指定管理事業をはじめ、川崎市聴覚障害者情報文化センター指定管理事業、神奈川県盲ろう者支援センター運営委託事業、神奈川県遠隔手話通訳サービス委託事業、法人自主事業その他の社会福祉事業を実施します。

事業の実施にあたっては、社会福祉法や障害者基本法、障害者差別解消法、個人情報保護法等の関連法令を遵守するとともに、聴覚障がい当事者団体及び支援者団体等との連携を図りながら、聴覚障がい者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援します。

自主事業においては、市町村の意識疎通支援事業への側面的支援、企業等のイベントや研修における情報保障者の派遣等、指定管理事業の範囲に含まれない部分をカバーすることにより、聴覚障がい者の幅広いライフステージに対応するように努めます。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業

<目的>

聴覚障がい者（音声・言語機能障害を有する者を含む。）と健聴者との円滑なコミュニケーションのために手話通訳者・要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の社会参加を促進し、もって福祉の増進を図ることを目的としています。

<派遣内容>

公的な派遣制度を利用できない、講演会や企業内研修に聴覚障がい者が参加する場面で、団体等の申請により、有料で手話通訳者あるいは要約筆記者を派遣しています。

また、市町村に対する支援として、手話通訳者・要約筆記者が市町村において不足した場合に、市町村からの申請により有料で派遣を行います。

<コーディネーター>

派遣業務を担当する職員は、手話通訳者派遣に関しては神奈川県手話通訳者あるいは手話通訳

士、要約筆記者派遣に関しては神奈川県要約筆記者を配置し、専門的な知識と経験を活かした派遣コーディネートを行います。

<派遣費>

当法人の規定に基づき、申請者（団体）に派遣費等をお支払いいただきます。手話通訳者・要約筆記者一人当たりの派遣費は、派遣時間に応じて次のとおりです。

時 間	金 額
最初の1時間まで	6,000円
2時間まで	8,000円
3時間まで	10,000円

派遣時間は集合時刻から業務終了時刻までとし、上記の表のとおり、1時間単位毎に2,000円ずつ派遣費が増額します。また、上記金額に、情報保障者が自宅から用務地に赴く際に必要な往復の交通費を加算します。（令和2年3月17日現在）

<研修>

手話通訳者・要約筆記者としての資質の向上を図るため、各々、年に1回以上の研修を開催しています。

<健康管理体制>

指定管理事業と共同で、手話通訳者・要約筆記者を対象とした頸肩腕障害健診を実施し、現状の把握や前回との比較などにより、注意を喚起し、予防に努めています。

<保険>

手話通訳者・要約筆記者は県内各地に派遣されます。派遣現場や往復の経路での事故等に備えて、登録した手話通訳者・要約筆記者等を保険に加入します。保険は、全国社会福祉協議会が行っている「福祉サービス総合補償」を用います。

講師等派遣事業

<目的>

手話・要約筆記など、聴覚障がいに関わる講義や技術指導をする講師及びアシスタントを派遣し聴覚障がい者の社会参加を促進し、もって福祉の増進を図ることを目的としています。

<派遣内容>

企業、大学等の教育機関、行政、サークルなどからの申請により、聴覚障がい、手話、要約筆記など、聴覚障がいに関わる講義や技術指導をする講師及びアシスタントを派遣しています。当協会では、技術指導に関しては、聴覚障がい者と手話通訳者または要約筆記者の2人派遣を基本と考え、申請団体に2人派遣の必要性を説明し理解を求める取り組みをしております。

また、聴覚障がい者を雇用する企業に対して、職場におけるコミュニケーションや、安定した職業生活に必要な助言指導を行う講師の派遣を行います。

<コーディネーター>

派遣業務を担当する職員は、神奈川県手話通訳者あるいは手話通訳士、神奈川県要約筆記者を配置し、専門的な知識と経験を活かした派遣コーディネートを行います。

<派遣費>

当協会の規定に基づき、申請者（団体）に派遣費等をお支払いいただきます。講師・アシスタント一人当たりの派遣費は、派遣時間に応じて次のとおりです。

区分	金額	
	2時間まで	2時間を超えた場合の1時間あたりの金額
講師（講演）	15,000円	7,500円
実技講師	12,000円	6,000円
アシスタント	8,000円	4,000円

上記金額には、講師・アシスタントが自宅から用務地へ赴く際に必要な交通費は含まれていません。（用務地が県外の場合は、別途交通費を請求します）

※高度、専門的な講演に係る講師の派遣については、別途協議（令和2年3月17日現在）

神奈川県盲ろう者支援センター運営事業

（神奈川県委託事業）

<目的>

視覚と聴覚に重複して障がいのある盲ろう者やその家族等からの相談を受けること並びにコミュニケーション支援及び移動時等の介助を行う通訳・介助員を養成し、派遣することにより盲ろう者の社会参加を促進することを目的とします。

相談事業

県内の盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障がいのある方）ご本人や、盲ろう者とのコミュニケーション・支援等にお困りの方（ご家族・市町村福祉担当職員・介護事務所・近隣の方々）を対象とした相談受付窓口です。

盲ろう者通訳・介助員養成事業

県内盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障がいのある方）の自立と社会参加を図るために、盲ろう者向け通訳・介助員の養成講習を行っています。県内に在住・在勤・在学する、年齢が20歳以上の方を受講対象とし、40時間程度の講習を毎年1回開催します。当協会が定める一定の基準を満たした方には、修了証を発行し、神奈川県盲ろう者通訳・介助員の登録資格を得ることとします。

盲ろう者通訳・介助員派遣事業

神奈川県に居住する、身体障害者福祉法施行規則に定める身体障がい者等級のうち視覚または聴覚障がいのいずれかの障害程度が4級以上に該当し、視覚及び聴覚障がいの重複による程度が1級または2級の身体障害者手帳を有する者で利用登録をされた盲ろう者が医療機関への通院や

冠婚葬祭、余暇活動など社会参加促進のため必要と認められたものに対して通訳・介助員を派遣いたします。盲ろう者の日常生活に密接に関わる派遣であるため、買物、代読、散歩、スポーツ、会議など多種多様なニーズに対応しています。

また、派遣申請は原則、派遣実施日のおおむね1週間前となっておりますが、間際になったの派遣申請や時間等の変更の連絡も少なくありません。盲ろうという障害により、先々の予定が立てにくいことなどを考慮し休日であってもできる限り対応をしています。

派遣業務を担当する職員は、手話・点字など個々の盲ろう者に合ったコミュニケーション技術を有する神奈川県盲ろう者通訳・介助員を配置し、専門的な知識と経験を活かし、盲ろう者一人一人の異なるコミュニケーションやニーズに応じた通訳・介助員のコーディネートを行います。

派遣費については、神奈川県盲ろう者通訳・介助員派遣事業実施要綱第11条により、派遣業務を担った通訳・介助員に対して報酬、交通費を支払います。また、盲ろう者通訳・介助員は県内各地に派遣されます。派遣現場や往復の経路での事故等に備えて、登録した通訳・介助員を保険に加入します。保険は、全国社会福祉協議会が行っている「福祉サービス総合補償」を用います。

盲ろう者通訳・介助員現任研修事業

通訳・介助技術の向上のため、神奈川県盲ろう者通訳・介助員派遣事業実施要綱第7条第3項の規定により、盲ろう者向け通訳・介助員現任研修を実施します。

遠隔手話通訳サービス事業

(神奈川県委託事業)

<目的>

タブレット型端末によるテレビ電話機能を活用し、本事業によりタブレット型端末を 配備した県の合同庁舎等に来庁された聴覚障がい者と窓口の職員とのコミュニケーション支援を行います。

<内容>

(1) 遠隔手話通訳サービス

タブレット型端末の配備 委託者が指定する 16 ヶ所に受託者が調達したタブレット型端末を各所1台ずつ 配備して、聴覚障がい者等に対して、タブレット型端末によるテレビ電話機能を活用した手話通訳サービスを提供します。

(2) 県が行う県民意見反映手続きにおいて手話対応に係る翻訳業務

遠隔手話通訳サービスを提供していない時間帯において、県が行うパブリック・コメントの広報に係る手話動画作成の際に必要な翻訳業務を行うとともに、手話動画で提出された意見の映像媒体を県から受け取り、映像を確認し、手話通訳士 等が翻訳のうえ、データ化して返送します。

相模原市、横須賀市からの事業委託

障害者総合支援法に定める意思疎通支援事業で、政令指定都市及び中核市において手話通訳者養成が必須事業化されたため、相模原市と横須賀市から養成事業の委託を受けて継続しています。また、要約筆記者認定試験事業の委託も受けています。

聴障センターまつり

<目的>

聴覚障がい当事者団体、関係団体及び地域住民との協働により、聴覚障がい、聴覚障がい者に関する情報等を発信するとともに、利用者及び地域住民との交流を深め、聴覚障がいおよび聴覚障がい者への理解を広めます。

<内容>

神奈川県聴覚障害者福祉センターを主会場に、参加団体（活動）紹介および手話、要約筆記体験や盲ろう体験、あるいは自主企画プログラム、模擬店、機器展示などを行います。

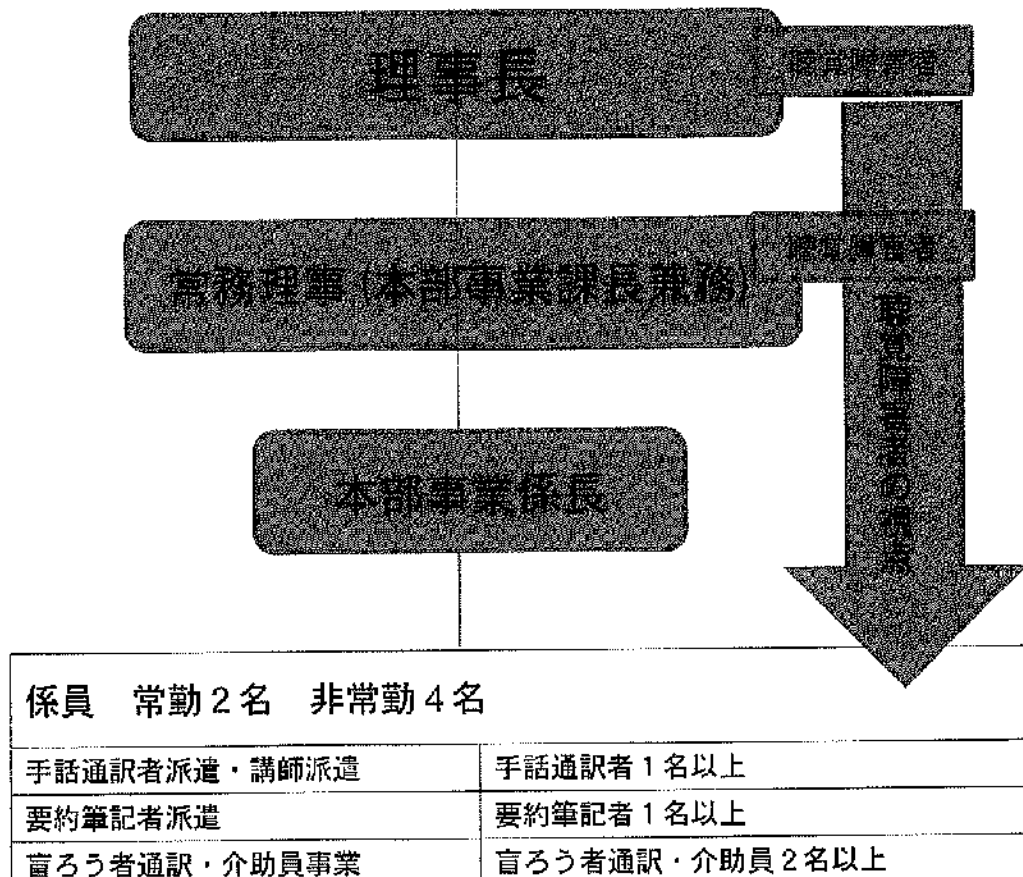
<運営>

聴覚障がい当事者団体、関係団体、地域自治会等に広く参加を呼びかけ、協働で運営を行います。

当事者主体の運営

事業実施は、聴覚障がいと盲ろうの障がいについての高い専門性が必要であり、かつ、提供するサービスは、聴覚障がいに関する指導、手話通訳、要約筆記、通訳・介助などの知識と技術が求められるため、聴覚障がい当事者の視点での発想が必要です。当法人では、理事長、常務理事とも聴覚障がい者であり、サービスを受ける立場からの視点で運営しております。

また、担当職員は、手話通訳者あるいは手話通訳士、神奈川県要約筆記者、神奈川県盲ろう者通訳・介助員の資格を有した職員を配置しています。



将来的な聴覚障がい福祉

聴覚障がいの福祉ニーズは、聴覚障害者情報提供施設での事業、手話通訳や要約筆記の意思疎通支援事業の他にも、ろう重複障がい者、高齢聴覚障がい者を含め、就労や生活の場の確保、コミュニケーション問題への支援など様々なものが存在します。聴覚障がい者が、主体的に人生を送り、地域で自立し、地域住民として交わりながら自己実現を果たしていくためには、聴覚障がいの特性を熟知した相談支援が求められます。

様々な課題は、ただちに解決できるものではありませんが、このように聴覚障害者情報提供施設でのサービスでは対応が困難なニーズについても、当法人は課題を認識し、行政を含め、当事者団体を中心とした関係諸団体と共に検討を行っていきます。

平成 30 年度本部事業報告

法人本部では、民間企業や教育機関、県行政及び市町村等に対し、有料での手話通訳者等派遣事業、講師等派遣事業を行いました。

また、神奈川県委託事業として神奈川県盲ろう者通訳・介助員事業を、相模原市および横須賀市からの委託事業として手話通訳者養成事業を行いました。

川崎市外部派遣を本部派遣に移行、実施するとともに、遠隔手話通訳サービス事業を受託し、引き続き実施しました。

手話通訳者等派遣事業

(1) 手話通訳者派遣

企業や神奈川県又は公共団体等が実施する会議や大会等（神奈川県福祉部障害福祉課及び障害サービス課所管に属するものは除く）で、依頼者が派遣費用を負担する場合に手話通訳者を派遣しました。派遣する手話通訳者は、原則として、神奈川県聴覚障害者福祉センターに登録された神奈川県手話通訳者です。企業等、県機関、教育機関、司法の派遣が増加し、派遣件数は昨年度対比で 113.5%、派遣人数は昨年度対比で 114.6%でした。

<派遣件数・派遣人数実績>

区 分	派遣件数	派遣人数
企 業 等	217 件	407 人
県 機 関	189 件	344 人
教 育 機 関	62 件	127 人
司 法 機 関	17 件	25 人
政 党 関 係	17 件	32 人
個 人	1 件	1 人
そ の 他	204 件	367 人
合 計	704 件	1,298 人

<手話通訳者研修会>

(ア) 第 1 回

- a 日 時 平成 30 年 11 月 30 日 (土) 13:00~16:00
- b テ ー マ 「刑事公判・取調・接見の通訳」
- c 講 師 出門 浩 氏 (弁護士)
- d 参加人数 62 人

(イ) 第 2 回

- a 日 時 平成 31 年 2 月 24 日 (日) 10:00~16:10
- b テ ー マ 「ピアグループスーパービジョン ファシリテーターの役割」
- c 講 師 倉知 延章 氏
(九州産業大学国際文化学部臨床心理学科教授)
- d 参加人数 60 人

(2) 要約筆記者派遣

企業や神奈川県又は公共団体等が実施する会議や大会等（神奈川県福祉部障害福祉課及び障害サービス課所管に属するものは除く）で、依頼者が派遣費用を負担する場合に要約筆記者を派遣しました。派遣の内容により、手書き又はパソコンによる情報保障を行い、派遣する要約筆記者は、原則として、神奈川県聴覚障害者福祉センターに登録された神奈川県要約筆記者です。昨年度対比では、派遣件数は121.8%、派遣人数は119.8%でした。

<派遣件数・派遣人数実績>

区 分	派遣件数			派遣人数		
	手書き	パソコン	計	手書き	パソコン	計
企 業 等	2件	38件	40件	4人	149人	153人
県 機 関	2件	21件	23件	5人	72人	77人
教育機関	25件	9件	34件	56人	28人	84人
司法機関	0件	0件	0件	0人	0人	0人
政党関係	0件	6件	6件	0人	24人	24人
個 人	0件	0件	0件	0人	0人	0人
そ の 他	25件	38件	63件	55人	130人	185人
合 計	68件	133件	201件	137人	443人	580人

<要約筆記者研修会>

- (ア) 日 時 平成31年1月29日(火) 18:30~20:30
- (イ) テーマ 「意思疎通支援者に望むこと」
- (ウ) 講 師 田門 浩 氏 (弁護士)
- (エ) 参加人数 16人

(3) 講師等派遣

教育機関、企業、公共団体、サークル等が実施する講演会や講習会等で、依頼者が派遣費用を負担する場合に講師等を派遣しました。派遣件数は昨年度対比で108.3%、派遣人数は昨年度対比で106.1%と増加となりました。

<派遣件数・派遣人数実績>

区 分	派遣件数	派遣人数
企 業 等	1件	3人
県 機 関	32件	83人
市町村機関	26件	44人
教育機関	76件	152人
サークル	9件	9人
社会福祉協議会	0件	0人
そ の 他	17件	31人

合 計	161 件	322 人
-----	-------	-------

盲ろう者通訳・介助員関係事業

(1) 盲ろう者通訳・介助員派遣事業

主に行政機関等が主催する会議や講演会等への派遣において、主催者である行政機関等が申請者となり通訳・介助員の派遣費用を負担する派遣事業を実施しました。事業実施 3 年目となった今年度の派遣件数は昨年度対比で 183.3%、派遣人数は昨年度対比で 157.1%の増加となりました。事業の認知も広がりつつあることから、今後は更に増加すると予想されます。

<派遣件数・派遣人数実績>

区 分	派遣件数	派遣人数
企 業 等	0 件	0 人
県 機 関	1 件	2 人
市 町 村	1 件	2 人
教育機関	0 件	0 人
司法機関	0 件	0 人
個 人	0 件	0 人
そ の 他	15 件	32 人
合 計	17 件	36 人

(2) 神奈川県盲ろう者通訳・介助員派遣事業及び盲ろう者通訳・介助員養成研修会並びに現任研修会開催事業（神奈川県委託事業）

ア 盲ろう者通訳・介助員派遣

視覚と聴覚の両方に障がいのある方（盲ろう者）にコミュニケーションの支援や外出時等の移動介助等を行う盲ろう者通訳・介助員を派遣する事業を神奈川県盲ろう者通訳・介助員派遣事業実施要綱に基づき実施しました。

(ア) 登録者数

- a 登録盲ろう者通訳・介助員数 368 人
- b 登録盲ろう児者数 57 人

(イ) 派遣件数・派遣人数実績

区 分	派遣件数	派遣人数
公 的 機 関	54 件	70 人
医 療 機 関	332 件	348 人
会 議 等	296 件	624 人
冠 婚 葬 祭	4 件	4 人
大会・行事等	99 件	181 人
ゆりの会行事等	29 件	48 人
学 校 関 係	0 件	0 人
就職・就学等	3 件	3 人

買 物	376 件	377 人
そ の 他	1174 件	1,443 人
合 計	2,367 件	3,098 人

イ 盲ろう者通訳・介助員の養成

盲ろう者通訳・介助員を養成する事業を実施しました。

(ア) 回 数 全 15 回

(イ) 日 時 9月5日(水)、12日(水)、19日(水)、26日(水)
10月3日(水)、10日(水)、17日(水)、24日(水)、31日(水)
11月7日(水)、14日(水)、21日(水)、28日(水)、
12月5日(水)、12日(水) 10:00~16:00

(ウ) 会 場 神奈川県聴覚障害者福祉センター等

(エ) 対 象 者 神奈川県内に在住・在勤・在学する、20歳以上(申込時)で、基本的に講習会全回の受講が可能な方。また、修了後は、通訳・介助員として登録し派遣を担える者。

(オ) 受講者数 25人

(カ) 修了者数 24人

ウ 盲ろう者通訳・介助員現任研修

盲ろう者通訳・介助員として必要な通訳技術、介助技術及び知識を習得することにより資質の向上を図る登録通訳・介助員の現任研修を5回実施しました。

(ア) 第1回

a 日 時 平成30年8月22日(水) 18:30~20:30

b 会 場 神奈川県聴覚障害者福祉センター

c 内 容 「先天性盲ろう児の育ちに寄り添う通訳・介助」

d 講 師 田畑 貞由美 氏(神奈川県盲ろう者ゆりの会、先天性盲ろう児とその家族の会ふうわ渉外担当、CHARGEの会代表)

e 参加人数 30人

(イ) 第2回

a 日 時 平成30年10月21日(日) 10:30~16:00

b 会 場 神奈川県聴覚障害者福祉センター

c 内 容 「移動介助実習」

d 講 師 小平 純子 氏(東京都盲ろう者支援センター職員)

e 参加人数 13人

(ウ) 第3回

a 日 時 平成30年11月18日(日) 13:00~16:30

b 会 場 神奈川県聴覚障害者福祉センター

c 内 容 「全盲難聴・弱視難聴盲ろう者への音声通訳を学ぶ」

d 講 師

(a) 大本 純子(神奈川県聴覚障害者福祉センター主事)

(b) 井上 恭子 氏(神奈川県登録通訳・介助員)

e 参加人数 18人

(エ) 第4回

a 日 時 平成31年1月23日(水) 18:30~20:30

- b 会 場 神奈川県聴覚障害者福祉センター
- c 内 容 「神奈川県の盲ろう者福祉制度について」
- d 講 師
 - (a) 長澤 忠行 氏 (神奈川県子どもみらい局福祉部障害福祉課
社会参加推進グループグループリーダー)
 - (b) 熊谷 徹 (神奈川県聴覚障害者福祉センター施設長)
 - (c) 葛原 智子 (神奈川県聴覚障害者福祉センター主事)
- f 参加人数 47人

(オ) 第5回

- a 日 時 平成31年2月16日(土) 10:00~12:00
- b 会 場 神奈川県聴覚障害者福祉センター
- c 内 容 「盲ろう者の唄むこと」
- d 講 師
 - (a) 川島 朋亮 氏 (神奈川県盲ろう者ゆりの会会員)
 - (b) 勢理客 友子 氏 (神奈川県盲ろう者ゆりの会会員)
 - (c) 中川 誠二 氏 (神奈川県盲ろう者ゆりの会会員)
- e 参加人数 41人

エ 盲ろう者通訳・介助員頸肩腕障害健診

神奈川県盲ろう者通訳・介助員の内、年60回以上の派遣業務を担っている者を対象に健診を行いました。

- (ア) 対象者数 10人 (平成30年6月1日現在)
- (イ) 受診者数 5人
- (ウ) 健診結果

区 分	人数
問題は特になし	2人
差し支えなし	3人
要観察	0人

遠隔手話通訳サービス事業

県より委託を受け、県内16カ所の合同庁舎等にタブレット型端末を配置し、神奈川県聴覚障害者福祉センターと結んで、合同庁舎等に来庁された聴覚障害者と窓口の職員との手話通訳サービスを提供する事業を行いました。また、県が行う県民意見反映手続きにおいて手話対応に係る翻訳業務を行いました。

<遠隔手話通訳の実績>

NO	配属する庁舎	管理所属	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1	自治会館	横浜東税事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	神奈川県税事務所	神奈川県税事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	横浜税事務所	横浜税事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	戸塚税事務所	戸塚税事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	川崎合同庁舎	川崎税事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	高津合同庁舎	高津税事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	高橋合同庁舎	横浜東税事務所	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
8	藤沢合同庁舎	横浜東税事務所	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
9	自動車税管理事務所	自動車税管理事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	津久井合同庁舎	厚木土木事務所津久井治水センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	辻原合同庁舎	厚木土木事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	旗塚合同庁舎	横浜第三緑地環境教育センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	厚木合同庁舎	県央地域環境教育センター	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
14	平塚合同庁舎	湘南地域環境教育センター	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
15	小田原合同庁舎	県西地域環境教育センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	県警察総合訓練場		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計			3	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	7

<県民意見反映手続きにおける手話対応に係る翻訳業務>

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1

相模原市・横須賀市からの委託事業

障害者総合福祉法の施行に伴い、意思疎通支援事業において、手話通訳者及び要約筆記者の養成は都道府県及び政令市・中核市の必須事業と定められました。これに関して相模原市と横須賀市から手話通訳者の養成につき当法人に委託があり、神奈川県聴覚障害者福祉センターの神奈川県手話通訳者養成講習会に参加する形で実施しました。

聴障センターまつり

聴覚障がい者から情報発信し、地元住民との交流を拡大していくために、平成20年度から当法人の自主事業として「聴障センターまつり」を、年1回行っています。実施にあたっては地元自治会や公民館、近隣教育機関等に協力をいただき、聴覚障がい当事者団体、情報保障当事者団体等とともに協働で実施しています。特に、周辺住民の方々の来館が増えてきており、今後もこの協働での取り組みを継続していくことで相互理解の拡大に努めます。

関係団体・機関との連絡調整、会議等

<盲ろう者通訳・介助員派遣連絡会>

事業の充実化を図るため、当事者団体の神奈川県盲ろう者ゆりの会と定期的に派遣事業及び養成講習会、現任研修会の意見交換、情報交換を行いました。

回数 5回

構成団体 神奈川県盲ろう者ゆりの会、当協会

令和元年度収支計画書

令和元年度の収入計画

(千円)

区分	金額	積算	
手話派遣事業収入	44,185	手話通訳者派遣事業収入	31,198
		要約筆記者派遣事業収入	8,217
		講師派遣事業等収入	4,474
		その他事業収入	296
受託事業収入	50,045	盲ろう者通訳・介助員派遣事業収入	44,407
		手話通訳者等養成講習会受託事業収入	1,293
		その他の事業収入	4,345
その他の収入	741	寄付金収入	100
		雑収入等	641
計	94,971		

令和元年度の支出計画

(千円)

区分	金額	積算	
人件費支出	32,685	役員報酬支出	840
		職員給与賞与支出	17,713
		非常勤職員給与支出	10,306
		退職金給付支出、法定福利費支出	3,826
事業費支出	59,207	印刷製本費支出	118
		委託料支出	110
		講師報酬支出	4,067
		手話通訳報酬支出	19,703
		要約筆記報酬支出	5,135
		通信運搬費支出	2,119
		保守料支出	144
		盲ろう通訳報酬支出	25,492
		その他支出	2,319
事務費支出	3,079	福利厚生費支出	639
		旅費交通費支出	166
		事務消耗品費支出	184
		印刷製本費支出	270
		通信運搬費支出	435
		賃借料支出	240
		その他支出	1,145
計	94,971		

1 サービスの向上について

4 事故防止等安全管理について

(1) 平常時の安全管理

※ 神奈川県聴覚障害者福祉センターにおける利用者の怪我等の事故防止や、防犯・防災について、具体的にどのような対策や体制づくりを考えているか記載してください。

基本方針

施設・設備を点検し、整備状況を確認することは安全管理の基本です。日常、定期及び臨時の点検を実施し、その際、地震・火災等の災害を想定し、器具等の転落・転倒の防止、機械周辺からの発火防止、避難経路の確保などに留意して、指定管理業務を行う際の事故防止等に取り組みます。

防犯・防災

県有公共施設であることを踏まえ、警察署はじめ、藤沢消防署、入町町内会との日頃からの連携・情報交換により、防犯・防災に取り組み、施設内の巡回を日々実施し、破壊等の犯罪の発生を警戒、防止します。

地震等大規模災害時に、聴覚障害者に対する情報保障拠点としての機能を果たすとともに、平素から聴覚障害者への災害時の対応などについてのサポート、フォローが必要と考えます。さらには、地震等災害時における緊急時対応マニュアルにより、過去の災害等での組織、業務内容、検討事項を参考に支援業務を行い、24時間体制のシフト構築などの具体化を目指します。そのためには、(特非)全国聴覚障害者情報提供施設協議会、認定特定非常利活動法人障害者放送通信機構、川崎市及び横浜市の聴覚障害者情報提供施設等と連携し、地域の聴覚障害当事者団体、支援者団体等との協働による、災害への備えができるように取り組んでいきます。これをもって、関係機関、関係団体等及び地域住民との協働による聴覚障害者の防災対策の一環とします。

また、周辺地域とともに防災に取り組み、これからも積極的に訓練等に参加します。

令和元年度参加実績

(1)令和元年6月2日 入町町内会 自主防災訓練

(2)令和元年8月31日 ピックレスキューかながわ

(3)令和元年7月13日 藤沢東部地区避難施設訓練

聴覚障害者は災害などのとき、こんなことに困っています

状況がつかめず不安 どうすれば良いのかわからないので、相談がしたい

防災無線や 広報車、館内放送が きこえません

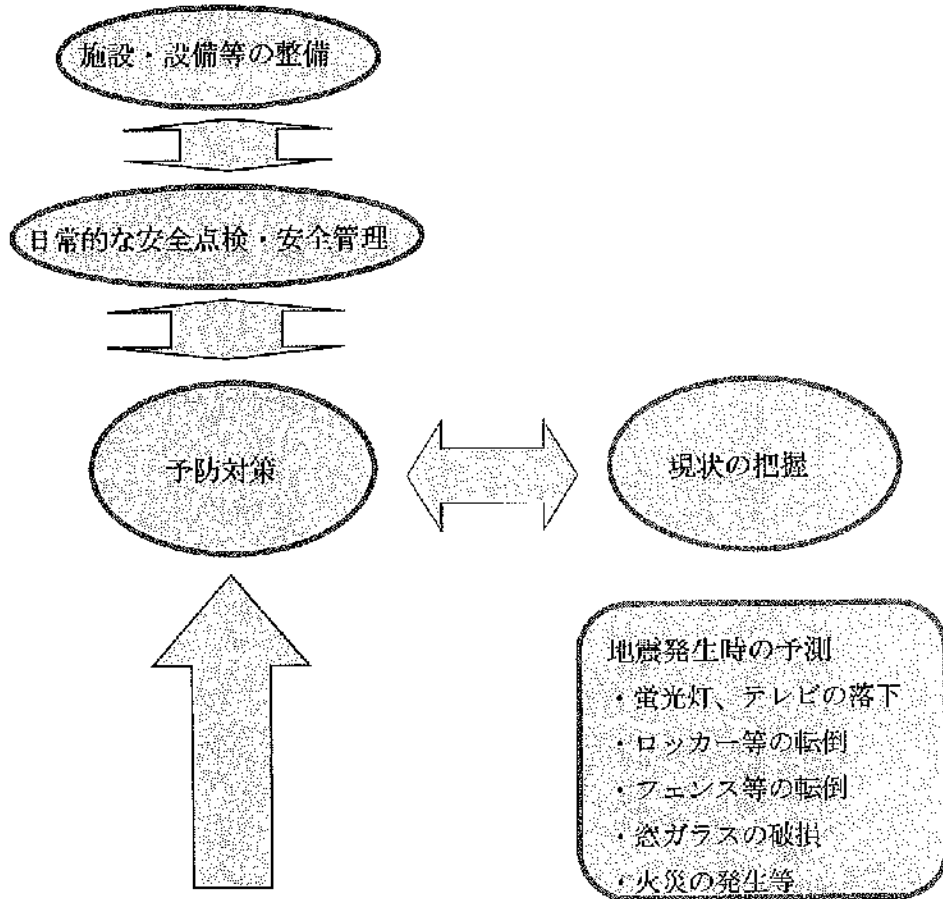
避難所で物資や 食糧の配給などの情報が 伝わりません

情報を確保するため 手話通訳者や 要約筆記者 を呼んでほしい

映像・手話・文字 で 情報を求めています

施設・設備の安全管理

施設・設備を点検し、整備状況を確認することは安全管理の基本であり、日常、定期及び臨時の点検を実施する必要があります。その際、地震・火災等の災害を想定し、器具等の転落・転倒の防止、機械周辺からの発火防止、避難経路の確保などに留意する必要があります。また、怪我等の防止にもつながります。



施設・設備の管理

- ・テレビ、棚、書架等の転倒防止
- ・消火栓、消火器、防火用扉等の定期点検
- ・自動火災報知設備、緊急放送設備等の定期点検
- ・その他、防災上必要な備品等の確認

避難経路の安全確認

- ・避難経路となる廊下や階段、出入口等に、避難の妨げとなるものが置かれていないか等の確認
- ・放送施設等が停電または破損等で使用できない状態を想定した

避難誘導の確認

日常、定期及び臨時の安全点検

- ・巡回による安全点検
- ・灯油などの安全管理

防災体制

当法人消防計画に定められた火災予防組織、自主点検組織、災害時の職員の役割及び災害発生時の職員の集散体制を明確にします。また、防火管理者を選任し、自衛消防隊を編成して、防火・防災に努めます。さらに、職員の安全管理に対する意識向上を目的に、防火管理者講習会受講を推進します。地震、火災等の災害に対しては、避難経路、場所を決定、周知して定期的に利用者とともに、音声だけではなく、プラカードを使って工夫をこらした誘導等の実践的な訓練を実施します。

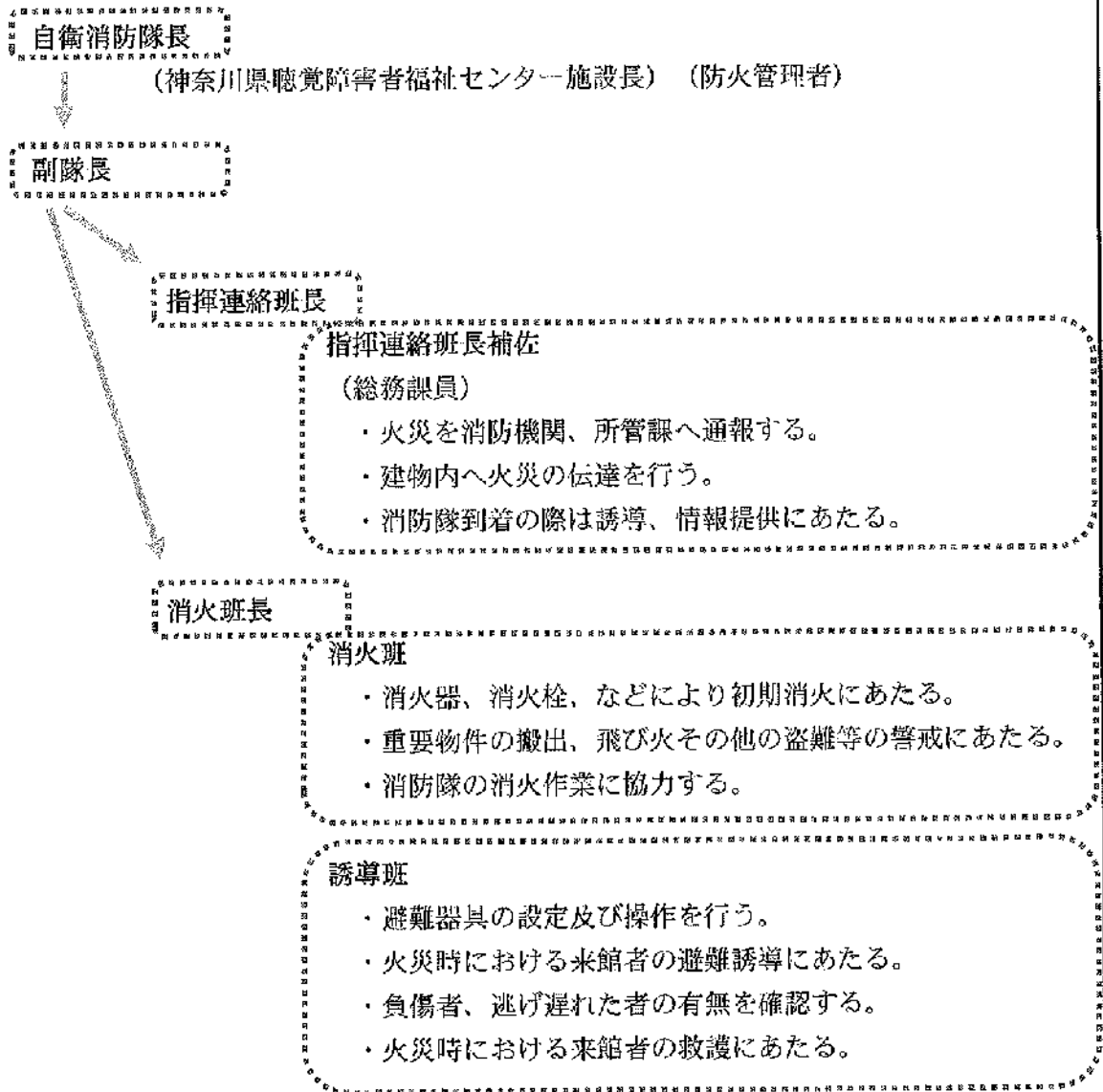
防火管理者	防火担当者		火元責任者	
施設長	地下	総務課 管理係長	支援センター	総務課員
			資料室	総務課員
			ボイラー室	ボイラー運転委託業者常勤者
	一階	総務課 管理係長	事務室	総務課員
			喫茶室	神奈川県聴覚障害者協会喫茶室担当者
			相談室 A	相談担当者
			相談室 B	相談担当者
			補聴相談室	聴力検査担当者
			遊戯室	指導担当者
			宿直室	総務課員
	二階	総務課 管理係長	神奈川県聴覚障害者協会事務室	神奈川県聴覚障害者協会事務局
			ビデオ室	ビデオ制作担当者
			和室	総務課員
			給湯室	総務課員
			他各室	総務課員

自主点検組織

実施区分	実施班
屋内消火栓設備	センター総務課員、神奈川県聴覚障害者協会事務局員、 ボイラー運転委託業者常勤者及び点検委託業者
消火器	
自動火災報知装置	
誘導灯、誘導標識灯	
火気使用施設	
電気設備	
その他	

自衛消防隊の編成及び任務

隊 班	現 職
隊 長	神奈川県聴覚障害者福祉センター施設長
副 隊 長	神奈川県聴覚障害者福祉センター総務課長
指揮連絡班長	神奈川県聴覚障害者福祉センター総務課長
指揮連絡班長補佐	神奈川県聴覚障害者福祉センター総務課員
消 火 班 長	神奈川県聴覚障害者福祉センター施設事業課長
誘 導 班	各講座担当者
消 火 班	上記以外の庁内者



緊急時に最優先することは、利用者の人命にかかわる事態です。管理運営責任者である施設長は甲種防火管理者資格取得者を配置します。

聴覚障害災害対策救援神奈川県本部

事務局としての役割を担うとともに、会議へ参加し、主催学習会講習会を実施します。県域にいる聴覚障がい者・盲ろう者、災害時における聴覚障がい者・盲ろう者への情報提供等を行います。

聴覚障害者災害対策救援県域本部会議への参加、主催学習会講習会の実施
(平成 30 年度実績)

- | | |
|----------|----|
| a 会議 | 4回 |
| b 学習会講習会 | 3回 |

「地域の防災ネットワークづくり」～川崎の取り組みに学ぼう～

講師：川崎市聴覚障害者情報文化センターコミュニティワーカー

聴覚障害者災害対策救援神奈川県本部役員を対象とした勉強会

聴覚障害者災害対策市町村本部役員を対象とした学習会

「健康生活支援講習会（災害時高齢者生活支援講習）」

講師：日本赤十字社神奈川県支部

県内の盲ろう者及び県域の聴覚障害者を対象とした講習会

地域との連携

災害が大きくなればなるほど被害は多くの地域に拡大していき、自主防災組織だけでは対応できないケースも発生します。地域の人々とお互いに情報を伝達し合い、助け合えるよう、地域や防災関係機関・その他の自主防災組織と連携がとれるような関係が重要です。日頃から、地域の人々や防災関係機関・その他の自主防災組織との連携を十分に図り、協力体制を確立します。

保険加入

年間 1 万人以上の来館者のある当施設において、管理業務の実施にあたり、施設の安全性の維持・管理の不備や、構造上の欠陥、施設の用法に伴う仕事の遂行が原因となり、利用者にケガをさせたり(対人事故)、利用者の物を壊したり(対物事故)したために、法律上の賠償責任を負担された場合に被る損害を補償する施設賠償責任保険を付加します。

対人 100,000,000 円

対物 10,000,000 円

1 サービスの向上について

4 事故防止等安全管理について

(2) 緊急時の対応

※ 事故や震災等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針、急病人等が生じた場合の対応（救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等）について、具体的に記載してください。

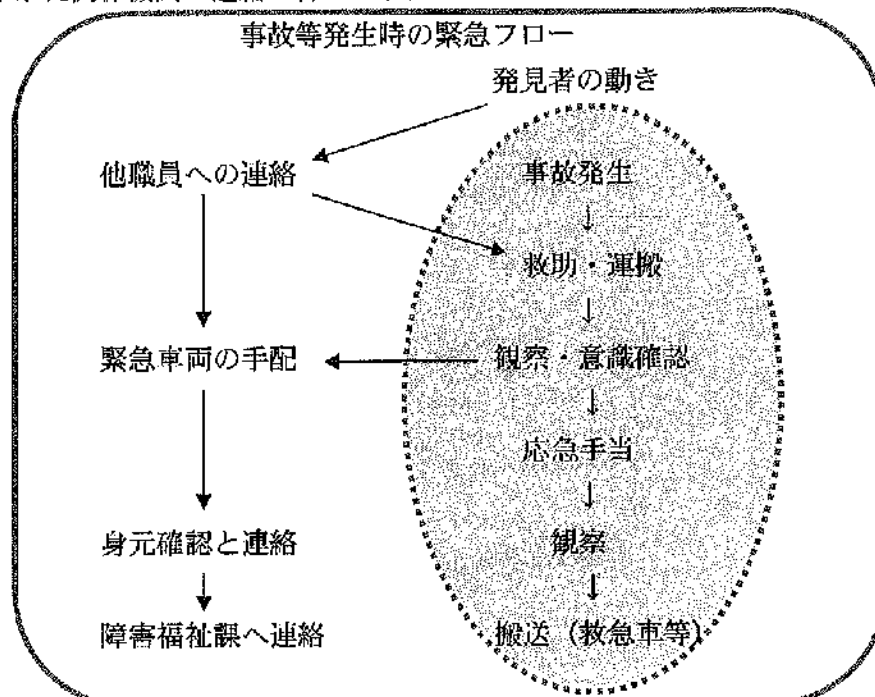
基本方針

当法人では、火災、震災、その他災害の予防及び人命の被害の防止を図ることを目的に、災害対策に関する計画を作成しており、安全管理、AED 設置、被災予防や災害拡大防止に迅速に対応できる体制を整えます。事故等の緊急事態が発生した場合は、緊急対応規程に基づき、迅速に行動できるように努めます。自然災害や不測の事態に対しては、日頃から消防署や警察署と密接な連携をとるとともに、緊急連絡網を整備し、緊急時には迅速に職員や県所管課と連絡できる体制を整えておきます。また、避難経路の確認や消火設備の点検を適時実施し、藤沢市消防署の協力により、年1回利用者と全職員参加による消火及び避難訓練を実施します。

また、遠隔手話通訳等による災害時対応事業への取組、業務継続計画の作成を進めています。

事故等発生時の利用者への対応

万一事故が起こった場合は、負傷者への対応を第一とし、速やかに関係機関へ連絡を行います。



職員が現地確認を行い、病傷人の救護、応急処置等の初期活動、緊急車両の要請、二重事故防止、声掛けなどを行い、連絡体制に従い関係機関へ報告します。

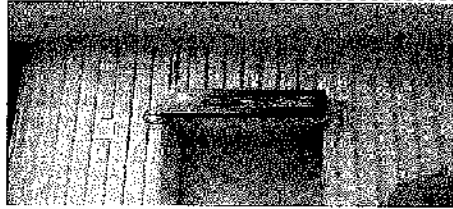
災害発生

台風、暴風雨、地震等の災害時は

正確な情報把握

館内電光表示機及び館内放送での情報提供・避難誘導

館内巡回、設備点検による施設現状把握



障害福祉課への状況報告

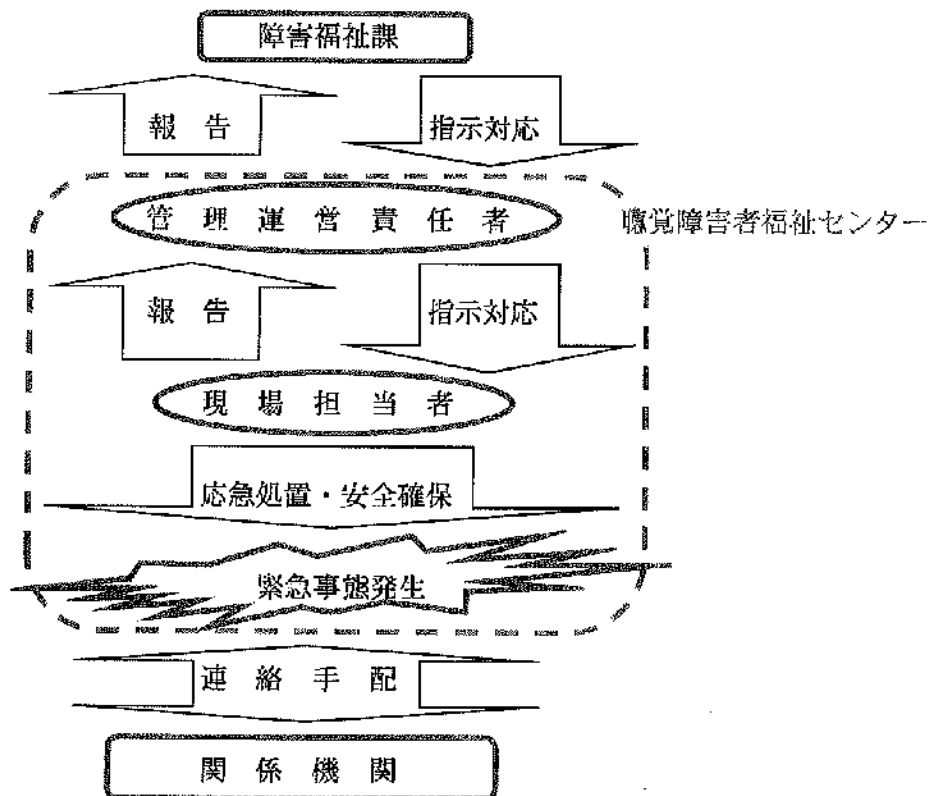
をもって、災害対策活動を行います。

緊急体制

緊急対応規程及び消防計画をもって、管理運営責任者を中心とした指示系統、緊急連絡網の確立により、異常発生時の円滑な対応を行うことで、被害を最小限に抑えるための迅速且つ的確な対応を行います。次の図の緊急体制のもと、迅速で的確な緊急時対応を実行します。また、全職員対象の緊急招集訓練、緊急連絡網・NTT東日本災害用伝言板（WEB 171）による安否確認訓練、火災通報訓練等を行います。

また、新たに業務継続計画を作成して対応していきます。

<事故等災害発生時の緊急体制>



災害時強化対策事業

災害時に備え、会議において災害対策強化を検討、訓練を通じて災害時の対応強化を実施するとともに、備蓄品の管理、県、市町村等防災訓練への参加を通じて聴覚障がい者についての理解普及を行います。

また、聴覚障害者災害対策救援県域本部事務局として、当事者団体及び支援者団体との連携を図り、災害時における神奈川県域の聴覚障がい者の情報保障拠点として機能する様、ネットワークづくり等の検討を行い、県域における聴覚障がい者、関係者の防災意識の向上、災害被害の軽減化を図ります。

(ア) 災害時対応

- a 備蓄品の整備
- b 事業継続計画及び防災計画作成へ向けての検討
- c 防災に関する近隣住民との交流促進
- d 藤沢市が実施している『救命セーフステーション標章交付制度』への登録

(イ) 訓練

- a 防災訓練講習実施
神奈川県シェイクアウト、総合防災訓練、通報訓練、安否確認訓練、普通救命講習
- b 県、市町村防災訓練参加

(ウ) 聴覚障害者災害対策救援県域本部会議への参加、主催学習会講習会の実施

職員教育

全職員対象に、防災訓練・通報訓練・安否確認訓練の実施、AEDの実習を含めた普通救命講習会参加を促進し、多くの職員が普通救命講習Ⅰを修了して救命技能を有しています。

業務継続計画

災害時において職員が一丸となって迅速に災害対策を実施するために、「緊急時対応マニュアル」により災害対策の整備を行っています。これに加え、災害が発生した場合における事業継続の視点から、通常業務のうち、継続又は早期復旧の必要がある業務を、非常時優先業務として実施する体制を確保するために、事前に必要な資源の確保・配分や必要な対策を定めることを目的とした業務継続計画を策定しています。

1 サービスの向上について

5 地域と連携した魅力ある施設づくりについて

※ 周辺地域や関係団体等との連携や交流をどのように行っていくのか、記載してください。

基本方針

公の施設が独自で存在価値を高めることは困難であり、常に、周辺地域や関係団体等との連携や交流は不可欠な要素となります。そうした意味で、聴覚障がい当事者団体、情報保障当事者団体との意見交換の場を設けて、協働で相互理解、相互支援の推進をはかっていくことが必要と考えます。また、相互理解を推進するうえで、地域住民と協働し、理解の拡大をはかり、地域と連携した魅力ある施設づくりをめざします。

周辺地域との交流

町内会の総会や自治会の敬老会、等様々な周辺地域の催しに利用していただき、また、地域の少年スポーツ団体や周辺教育機関保護者団体の来館もあり、地域への普及啓発、地域の青少年育成につなげていきます。

ボランティア

乳幼児相談の際の保育ボランティア等を、館内掲示やホームページにより募集します。また、センター見学の際のミニ手話教室聴覚障がい者講師、敷地内の草木剪定時の聴覚障がい者のボランティア参加や、要約筆記機材パソコンのシステムチェックもボランティアの協力によって行っており、字幕挿入ボランティアの検討等、これからも継続していきます。ボランティア登録数：保育ボランティア 51人

その他のボランティア 32人（令和2年2月現在）

センターまつり

聴覚障がい者から情報発信し、地元住民との交流を拡大していくために、平成20年度から当法人の自主事業として「聴覚センターまつり」を、年1回行っています。実施にあたっては地元自治会や公民館、近隣教育機関等に協力をいただき、聴覚障がい当事者団体、情報保障当事者団体等とともに協働で実施しています。特に、周辺住民の方々の来館が増えてきており、今後もこの協働での取り組みを継続していくことで相互理解の拡大に努めます。

当事者団体等からなる委員会の活用

聴覚障害者福祉の推進は、聴覚障がい当事者等の意見が反映されることが重要です。

2013年（平成25年）に施行された障害者総合支援法においても、サービス基盤の計画的整備にあたっては、障がい当事者や家族等の意見を反映させることが示されています。

当センターの事業実施にあたっては、聴覚障がい当事者に直接反映また福祉環境に影響するだけでなく、情報保障当事者にも深く関係するため、聴覚障がい当事者団体、情報保障当事者団体等からなる神奈川県手話通訳者試験委員会、神奈川県要約筆記養成委員会、神奈川県手話通訳者・要約筆記者派遣運営委員会等を設けています。

II 管理経費の節減等について

※ 経費積算内訳（支出計画書）により審査しますので記載不要です。ただし、特記事項がある場合は、記載してください。

Ⅲ 団体の業務遂行能力について

1 人的な能力、執行体制について

- ※ 効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員確保の方策や職員の配置について、記載してください。その際、職員配置計画と組織図を添付してください。
- ※ 業務の一部を委託する場合は、その管理・指導体制について記載してください。
- ※ 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の考え方、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況の具体的な内容について記載してください。

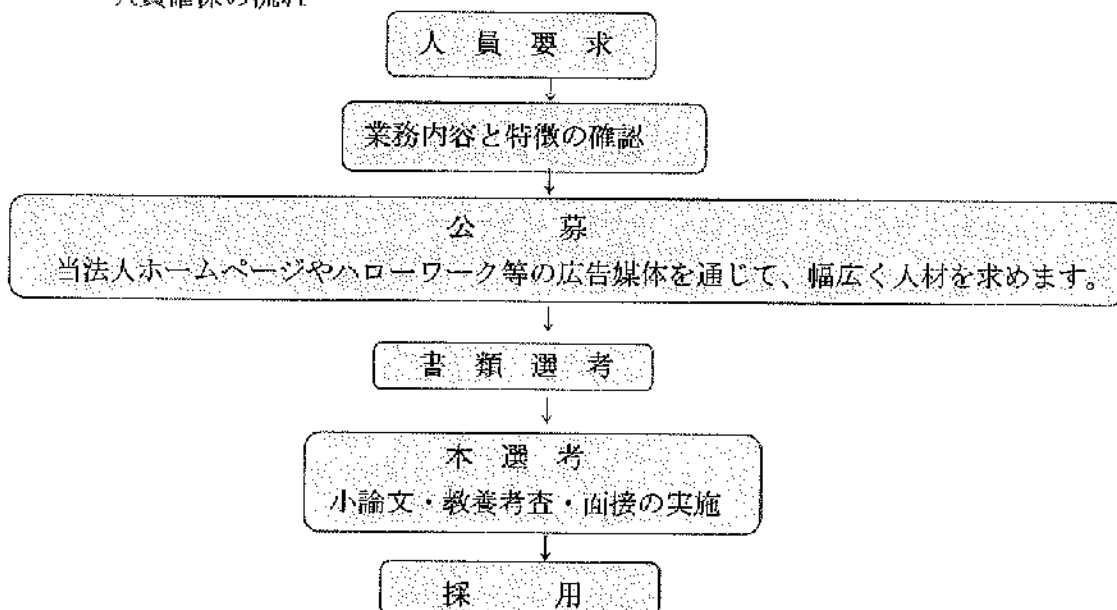
基本方針

当法人は設立以来、聴覚障がい者の福祉を専門とする法人として、手話通訳者、要約筆記者、言語聴覚士、聴力測定技術者、会計経理の実務経験者やろう学校教員、耳鼻咽喉科医師等の有資格者やボランティア活動経験を持つ人材および公共施設の管理を担う公益法人の総合職となる人材の確保に努めてきました。これまでに確保している専門性の高い職員、総合的な処理能力の高い職員を、個々の経験を生かし、施設の特性に応じて適正に配置し、その能力を最大限に発揮できるよう努めます。また、障がい者雇用においても、当事者運営を軸にし、これまで通り今後も積極的かつ継続的に取り組みます。

人員確保の方策

当法人においては、すでに確保している経験豊富な職員により、今後の運営を担います。新たなる人員確保が必要な際には、募集、選考、採用まで、公平性・透明性を前提に、聴覚障害者福祉センター職員として、適正のある人員確保を行います。

人員確保の流れ



効果的・効率的な人員配置

聴覚障がい者の社会的自立を促進するため、各種の指導、訓練等を行うとともに、日常生活に必要な情報を提供し、聴覚障がい者に対する社会奉仕活動を行おうとする者に対して、その活動のための便宜を供与し、もって聴覚障がい者の福祉の増進を図るための施設としての役割を十分に発揮できる施設運営等を、一定の経験と能力を有する良質な人材を配置することで、施設の設置目的、事業方針の効果的・効率的な達成を実現します。

これまでに確保している専門性の高い職員、総合的な処理能力の高い職員を、施設の特性に応じて適正に配置し、その能力を最大限に発揮できるよう努めます。

また、障がい者雇用においても、当事者運営を基軸にし、これまで通り今後も積極的かつ継続的に取り組みます。

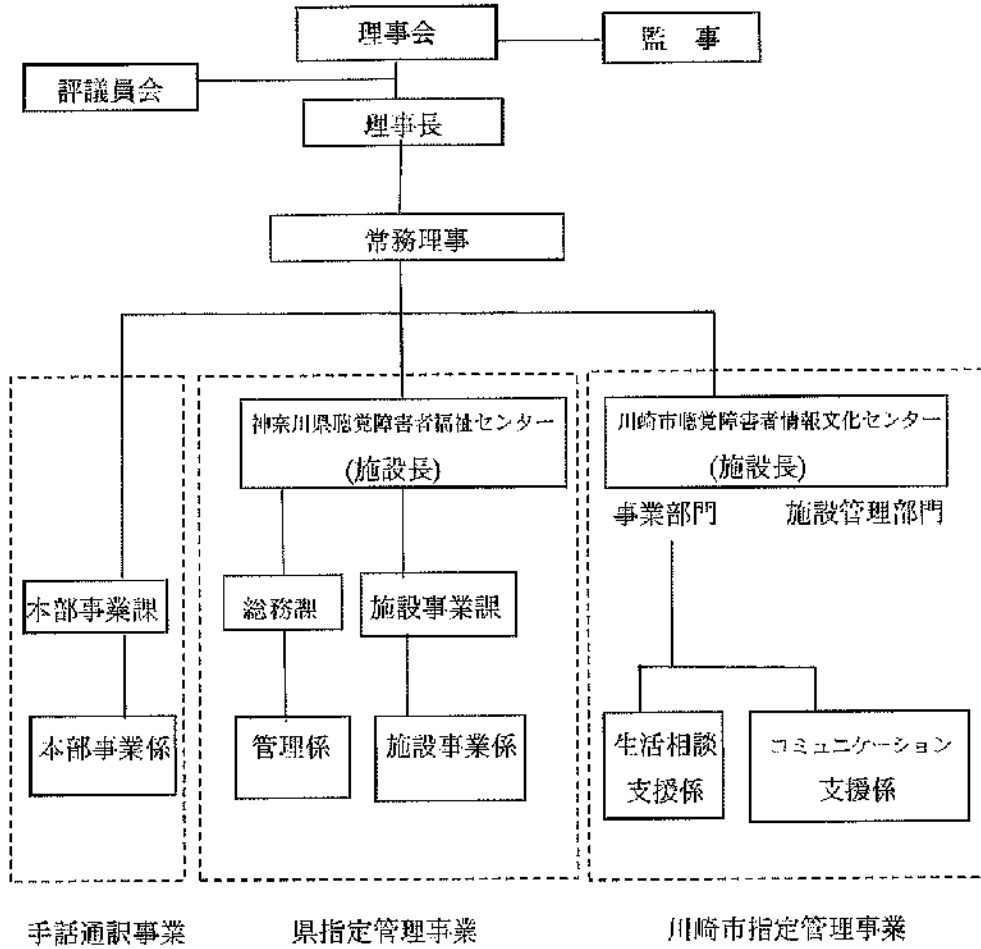
- (1) 労働基準法等関係法令を遵守します。
- (2) 施設の管理運営責任者1名を防火管理者兼務として常勤雇用します。
- (3) 施設運営及び施設管理等に従事する者に、聴覚障がい者、会計経理実務経験者を配置し、事業を実施する上で、手話通訳者2名以上、要約筆記者1名以上、言語聴覚士1名以上、聴力測定技術者1名以上を配置します。

職員配置計画

課名	職名	係	常勤	非常勤	主な担当業務	資格等
	施設長		1		管理運営責任者（総務課長兼務）	防火管理者
施設事業課	課長		1			
	事務員	施設事業	7	4	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者及び要約筆記者の養成、認定、登録、研修、派遣等 ・各種講座の企画等 ・自主企画番組等の制作、貸出、管理等 ・聴覚障害児者の相談指導等 ・聴力検査、聴覚障害児(乳幼児含む)の言語等検査他 <非常勤の業務> ろうあ者相談(1名) 相談指導補助(1名) 要約筆記者の養成、派遣等の補助(1名) 耳鼻咽喉科医師(1名)	神奈川県手話通訳者 2名以上 神奈川県要約筆記者 1名以上 言語聴覚士 1名以上 聴力測定技術者 1名以上 耳鼻咽喉科医師
総務課	事務員	管理	3	3	<ul style="list-style-type: none"> ・庶務経理等 ・施設設備管理事務等 <非常勤の業務> 手話設置通訳(2名) 施設清掃(1名)	会計経理実務経験者 1名以上
合計			12	7		

※施設長、施設事業課常勤職員1名、非常勤職員2名、総務課非常勤職員1名は聴覚障がい者。
 ※理事長は聴覚障がい者。

組織図



業務委託の管理・指導體制

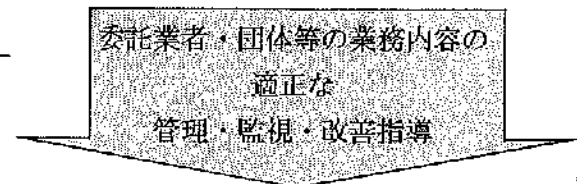
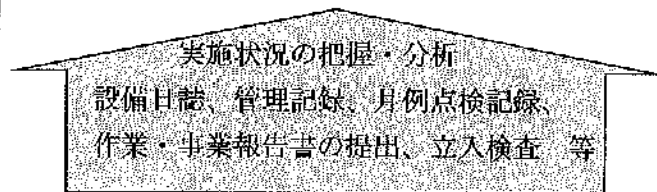
業務委託先がさらにほかの第三者に業務を委託することのないよう徹底します。また、業務委託する場合には、すべて当法人の責任及び費用において行うものとし、業務委託先の責めに帰すべき事由により、損害や損失が発生した場合は、すべて当法人の責めに帰すべき事由により発生した損害・損失や増加費用とみなし、当法人が負担します。なお、委託先に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定し管理指導します。
(別添「外部委託管理規程」参照)

委託管理責任者



担当部署担当者

委託事業仕様書の作成、委託契約の締結、委託業務の管理・指導



委 託 業 者 ・ 団 体 等

人材育成

聞いたことは、忘れ

見たことは、思い出し

実行したことは、理解する

- 1、人材育成における職員研修は、職員のニーズを踏まえた研修を主体的に行います。
- 2、当法人の企画する一般研修（該当職員は必修）を実施するとともに外部専門研修等への参加も積極的に促し、職員資質の向上に努め、事業の効果的な実施に努めます。加えて、職員の講演、実習生・研修生の受け入れも積極的に行います。
- 3、人材育成は仕事を通じて職員の育成と能力の向上を図るものであるという観点から、日々の課題を研究し、職員の資質の向上に役立て、安定した指定管理業務を行います。

常に以下の事柄を念頭に置いて人材育成に努めます。

動機付け ⇒ 実践する ⇒ 吸収する ⇒ フィードバック

動機付け：研修職員を常に励まし、学ぶことによってどのような利点があるかを具体的に示し、動機付けをします。

実践する：質問の投げかけやアクティビティーの取入れによる参加型研修を実施します。

吸収する：日頃の業務を分析したり批判したり、噛み砕いて修得したり、考えたりする時間を準備します。

フィードバック：褒めるところは強調し、改善点の指摘は、研修職員の立場にたって行います。

社会福祉法人神奈川県聴覚障害者総合福祉協会 研修体系

課程	対象	内容
新人研修	入職から6か月以内	オリエンテーション・トレーニング
中堅研修	入職から5年程度迄	問題解決力研修（基礎）
		サービス提供力研修（基礎）
		普及力研修（基礎）
	入職から7年程度迄	問題解決力研修（実践）
		サービス提供力研修（実践）
		普及力研修（実践）
	入職から10年程度迄	問題解決力研修（総合）
		サービス提供力研修（総合）
		普及力研修（総合）
管理者研修	課長職	外部専門分野研修への参加
全体研修	全職員	テーマ別研修
外部個別研修（一例）	相談・指導関係	聴覚障がい者の精神保健福祉を考える研修会
		全国ろうあ者相談員研修会
		相談援助研修会
	育成普及関係	関東ブロック映像制作担当者研修会
		聴覚障がい者向けソフト制作担当職員研修会

職員のニーズを踏まえた外部講師による専門研修も積極的に行います。以下、平成30年度実績。

職員研修会

(ア) 県指定管理施設職員向け研修～性的マイノリティ（LGBT等）理解～

期 日 平成30年12月19日（水）

講 師 星野 慎二（特定非営利活動法人SHIP）

(イ) 個人情報・守秘義務研修

期 日 平成31年1月23日（水）

講 師 松尾 明（トレーニングサポート研究所）

相談・支援関係

(ア) 関東ろうあ者相談員連絡会

主 催 関東ろうあ者相談員連絡会

期 日 平成30年5月18日（金）、7月31日（火）、9月21日（金）、

12月7日（金）、平成31年3月8日（金）

(イ) 全国ろうあ者相談員研修会

主 催 一般財団法人全日本ろうあ連盟

期 日 平成 31 年 1 月 25 日 (金) ~ 26 日 (土)

(ウ) 聴覚障害者の精神保健福祉を考える研修会 2018

主 催 社会福祉法人聴力障害者情報文化センター

期 日 平成 30 年 8 月 11 日 (土) ~ 12 日 (日)

(エ) 全国聴覚障害者福祉研究交流集会

主 催 社会福祉法人東京聴覚障害者福祉協会

期 日 平成 30 年 10 月 20 日 (土) ~ 21 日 (日)

(オ) 相談技術研修 (基本編)

主 催 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

期 日 平成 30 年 6 月 19 日 (火)、7 月 3 日 (火)、7 月 10 日 (火)

(カ) 相談技術研修 (応用編)

主 催 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

期 日 平成 31 年 3 月 18 日 (月)

育成普及関係

(ア) 意思疎通支援事業担当者研修会

主 催 特定非営利活動法人全国聴覚障害者情報提供施設協議会

期 日 平成 30 年 7 月 25 日 (水) ~ 27 日 (金)

(イ) 聴覚障害者向けソフト制作担当職員研修会

主 催 特定非営利活動法人全国聴覚障害者情報提供施設協議会

期 日 平成 30 年 11 月 15 日 (木) ~ 17 日 (土)

(ウ) 特定非営利活動法人全国聴覚障害者情報提供施設協議会第 3 ブロック研修会

主 催 特定非営利活動法人全国聴覚障害者情報提供施設協議会
第 3 ブロック

期 日 平成 31 年 2 月 22 日 (火)

(エ) 関東ブロック映像制作担当者研修会

主 催 特定非営利活動法人全国聴覚障害者情報提供施設協議会
第 3 ブロック

期 日 平成 31 年 1 月 29 日 (火)

(オ) 手話通訳者全国統一試験説明会

主 催 社会福祉法人全国手話研修センター

期 日 平成 30 年 7 月 28 日 (土)

その他

(ア) スーパーバイザー研修会

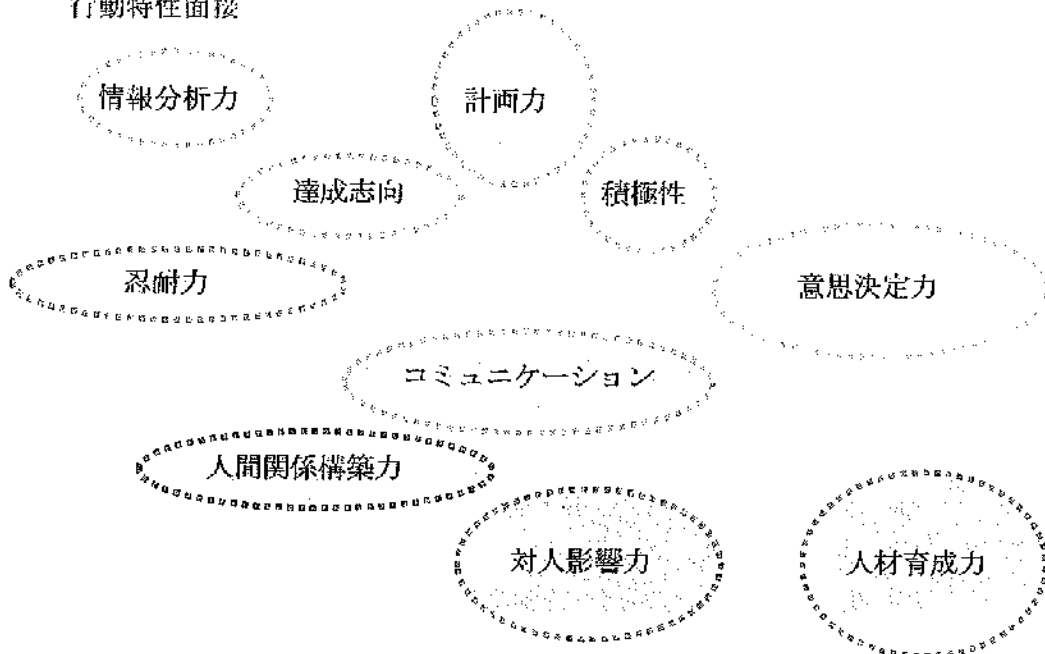
主 催 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

期 日 平成 30 年 9 月 11 日 (火)、9 月 25 日 (火)

職員採用

- ・ 仕事内容、人材、部署の特徴に基づき仕事のプロフィール分析を行う。
- ・ 直感やフィーリングではなく、事実や情報に基づいた公平性・透明性ある公募。
- ・ 熟考された準備と論理的な面接計画。
- ・ ひとつの突出した特徴が他のほとんどの特徴を覆うことや直前に面接した候補者との比較等による面接の「落とし穴」を回避し、過去の行動のみに基づく評価。
- ・ 行動特性面接の実施。

行動特性面接



これらを定義化した行動特性マトリックスに基づいた面接を実施します。

- 1、業務内容・能力基準を検討します。
- 2、面接の妨げがないように企画します。
- 3、面接構成
 - ・ 質問事項：仮説的質問／与えられた状況での対応をみます。
誘導的質問／知りたい事項を導き出します。
過去に関する質問／多種にわたる状況対応の経験を聞きます。
 - ・ 業務説明：これからの就労環境等を説明します。
 - ・ 候補者にゆとりをもたせ、経歴を引き出します。
 - ・ 過去の行動特性を掌握します。
- 4、候補者の評価

採用における職員資質

一般職員の資質

- 専門性 ・ 知識 ・ 経験 ・ 創造力 ・ 志
- ・ 専門性、社会経験等持ち合わせているかを分析します。
 - ・ 職務にあった行動特性。
 - ・ 聴覚障害への関心、知識。



管理者の資質

基盤：問題解決能力

論理的思考能力（分析、課題・対策設定）

と

提案、交渉能力（問題解決のための提案、交渉のための知識・行動）

- ・ 管理者「個人」が実践することで貢献効果を職場に広げる貢献能力
- ・ 確立された手法・ルールに基づいて設定された「あるべき姿」に「現状を回復・修正する」行動。



施設長の資質

- ・ 管理運営に関して豊富な経験を有する。
- ・ 現場の運営を認識している。
- ・ 聴覚障害に関する知識・経験が豊富である。
- ・ 事業内容を理解している。
- ・ コミュニケーション能力が高い。

労働時間短縮の取組

「人を育て、人を生かし、人を評価し、人を処遇する」

むやみな人員削減は、人件費の切り落としとなり、運営自体の体力も消耗してしまいます。「人」はモノ・金・情報と合わせた4つの運営資源のひとつであり、聴覚障害者福祉センターの運営を支えるのは、人の知恵・行動力です。安定したサービスの提供を基軸に、効率的で円滑な業務運営を実践します。

①業務効率の向上

段階的な職員研修で業務の質を高めて、労働時間短縮につなげます。

職員1人≠1人分の業務処理量 職員1人=1人分の業務処理量+α

②残業事前申請と実施状況管理

職員は残業する場合、「時間外命令簿」を管理職に提出します。終業前に、管理職が残業予定者の業務内容と退勤予定時間を確認し、急ぎの業務以外は翌日へスライドする等、必要に応じて行います。

時間外手当単価上昇を補うため、時間外労働の時間数削減を年々大きくしていきます。

労働環境の確保

組織全体に、上下関係や部署の隔てなどを気にせず職員同士が意思疎通できる風土があれば、コミュニケーションの頻度が増えて、ハラスメントが起こりにくくなるといえます。組織においては、ハラスメントの被害者はもちろん、加害者のことも、ひとりにしてはいけません。孤独な状況、ストレスの多い状況が、ハラスメントを引き起こし、助長させてしまいます。ハラスメント対策として、全職員対象のアンケート実施により状況を把握し、各会議等において、組織的で恒常的に、業務の効率化を図ると同時に風通しの良い職場環境作りを目指します。

- (1) 理事長会議：法人の課題検討、事業運営及び方向性など法人全体の運営等について情報共有及び協議を行います。また、労働環境改善について協議します。
- (2) 所長会議：日常的な事業・運営について、情報共有、課題検討を行い、課題解決等についての協議を行います。また、各課職員の労働環境についての意見交換を行います。
- (3) 各課会議：事業実施状況及び運営等に関する情報共有、課題検討等を行います。
- (4) 専門事業会議
 - ① ケース会議：相談、指導業務における相談者等への対応について情報共有、課題検討等を行い、相談、指導業務の強化、円滑化を図ります。
 - ② 手話通訳者・要約筆記者派遣担当者会議：手話通訳者、要約筆記者派遣事業及び研修等の実施について、手話通訳者、要約筆記者派遣担当者間での情報共有及び課題検討等を行い、相互支援体制の強化、円滑化を促します。
- (5) 全体会議：職員間での情報共有及び課題検討等を行い、業務、運営等を円滑に実施します。また、所長会議、理事長会議で取り扱われた労働環境に関する報告をします。

III 団体の業務遂行能力について

2 コンプライアンス、社会貢献について

(1) コンプライアンス等

- ※ 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）について記載してください。また、申請開始の日から起算して過去3年間に労働基準監督署・年金事務所等から指摘事項があった場合は、その対応等（指摘事項の概要、労働基準監督署等への報告内容（是正内容、是正完了年月日など））を記載してください。
- ※ 指定管理運営業務において、環境への配慮という観点から、具体的にどのような取組を考えているか記載してください。
- ※ 社会貢献活動等CSRの考え方と実績、SDGsに関する取組（目標3、4、10、17に関する取組）について記載してください。

基本方針

当法人は、コンプライアンスを指定管理業務実施の最重要課題のひとつと位置づけ、法人行動規範(別添)を基にコンプライアンス態勢の充実・強化に努め、法令に準拠した規程等(別添)を整備し、正確な業務処理につなげ、全職員、行動模範の精神を遵守し、高い倫理観をもって日々の業務活動を遂行します。また、当法人が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令を遵守し、個人情報の保護を図ります。

指定管理業務を行う際には、地球環境に配慮した運営は、当法人の責務と考え、5Rを徹底します。加えて、法人理念の実践とも言うべき活動そのものがCSRととらえ、社会の一員として利用者や地域の方々から信頼される法人であるためにCSR活動を推進し、法人としての社会的責任を果たします。なお、申請開始の日から起算して過去3年間に労働基準監督署・年金事務所等から指摘事項はありません。

法人倫理

信頼の確立

社会福祉法人の社会的責任と公共的使命の重要性を常に認識し、健全かつ適切な業務運営を通じて、利用者や社会からの長期にわたる揺ぎない信頼の確立を図ります。

地域社会への貢献

利用者の満足を利用者の目線で考え、利用者のニーズに適合した質の高いサービスの提供を通じて、地域社会・聴覚障がい福祉の発展に貢献します。

法令等の厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守することはもとより、社会的規範に則り、誠実かつ公正な活動を遂行します。

情報の適切な管理

利用者に関する情報および業務上の機密情報について、適切な管理と保護を徹底します。

社会とのコミュニケーション

適時適切な情報開示を積極的かつ公正に行い、運営の信頼性・透明性の確保に努めるとともに、環境への取組をはじめ、広く社会とのコミュニケーションを行います。

人権の尊重

すべての人の基本的人権を尊重し、活動を行います。

反社会的勢力に対する対応

県民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度を貫きます。

諸規程の整備

令和2年3月17日現在

運営管理に関するもの	有		無		会計経理に関するもの	有		無	
	○	□	○	□		○	□	○	□
・定款	○	□			・経理規程	○	□		
・理念	○	□			・給与規程	○	□		
・行動規範	○	□			・出張規程	○	□		
・就業規則	○	□			・退職金規程	○	□		
・組織規程、組織図	○	□			・旅費規程	○	□		
・職務権限規程	○	□							
・苦情解決に関する規則	○	□							
・情報公開、開示規程	○	□							
・個人情報保護規程	○	□							
・外部委託管理規程	○	□							
・緊急対応規程	○	□							
・事故、不祥事マニュアル	○	□							
・不祥事防止委員会設置要綱	○	□							
・職員配置計画	○	□							
・消防計画	○	□							

施設設備の維持管理に関する法規

建築基準法：建築設備の定期点検

消防法：消防計画の提出

下水道法：汚水処理施設保守管理

労働安全衛生法：第一種圧力容器性能検査

特定家庭用機器再商品化法 PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

神奈川県生活環境の保全等に関する条例：ボイラー等運転管理

建築物における衛生的環境の確保に関する法律：室内空気環境測定等

各種法規に則り、点検等を実施します。

電気事業法：技術基準の維持

水道法：貯水槽清掃

大気汚染防止法：ボイラー等運転管理等

労働関係法規

労働基準法第 24 条及び第 36 条に関して、労働者の過半数を代表する職員との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出ます。

第 24 条関係	平成 31 年 3 月 31 日 締結
第 36 条関係	平成 31 年 3 月 31 日 締結後届出

また、社労士による労働条件審査の実施を進めます。職員のモチベーションを継続的に点検することにより、県民活動の安全・安心を確保し、更に、働きやすい職場づくりを目指して改善していくことで、住民サービスの質を向上させることが期待できます。

環境への配慮

5R でごみの減量化

「5R」とは、ごみを減らすための、R ではじまる 5 つの行動。5R を実践してごみを減らし資源を有効に利用することは、環境への負荷が少ない「循環型社会」の実現につながります。職員及び利用者ひとりひとりの意識と行動が、社会を変える原動力となります。

Refuse (リフューズ)・・・ごみになるものを買わない。

購入データの活用、在庫管理の徹底により、必要なものを必要なときだけに購入します。

Reduce (リデュース)・・・ごみをつくらない。

詰め替え製品を活用します。

Reuse (リユース)・・・繰り返し使います。

裏紙利用等「繰り返し、大切に使う」工夫を考えます。

Repair (リペア)・・・修理して長く使います。

Recycle (リサイクル)・・・資源として再生利用します。

4 つの R を行っても出してしまう不用物も、分別してリサイクルすることで有効利用します。

グリーン購入推進

グリーン購入基本原則	
環境汚染物質等の削減	環境や健康に影響を与えるような物質の使用や排出が削減されていること
省資源・省エネルギー	資源やエネルギーの消費が少ないこと
天然資源の持続可能な利用	再生可能な天然資源を持続可能に利用していること
長期使用性	長期間の使用が可能であること
リサイクル可能性	リサイクル、再利用が可能であること
再生材料等の利用	再生材料や再使用部品を用いていること
処理・処分の容易性	廃棄されるときに、適正な処理・処分が容易なこと

CSRの考え方と実績

「社会的責任」という意味合いが強かった CSR は、地域社会への貢献だけでなく、人権・コンプライアンスの遵守、環境問題への配慮など担うべき責任範囲に拡大傾向がみられます。

当法人は、各関係者(聴覚障がい児者、地域社会、利用者、取引先、職員、家族等)と共に発展するために、聴覚障がい者の福祉の増進を図ることを通じて、社会に貢献するという理念のもとで、法的・経済的責任を確実に果たし、倫理的・社会貢献的責任を積極的に果たしていくことを目指しています。

地球環境の持続可能性の追求

地球温暖化防止のための運動「クールチョイス」等に賛同し、CO₂削減に向けた取り組みを行います。引き続き、夏期にはクールビズを、冬期にはウォームビズを実施し、職員一人ひとりの環境への意識を高めることで、環境負荷への低減を目指します。

人権・コンプライアンスへの取り組み

グローバル化時代に投入している現代社会では、多種多様の価値観や多様性を尊重するダイバーシティが浸透しているため、職員の人権への配慮も重要な CSR の一環と認識します。

この人権には人種や民族といった大きな枠組みから、ハラスメントや男女共同参画、メンタルヘルスへの配慮も含まれます。すでに、セルフケア研修を実施し、より良い職場環境を創るためのメンタルヘルスに関する知識獲得、ストレス解消法及び予防法を学びました。

実習生の受け入れ

当法人では、毎年、福祉専門学校 of 学生等を対象に、実習を受け入れていています。専門教育に関する実践を通して高い職業意識を育成し、主体的な職業選択の支援につながるよう全職員、積極的に取り組んでいます。

SDGsへの取組

SDGs とは、「Sustainable Development Goals」の略で、日本語では「持続可能な開発目標」と言われます。2016 年から国連と 193 か国の全加盟国の合意の下で始まった 2030 年までの世界の共通目標です。

SDGs の言う「持続可能」とは、分かりやすく言えば、限界線を越えないという意味です。ある一線を超えるとコントロール不能になることが過去の経験からわかっています。そして、「開発」とは、人類の進歩を意味します。したがって、「持続可能な開発目標」とは、世界が限界線を越えることなく、人類が進歩を続けるために、人類みんなで守らなくてはならない決め事ということになります。一見、野心的なゴールを掲げているように見える SDGs ですが、実は長期的な視点では人類の最低生存レベルを達成することが念頭にあります。つまり、裏を返せば、このままの進歩の仕方を続けていたら、地球と人間社会が壊れてしまい、人類は反映し続けることができないという問題提起をし、世界全体がその見方を公式に受け入れ、共有したのが SDGs なのです。

神奈川県聴覚障害者福祉センターは、聴覚障がい者に対して、その社会的自立を促進するために、各種の指導、訓練等を行うとともに、日常生活に必要な情報を提供、及び聴覚障がい者に対する社会奉仕活動を行おうとする者に対して、その活動のための便宜を供与することで聴覚障がい者の福祉の増進を図るための SDGs 施設であり、SDGs の目標 3 (保健 3.8)、目標 4 (教育 4.5)、目標 10 (不平等 10.2) 及び目標 17 (実施手段 17.17) と関わっています。

目標 3. すべての人に健康と福祉を

—あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。

(保健 3.8) 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を達成する。

目標 4. 質の高い教育をみんなに

—すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。

(教育 4.5) 2030 年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。

目標 10. 人や国の不平等をなくそう

—国内および国家間の格差を是正する。

(不平等 10.2) 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

目標 17. パートナーシップで目標を達成しよう

—持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

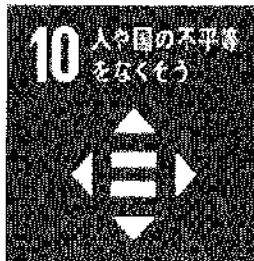
(実施手段 17.17) さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

SDGs は「いのち輝くマグネット神奈川」の取り組みと軌を一にするものと捉えます。法人理念の下、「社会や地域」「人」「環境」の 3 つの要素からなる「CSR テーマ」を掲げ、CSR の課題に取り組むとともに、SDGs に関係している様々なサービスやソリューションを提供し SDGs の達成に貢献していきます。

「社会や地域」

課題：聴覚障がい者の社会参加推進

ターゲット：10.2、17.17



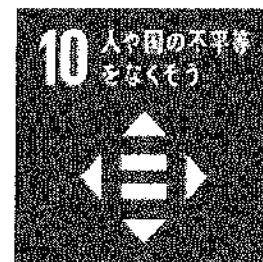
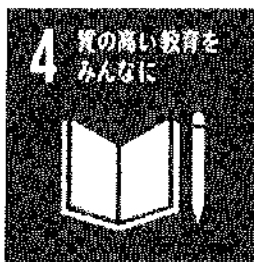
サービス：聴覚障がい者用各種機器の展示、聴覚障がい者の理解促進、市町村の人材育成支援、手話通訳者等の派遣、関係機関との連絡調整・会議

ソリューション：聴覚障がいに関わる正しい知識の普及啓発
市町村等との連携・支援

「人」

課題：聴覚障がい児者のあらゆるレベルの教育や職業訓練への平等なアクセス

ターゲット：4.5、10.2



サービス：一般相談、乳幼児支援、コミュニケーション支援、手話通訳者等の派遣

ソリューション：聴覚障がい乳幼児への支援
教育現場や職業訓練時のサポート

「環境」

課題：聴覚障がい者の質の高い基礎的な福祉サービスへのアクセス

ターゲット：3.8、17.17



サービス：ビデオ(DVD)制作、ビデオライブラリー、ストリーミング配信、各種講座開催、

手話通訳者等の養成及び技術研修、手話通訳者等の派遣、関係機関との連絡調整・会議
ソリューション：ニーズに合った適切な情報提供とサポート

III 団体の業務遂行能力について

2 コンプライアンス、社会貢献について

(2) 障がい福祉に係る法的知識等

- ※ 障がい者支援を行うために必要な障害者基本法、障害者虐待防止法等障がい福祉関係法令に係る職員教育・研修体制等について記載してください。
- ※ 障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方について記載してください。

障がい福祉に係る法的知識

手話が言語であることは障害者基本法において明らかなされたものの、いまだ手話に対する理解が浸透しているとは言えない状況であり、手話に対する県民の理解を深め、これを広く普及していく必要性から、ろう者とうろう者以外の者が、互いの人権を尊重して意思疎通を行いながら共生することのできる地域社会を実現するために制定された神奈川県手話言語条例の理解のもとに、手話言語の普及推進に取り組んでいます。神奈川県手話言語条例の規定する手話推進計画の策定及び同計画の進行管理を行うに当たって有識者等から意見を聴取するために設置された神奈川県手話言語普及推進協議会への参加や手話普及推進イベント「手話の世界へGO!」での協力等があります。また、障がい福祉関係法令について、福祉関係情報誌、福祉新聞等の定期購読物回覧による職員への周知を行っており、日常的に、最新の情報提供をもって職員教育につなげ、データベースでの法令を職員は常時閲覧できる環境を整えていきます。また、聴覚障がい者弁護士による講演等の研修体制も進めていきます。

「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組

障がい者に対する偏見や障壁を排除し、誰もが自分らしく生活できる社会の実現に向け、啓発活動を推進していきます。聴覚障がいに関する取組を積極的に提案、実践していきます。こうした取組みを通じて「ともに生きる社会」の実現を目指します。

「聴覚障がい者が市民と同等に地域で安心して豊かに生活できる社会の実現」は、当法人の悲願です。聴覚障がい者が豊かに、自分らしく地域で生活していく基盤整備のために、聴覚障がい関連情報を提供し、情報の共有を図るとともに、地域生活支援事業実施における県、市町村の役割を明確にし、市町村の支援（市町村が自立して聴覚障害福祉を担えるよう支援する）により、市町村間の意思疎通支援事業を含む聴覚障害福祉の格差解消をめざしています。

また、地域の聴覚障がい児者のニーズを掘り起こし、市町村では対応が難しい聴覚障がい者の相談を行う等の市町村支援を行っています。相談は、設置通訳者の配置が少ないまたはない保健福祉圏を中心に実施します。実施にあたっては、当該神奈川県保健福祉圏内の市町村障害福祉担当課と連携します。

聴覚障がい者、盲ろう者における障害者差別解消法に基づく合理的配慮において、当法人が行っている手話通訳者・要約筆記者の派遣事業、盲ろう者通訳・介助員の派遣事業はコミュニケーション支援の上で大きな役割を担っています。

III 団体の業務遂行能力について

2 コンプライアンス、社会貢献について

(3) 障がい者雇用の促進

※ 障害者雇用促進法の法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績について記載してください。

ア 法定雇用率の達成状況、未達成の場合の今後の対応

(ア) 障害者雇用状況（令和元年6月1日現在）※1

法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (A)	うち常用雇用障害者数 (B)	実雇用率 (B) / (A) × 100	不足数 (A) × 法定雇用率※2 - (B)
30	14	46.7	-13.3

※1 「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下、障害者雇用促進法という。）に基づき、厚生労働省に報告している令和元年6月1日現在の障害者雇用状況を記載してください。報告義務のない法人については、(A)、(B)を記載してください。

算定方法については、厚生労働省に報告する障害者雇用状況報告書の記載要領を確認してください。

※2 法定雇用率については厚生労働省のHPを参照してください。

（参考）国のガイドライン（画面下の方）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougai/04.html

(イ) 未達成の場合の今後の対応

(ロ) 障害者雇用促進法に基づく国（公共職業安定所長）からの障害者雇入れ計画作成命令の有無

有（計画作成命令を受けた後の対応について：）

無

イ 障がい者雇用促進の考え方と実績

（障がい者雇用企業等≪障害者雇用企業、障害福祉サービス事業所、在宅就業支援団体など≫に優先的に発注するなど障がい者雇用の促進する考え方や実績を記載してください。）

改正障害者雇用促進法等の施行により、障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざし、そのニーズと適性に応じて、地域生活における自立が図られており、一般雇用が進んでいます。SDGsへの取組から、障がい者を特別視するのではなく一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり共に生きる社会こそノーマルな社会であると考え、ノーマライゼーション、さらには、多様な人材を活かす事業運営、ダイバーシティーといった考えをふまえて、法定雇用率を達成している当法人としては、引き続き積極的に障がい者雇用を進めます。また、障害がい者雇用企業等に優先的に発注します。

令和元年度実績：主な取引先 17 社中、障がい者雇用企業等 9 社。

III 団体の業務遂行能力について

3 事故・不祥事への対応、個人情報保護について

※ 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故・不祥事発生時の対応、再発防止策構築状況について記載してください。

※ 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況等について記載してください。

事故・不祥事

重大な事故・不祥事に対する対応

過去3年間に重大な事故または不祥事はありません。不祥事等があった場合の対応や再発防止への取り組みとしては、事故・不祥事マニュアルをもとに、職員が、事故、事件等のあらゆる危機に対し、的確かつ迅速に対応するために必要な事項を定めて、利用者、職員の生命及び健康を守ります。あわせて、職員の不祥事防止、服務規律の確保の徹底を図るため、不祥事防止委員会を設置して、下記事項を行います。

- (1)不祥事防止対策の検討及び推進。
- (2)不祥事防止に係る具体策等の推進。
- (3)不祥事防止のための研修プログラムの企画及び職場状況の把握。
- (4)不祥事発生時の解決対応へ取り組み。

個人情報保護

個人情報保護規程の公表・遵守

指定管理業務における個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び神奈川県個人情報保護条例の規定に従い、個人の権利、利益を侵すことのないよう最大限努めます。また、指定管理業務の実施により知り得た個人情報の漏洩・滅失などの事故の防止その他の個人情報の適正な管理の確保を図るために、社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会個人情報保護規程を公表し、遵守します。

個人情報の収集

利用者等の個人情報を取得する場合、利用目的を明確に定め、その目的達成のために必要な範囲で、適正かつ公正な手段により収集します。

個人情報の管理・取扱いについて

法人は、保有する利用者等の個人情報の外部への漏洩、不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、ウイルスなどの危険に対して、適切な安全対策を講じます。また、職員の教育、啓発に努め、自覚的・自発的な個人情報保護意識の高揚を図ります。

情報漏洩の大多数が内部の人間による不注意であることから、ルール事項を各職員に徹底し、不注意をできるだけ防止する仕組みを構築し、嚴重な漏洩防止の対策を実施します。

- ・業務で取り扱う個人情報については、ロッカーに収納、施錠して保管します。
- ・個人情報は、誰も許可無く外部に持出すことは厳禁とします。

- ・作成した磁気データは、パスワード等のセキュリティを施し管理します。
- ・不必要な磁気データの作成・保存は行いません。
- ・ネットワークセキュリティ導入により、管理担当者による情報システム集中監視を行い、情報漏えい等の事故防止を行います。

個人情報の第三者への提供について

保有する個人情報を本人の同意なしに第三者に開示・提供することはありません。ただし、以下の場合、本人の同意なく個人情報を開示・提供することがあります。

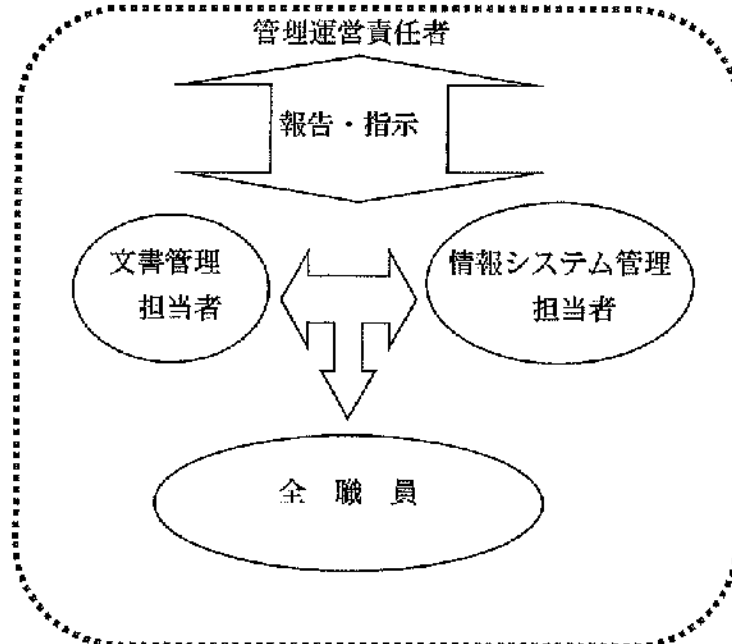
- (1)法令に基づく場合
- (2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。

個人情報の開示・訂正・削除について

- (1)本人又は本人の認めた代理人から個人情報の開示請求があった場合は、所定の手続きに基づき速やかに開示します。
- (2)保有する個人情報が正確かつ最新の内容に維持できるように努め、変更が生じた際は、提出いただいた変更届により速やかに訂正します。
- (3)本人から、保有する個人情報の利用停止の請求があった場合は、正当な理由であることを確認した上で、削除します。ただし、運営上最低必要な個人情報は削除できません。

個人情報保護体制について

管理運営責任者をトップとして、個人情報保護の管理体制を確立します。また、職員研修にも個人情報保護研修を実施するなど、徹底した保護体制を構築します。



万が一、漏えい事故が発生した場合に可及的すみやかに対応を行うための個人情報取扱事業者保険加入を考えます。

III 団体の業務遂行能力について

4 これまでの実績について

※ 指定管理業務と類似の業務を行う施設等での管理実績について、記載してください。

※ 特に、利用者の視点に立った情報提供の実績、その他聴覚障がい者の福祉、地域社会との連携や共生社会実現に向けた取組の実績があれば、詳しく記載してください。

指定管理施設管理

当法人は平成14年4月に神奈川県聴覚障害者福祉センターの管理運営を県から委託を受け、平成18年4月からは指定管理者として運営を行うなど18年間にわたって、聴覚障がい者の福祉を専門とする法人として、指定管理業務についての知識・経験を有する各種有資格者や公共施設の総合的管理を担う職員により、安全で快適な県有施設の管理運営を行っています。これまで、他自治体における指定取消しはなく、順調に管理運営を行うとともに、県との協定に基づき、乳幼児、学齢児、成人ろうあ者、中途失聴者、難聴者等聴覚障がい児者を対象として、各種相談、社会適応訓練、日常生活に必要な情報の提供、聴覚障がい児の早期訓練、手話通訳者及び要約筆記者の養成・認定・派遣等を行ってきました。また、施設の設置目的である、「聴覚に障がいがある者に対して、その社会的自立を促進するために、各種の指導、訓練等を行うとともに、身体障害者福祉法第34条の規定により日常生活に必要な情報を提供し、及び聴覚障がい者に対する社会奉仕活動を行おうとする者に対して、その活動のための便宜を供与し、もって聴覚障がい者の福祉の増進を図るための施設」であることをふまえ、施設の効用を最大限に発揮できるよう、当事者運営を基軸に、利用者ニーズを敏感に捉え業務を遂行してきました。

平成14年4月 神奈川県聴覚障害者福祉センター受託運営

平成17年4月 神奈川県聴覚障害者福祉センター指定管理者

平成23年4月 神奈川県聴覚障害者福祉センター指定管理者(2期目)

平成28年4月 神奈川県聴覚障害者福祉センター指定管理者(3期目)

聴覚障害者福祉センター事業の推移

(人)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
相談	2,539	2,753	2,846	2,644	2,322
各種検査	1,415	1,400	1,355	1,147	984
聴覚障害乳幼児	694	343	410	339	424
ビデオライブラリー	7,390	11,527	13,584	18,237	27,463
各種講座・講習等	4,041	4,272	4,503	4,120	3,371
見学者	427	359	311	299	243
部屋利用者	13,053	12,322	13,487	12,189	12,232
聴覚障害を知る講座	43	52	33	21	21

これからも、県民、地域住民、更には関係諸団体との協働により、高品質な業務を遂行し、更なる利用者サービスの向上、管理経費の節減に努めます。

新たな指定管理施設管理

川崎市聴覚障害者情報文化センター

平成 28 年 4 月からは指定管理者として、川崎市聴覚障害者情報文化センターの運営を行っています。

川崎市聴覚障害者情報文化センターは、聴覚障がい者にとって必要な情報を提供するとともに、聴覚障がい者の文化活動や社会活動等を支援し、聴覚障がい者の福祉の増進を図ることを目的として平成 12 年（2000 年）1 月 4 日オープンされました。聴覚障害者情報文化センターは、身体障害者福祉法第 34 条に定められた法定施設で、全国では 51ヶ所（川崎市含む）、政令指定都市では 5 番目の設置です。鉄骨造 2 階建の施設で 1 階部分に老人いこいの家、2 階部分に川崎市聴覚障害者情報文化センターが設置されている、合築の構造になっています。これは、特定非営利活動法人川崎市ろう者協会をはじめ、特定非営利活動法人川崎市中途失聴・難聴者協会及び関連団体の十数年にわたる設置運動がかなったものです。

主な事業内容

- 1、聴覚障害者にとって必要な情報を提供する事業
 - (1)字幕・手話通訳付ビデオ（DVD）の製作及び貸出
- 2、聴覚障害者の情報伝達を支援する事業
 - (1)聴覚障害者の求めに応じ、手話通訳者や要約筆記者を派遣する
 - (2)手話通訳者及び要約筆記者を養成する
 - (3)情報機器の貸出
- 3、聴覚障害者に対する相談事業
- 4、聴覚障害者の文化、学習、レクリエーション活動の支援事業

利用者視点からの情報提供

IT の発展・普及に合わせホームページでの動画配信を行い、聴覚障がい者へ手話での情報提供、聴覚障がいの普及啓発情報を配信するとともに、手話を主な言語として日常生活及び社会生活を営む聴覚障がい者に、手話による情報発信・情報提供を行うに際し、より適切な手話映像制作を行うために、聴覚障がい当事者からの意見を聞くための手話映像検討委員会での協議をもとに効果的な手話映像配信を行いました。

インターネットによる、手話動画配信の方式はストリーミング配信で、自主制作番組を発信しました。番組は、センター事業または法律関係や日常生活に必要な情報を幅広く配信することで配信本数・動画へのアクセス数の拡大を図りました。

平成 30 年度動画配信アクセス件数 25,188 件。

配信番組名	配信本数
神奈川県聴覚障害者福祉センターガイドテープ	1 本
手話語り	50 本
どうなる！新元号！！	1 本
スプレー缶 捨て方大丈夫？	1 本
生活関連情報動画等	90 本

また、手話通訳士受験対策講座教材制作、手話テキスト動画化（神奈川県地域福祉課）や信号機委員会制作「信号機補助装置体験報告会 in 大阪」の編集支援など、関係団体等の撮影、編集に協力しました。神奈川県聴覚障害者福祉センターロビーには、アイドラゴン4を設置し、緊急放送、「目で聴くテレビ」、アーカイブとして過去番組及び情報提供施設等の制作した番組等を自由に視聴できるようにしました。

その他聴覚障がい者の福祉

遠隔手話通訳サービス事業

県より委託を受け、県内16カ所の合同庁舎等にタブレット型端末を配置し、神奈川県聴覚障害者福祉センターと結んで、合同庁舎等に来庁された聴覚障がい者と窓口の職員との手話通訳サービスを提供する事業を行いました。また、県が行う県民意見反映手続きにおいて手話対応に係る翻訳業務を行いました。

地域社会との連携や共生社会実現に向けた取組

県立施設としての取組

神奈川県聴覚障害者福祉センターの県立施設としての役割について、内部で検討をすすめ、次の3点に整理しました。

- ① 専門性（市町村では対応が困難な専門性が高い事業を行う）
- ② 情報発信（聴覚障がい者側、聴覚障がい側からの情報を発信する）
- ③ 市町村支援（市町村が自立して聴覚障がい福祉を担えるよう支援する）

各事業において、この3点から再度事業を見直し、可能なものから改善をすすめていくこととし、県立施設としての役割については、今後も検討を続けていきます。

